参考資料

茨附障自第000013号
令和8年9月28日

茨木市長　福岡 洋一 様

茨木市障害者地域自立支援協議会
会長 加藤 美朗

茨木市障害者地域自立支援協議会の答申について

令和8年7月16日付け茨障第1673号で諮問のありました事項について、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問内容

茨木市障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）の策定に関すること

・相談支援体制の再編について

・適正なサービス提供基盤の整備について（意見申出制度の活用）

2 答申内容

別紙1及び別紙2のとおり

別紙1・・・茨木市障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る意見答申委員会
会議資料

別紙2・・・茨木市障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る意見答申委員会
会議録

以 上

別紙１

資　料

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る茨木市障害者地域自立支援協議会定例会構成機関からの意見まとめ（意見答申検討委員会用資料）

項目		主な意見
1　相談支援体制の再編について	①今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	(1)委託相談、基幹相談の役割を明確化する必要がある。 (2)委託業務の内容をより具体的にする必要がある。
	②計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	(1)計画相談支援（児童相談支援）の方針について検討する必要がある。 (2)委託相談から計画相談への移行の際、引継ぎのタイミングや情報共有の方法について、共通のルールを整理する必要がある。
	③のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	(1)のぞまないセルフプランの方へのアプローチの仕方について改善する必要がある。 (2)計画相談が円滑に行える体制の構築が必要である。
	④相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	(1)主任相談支援専門員の役割を明確化する必要がある。 (2)研修や事業所連絡会（ソーシャルワーカー部会）、地域でのネットワーク構築を通じて、相談員同士が支援が困難な事例を共有し、相談し合える仕組みを推進する必要がある。
2　適正なサービス提供基盤の整備について	①就労継続支援B型について	
	・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えられる手法について	(1)事業所への指導・監査を強化するとともに、事業所が適正に評価される仕組みを整備する必要がある。 (2)各事業所の支援内容や特色、工賃、就労支援の実績などを利用者が比較しやすい形で情報提供する仕組みを整備することにより、利用者が自らの希望やニーズに合わせて事業所を選択できる環境づくりを進める必要がある。
	・事業所の新規指定を制限した場合、本市における影響について	(1)利用者一人ひとりの障害特性や希望に応じた事業所選択に影響が出る可能性がある。 (2)平均工賃の向上が期待できる。
	・事業所の新規指定の制限を行わなかった場合、本市における影響について	(1)既存指定事業所において定員割れが起こっている現状が継続することとなり、経営状況が悪化した事業所が閉鎖となる懸念がある。
	・その他参考資料を踏まえた意見について	(1)事業所の現状や平均工賃向上のことを踏まえると新規指定の制限を検討するのがよいと思う。 (2)一律に新規指定の制限を行うのではなく、法令遵守状況やサービスの質、工賃向上への取組、地域ニーズへの対応などを総合的に評価し、適切に運営している事業所や地域に必要とされる事業所が不利益を受けない制度とするなど、指定にかかる条件付けを慎重に考える必要がある。
	②共同生活援助について	
	・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えられる手法について	(1)事業所への指導・監査を強化するとともに、事業所が適正に評価される仕組みを整備する必要がある。 (2)現場では深刻な人材不足が生じており、人材確保や人材育成の取組を行う必要がある。
	・事業所の新規指定にあたって、強度行動障害の状態にある者や身体障害と他の障害の重複のある障害者等の受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、本市における影響について	(1)グループホームについては、量が充足しているとは言えない状況のなか、条件に対応できる世話人や生活支援員の確保の目途が立たず、新規参入が妨げられることにより、事業所不足が継続する可能性がある。 (2)強度行動障害や身体障害と他の障害の重複のある方を一定割合受け入れる事は、利用者支援に混乱や緊張が生じる可能性があることに加え、新規設置にあたり、地域住民の理解が難しくなる可能性がある。
	・上記の制限を行わなかった場合、本市における影響について	(1)受入れやすい中軽度の利用者に偏る可能性があり、強度行動障害がある方等、支援ニーズの高い利用者の入居先の不足が解消されない状況が続く。
	・代替の条件・意見について	(1)特定ニーズの対応を条件とするのではなく、重度障害者等の受け入れに見合う人員配置強化、研修体制、報酬・加算制度などの整備を並行して進めるべき。 (2)強度行動障害や身体障害と他の障害の重複のある方の対応ができるグループホームの設置・運営にかかるサポートを行うなど、後押ししていく取組が必要である。
	・その他参考資料を踏まえた意見について	(1)強度行動障害がある方や医療的ケアの必要な方などが利用できない課題は大きいが、中軽度の人向けのグループホームも茨木市においては不足している状況。指定に条件をつけることについては、時期尚早。 (2)量だけではなく、質を重視した整備を進め、適切な支援体制を整備している事業所が評価される必要がある。
	③児童発達支援・放課後等デイサービスについて	
	・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えらえる手法について	(1)困難ケースに対応する事業所を評価する仕組みが必要である。 (2)実地指導では書類だけではなく、療育内容の質についての指導も検討が必要ではないか。
	・事業所の新規指定にあたって、医療的ケア児、強度行動障害の状態にある児童または重症心身障害児のいずれかの受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、本市における影響について	(1)新規指定のハードルが高くなり、医療的ケア児等以外の障害児の受け入れ先も不足する恐れがある。 (2)人員配置や設備面での質の低下が懸念される。
	・上記の制限を行わなかった場合、本市における影響について	(1)医療的ケア児等の受け入れ先の不足が継続する恐れがある。 (2)特に強度行動障害児の受け入れ先の不足が大きな課題である。
	・代替の条件・意見について	(1)支援学校の児童の優先受入れや市内在住児童の受入れ割合を示し、指定の要件としてはどうか。 (2)構造化やクールダウン室等の強度行動障害児に対応できる設備を指定の要件としてはどうか。
	・その他参考資料を踏まえた意見について	(1)サービスの提供体制については、事業所の所在の偏りなどの地域性や市外児童の利用状況も考慮すべきである。 (2)保護者が適切な事業所を選択できる情報提供体制が必要である。

本日議論いただきたい内容	相談支援体制の再編について	(1)委託相談と計画相談の本来の役割を果たすために必要なことについて (2)計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるための方策について (3)その他資料を踏まえた意見について
	就労継続支援B型について	(1)事業所のサービスの質を確保・向上させるための方策について (2)事業所の新規指定を制限することについて (3)その他資料を踏まえた意見について
	共同生活援助について	(1)事業所のサービスの質を確保・向上させるための方策について (2)事業所の新規指定にあたり、本市の状況を踏まえ、付与することが望ましい条件・意見について (3)その他資料を踏まえた意見について
	児童発達支援・放課後等デイサービスについて	(1)障害児通所支援における支援内容の質の維持・向上のための方策について (2)事業所の新規指定を制限することについて (3)その他資料を踏まえた意見について

茨 障 第 1935号
令和８年７月16日

茨木市地域自立支援協議会
定例会構成機関各位

茨木市地域自立支援協議会事務局
（茨木市福祉部障害福祉課）

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る
茨木市障害者地域自立支援協議会の意見について（照会）

標記について、令和８年７月16日開催の第１回茨木市障害者地域自立支援協議会全体会において、自立支援協議会への諮問及び答申についての議題が承認されました。

つきましては、下記のとおり貴機関のご意見について照会いたしますので、ご回答ください。

記

１　目的

茨木市が策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画において、次の事項について、茨木市障害者自立支援協議会の意見を聴くため。

（1）相談支援体制の再編について
（2）適正なサービス提供基盤の整備について（就労継続支援B型、共同生活　援助、児童発達支援、放課後等デイサービス）

２　意見照会事項

（1）相談支援体制の再編について
①今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について
②計画相談等、その他関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について
③のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について
④相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について

（2）適正なサービス提供基盤の整備について（就労継続支援Ｂ型、共同生活　援助、児童発達支援、放課後等デイサービス）

①就労継続支援Ｂ型について、サービスの質を確保・向上させるための取組や事業所の新規指定を制限した場合、本市における影響等について

②共同生活援助について、サービスの質を確保・向上させるための取組や事業所の新規指定にあたって、強度行動障害の状態にある者や身体障害と他の障害の重複のある障害者等の受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、本市における影響等について

③児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、サービスの質を確保・向上させるための取組や事業所の新規指定にあたって、医療的ケア児、強度行動障害の状態にある児童または重度心身障害児のいずれかの受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、本市における影響等について

３　提出期日

令和８年７月24日（金）17時（厳守）

４　提出方法等

別添「参考資料」及び「留意事項及び意見整理表（エクセルファイル）」の留意事項を必ずご確認いただき、意見整理表へ意見を入力し、E-mailにて下記までご送付ください。

５　その他

・記載上の留意事項については、別添の「留意事項」をご参考ください。

・いただいたご意見については、７月30日の自立支援協議会定例会で意見交換を行った後、集約した資料を意見答申検討委員会による協議の場へ提出いたします。その際いただいた意見については機関名を明示します。また、原文のまま提出することがあります（同趣旨の意見を整理するなどの加工は一定程度行う予定）ので、ご留意ください。

・複数機関の代表として定例会に参加している機関におかれましては、お手数ですが、各機関へ照会を行っていただくなど、定例会へ参加されている機関だけでなく、各機関の意見を可能な限り反映できるよう、ご協力をお願いいたします。

【お問い合わせ先】
福祉部 障害福祉課 計画推進係
担当：　井本・沖田
電話：072-620-1636（直通）
メール：syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp

障害福祉計画等策定にあたっての意見整理表の記載について（記載上の留意事項）

標記意見整理表は、障害福祉計画等の策定にあたり、**1　相談支援体制の再編に関すること、2　適正なサービス提供基盤の整備に関すること（就労継続支援Ｂ型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス）**について、自立支援協議会に諮問したものにつき、定例会に参加する各機関の皆様のご意見を記載いただくものです（※本市の取組・方針への「質問」を記載いただくものではありません）。

意見整理表の記入にあたっては、必ず下表及び別添参考資料をご確認の上、作成をお願いいたします。

諮問事項を主眼としない内容や、直接関連しない内容については、ご意見としてお取り扱いいたしかねますので予めご了承ください。

いただいた各機関のご意見については、７月30日の自立支援協議会定例会で意見交換を行った後、集約した資料を意見答申検討委員会による協議の場へ提出いたします。その際いただいた意見については機関名を明示します。また、原文のまま提出することがあります（同趣旨の意見を整理するなどの加工は一定程度行う予定）ので、ご留意ください。

項目	ご意見をいただきたい項目	項目番号
1　相談支援体制の再編について 【参考資料①】	①今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	1-①
	②計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	1-②
	③のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	1-③
	④相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	1-④
2　適正なサービス提供基盤の整備について（就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス） 【参考資料②③】	①就労継続支援B型について ・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えられる手法について ・事業所の新規指定を制限した場合、本市における影響について ・事業所の新規指定の制限を行わなかった場合、本市における影響について ・その他参考資料を踏まえた意見について	2-①
	②共同生活援助について ・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えられる手法について ・事業所の新規指定にあたって、強度行動障害の状態にある者や身体障害と他の障害の重複のある障害者等の受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、本市における影響について ・上記の制限を行わなかった場合、本市における影響について ・代替の条件・意見について ・その他参考資料を踏まえた意見について	2-②
	③児童発達支援・放課後等デイサービスについて ・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えらえる手法について ・事業所の新規指定にあたって、医療的ケア児、強度行動障害の状態にある児童または重度心身障害児のいずれかの受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、本市における影響について ・上記の制限を行わなかった場合、本市における影響について ・代替の条件・意見について ・その他参考資料を踏まえた意見について （児童発達支援・放課後等デイサービスで意見が分かれる場合は、どちらについての意見かをお示しください。）	2-③

【参考資料①】１　相談支援体制の再編について

①今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について

②計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について

（背景・課題）

「相談支援に関する手引き」（令和６年３月厚生労働省）において、「ケアマネジメントは障害福祉サービス等の利用支援のみに留まらず、障害者等の地域生活を支援するために必要なものであるが、障害福祉サービス等を利用している者については「計画相談」により提供され、より一般的な相談支援や障害福祉サービス等を利用しない者については、障害者相談支援事業（委託相談支援）により提供される体制の確保が必要」とされています。

本市においては特定相談支援事業者へ障害者相談支援事業を委託して一般的な相談に応じられる体制の充実に他市と比較しても注力してきました。一方、特定相談支援事業者の不足により、既にサービスを利用している障害者等へも継続的に委託相談支援が支援している実態があり、委託相談支援の本来業務に支障を来たし、または計画的かつ継続的なケアマネジメントを必要な対象者が利用しにくい状況は継続しています。

今期障害福祉計画において計画相談等の提供体制充実の推進を重点的に行ってきたところであり着実に成果をあげているが、地域の人的資源には限りがあり、持続可能で適切な相談支援体制づくりにはなお取り組みが必要な状況です。

ついては、これまでの施策に加え、委託相談支援の本来業務の整理と人的リソースの計画相談支援・障害児相談支援へ移行を行い、相談支援体制の最適化を促進する必要があると必要と考えています。

（現状等）

別紙資料１、２、３、４，５参照

③のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について

（背景・課題）

「のぞまないセルフプラン」とは、サービス等利用計画を相談支援専門員と一緒に作りたいと思っていても、相談支援専門員が不足しているなどの理由により、本人や家族が計画を作成している状態であり、本人が希望してセルフプランを選んでいる場合とは区別されます。

障害者・児の地域生活には、障害福祉サービス・児童通所支援等のみに限らず、フォーマル、インフォーマルの多様な社会資源を組み合わせる必要があることが多く、これらを状況の変化やライフステージの変化に合わせてケア体制をマネジメントする、「計画的かつ継続的な相談支援」を円滑に利用できる環境の整備が必要です。しかし、サービス等利用計画を作成する専門職である相談支援専門員が不足しており、計画作成依頼に応じられない、又は待機期間が生じることがあります。相談支援専門員に依頼できないため、やむを得ずセルフプランを選択せざるを得ない、又は委託相談支援がその援助を行っている状況が生じています。

また委託相談においては、上記の状態からサービス受給者に対しても相談支援を継続せざるをえないため、まだサービスを使っていない人やニーズが整理しきれていない人への援助等の本来業務に影響を与えるとともに、現状の委託相談支援の提供体制の維持が「計画的かつ継続的な相談支援」を必要量提供できない要因になっている側面もあります。

（現状等）

別紙資料６参照

④相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について

（背景・課題）

相談支援専門員は、地域で暮らす障害者やその家族にとって、多様なニーズに対応し、自立した生活を支える上で不可欠な存在です。その質の向上と、負担軽減・バーンアウト防止のためのフォロー体制は、支援の質の維持・向上、専門職としての定着に直結する重要な課題です。

相談支援専門員の業務は、精神的負担が大きく、複雑化・多様化していることや、事業所単位の配置人数が少なく、同一法人内で同一業務を行う専門職が少ないことなどもあり、従業者同士の相互フォローやスーパーヴァイズなどの所属法人からのフォローも受けにくい現状から、バーンアウトのリスクが高い職種と考えられ、各法人や地域でのバーンアウト防止策等が必要と考えられます。

障害者・児への継続的な支援を提供するためには、専門職が心身ともに健康に働け、かつ技術向上を図れる環境が不可欠であると考えています。

資料1

相談支援体制の再編

第1層 計画相談…日常的にサービスを要する人に、生活の変化に応じた計画的且つ継続的な支援

サービス受給者 約2800人（うち、約44%が計画相談を利用）。受給者は今後も増加見込み

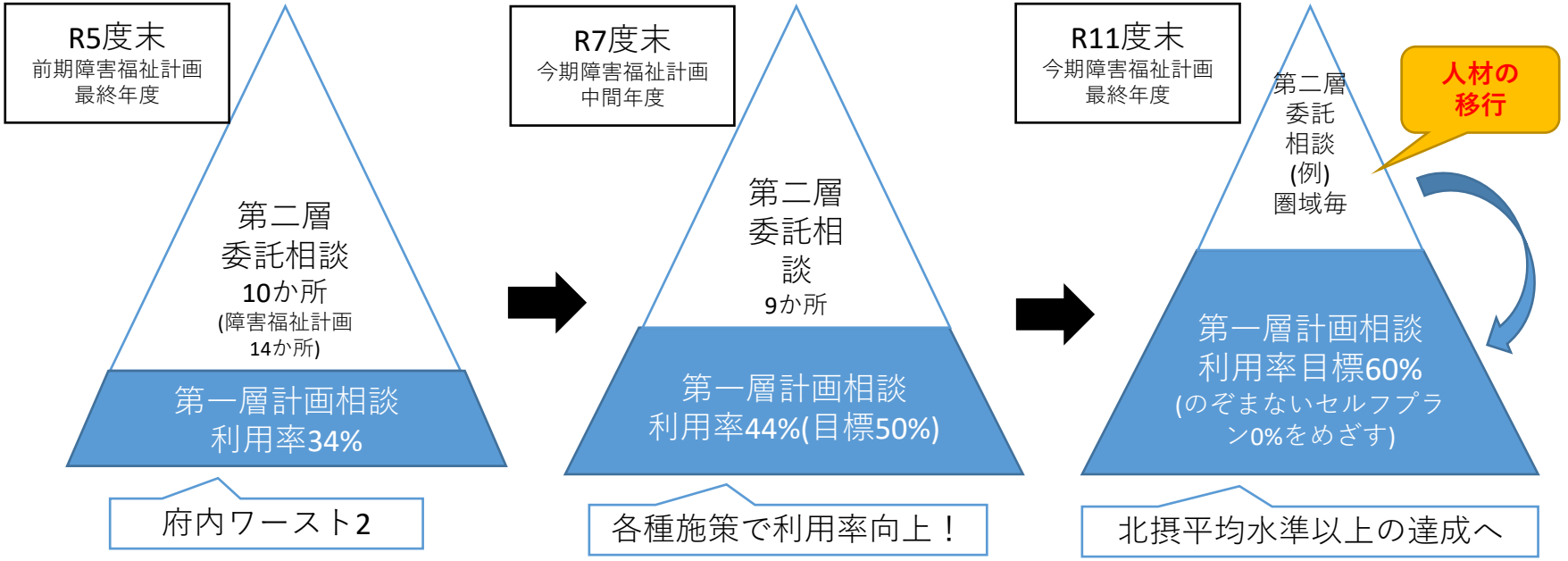
第2層 委託相談…伴走型支援・危機介入等、サービス受給に繋がっていない人を適切な支援体制に繋ぐ

継続的な支援対象者 約1000人（うちサービス受給に至っていないのは約45%）

⇒委託相談で支援しているサービス受給者は計画相談へのあっせんを推進（R8度委託仕様書で明確化）

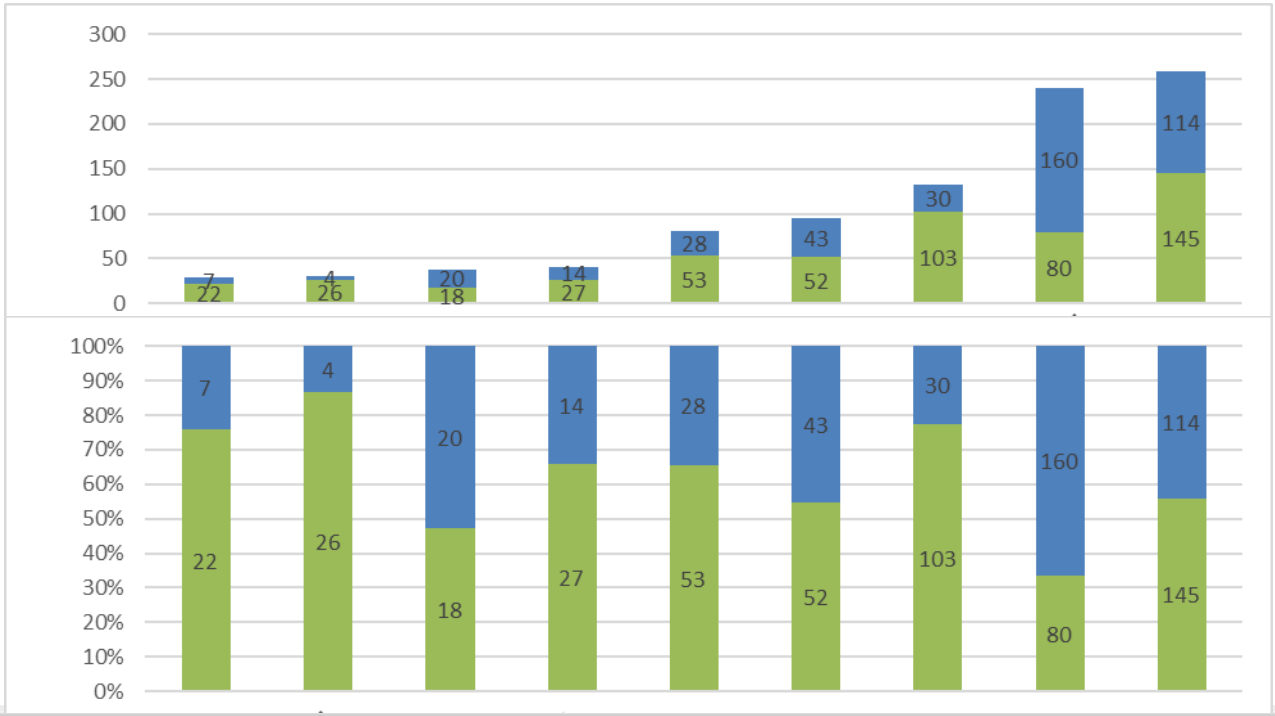
⇒人材を第一層へ移行することで、障害者・児の地域生活の持続可能性を高める必要がある

⇒特定相談支援事業所等は様々な状態の障害者・児を適正な人数担当し経営の安定・持続性向上を図る



資料2

委託相談支援事業所の継続的支援対象者数
（令和6年度調査より）



・対象者のうちサービス支給決定のない者（委託相談の本来の主たる対象者）…約45%
・対象者のうちサービス支給決定のある者（本来は計画相談・障害児相談支援の対象者）…約55%

⇒今年度の委託仕様書で、障害者(18歳以上。障害児は保留)については、主たる対象をサービス支給決定を受けていない人であること、すでにサービス支給決定を受けている人は原則計画相談へのあっせんを進めることを明確化することで、必要な人が計画相談の利用に至ることや、委託相談支援の業務量・相談支援体制における役割の最適化を促進

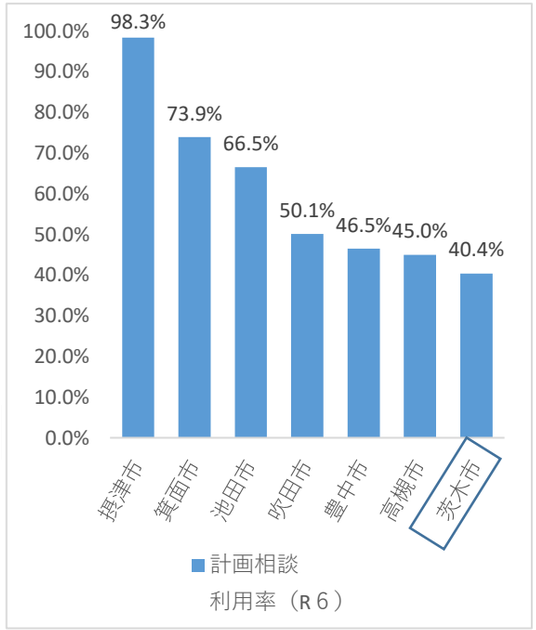
※サービス支給決定があり、計画相談に繋がった事例でも、一定の継続的関わりが必要な事例はある
(計画相談支援等のフォローや、複合的課題のある家庭等)
※一部エリア状況は市直営となっていた時期のために含まない

計画相談利用率　北摂７市の状況

資料3

障害者

自治体名	計画相談利用率（R６）	計画相談利用率（R３）	増減
摂津市	98.3%	99.7%	-1.4%
箕面市	73.9%	78.4%	-4.5%
池田市	66.5%	61.6%	4.9%
吹田市	50.1%	53.2%	-3.1%
豊中市	46.5%	51.8%	-5.3%
高槻市	45.0%	47.8%	-2.8%
茨木市	40.4%	34.1%	6.3%



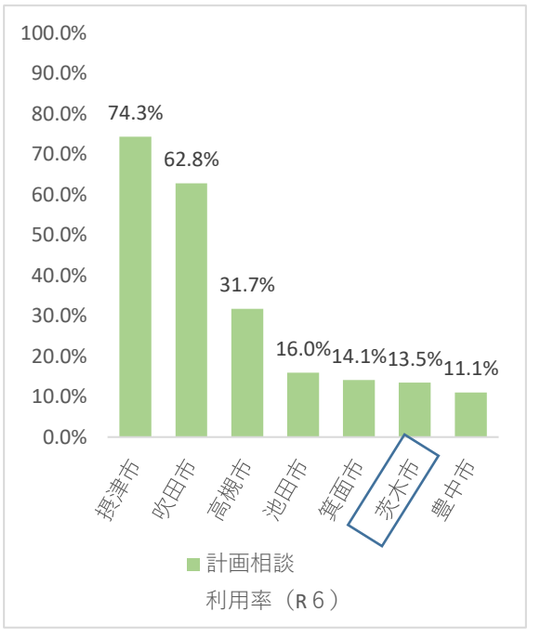
計画相談利用率平均

７市平均	60.1%	61.0%	-0.9%
北摂平均	63.3%	65.0%	-1.7%

島本町	41.5%
能勢町	82.3%
豊能町	89.0%

障害児

自治体名	計画相談利用率（R６）	計画相談利用率（R３）	増減
摂津市	74.3%	66.4%	7.9%
吹田市	62.8%	73.6%	-10.8%
高槻市	31.7%	35.0%	-3.3%
池田市	16.0%	10.6%	5.4%
箕面市	14.1%	22.0%	-7.9%
茨木市	13.5%	17.4%	-3.9%
豊中市	11.1%	9.8%	1.3%



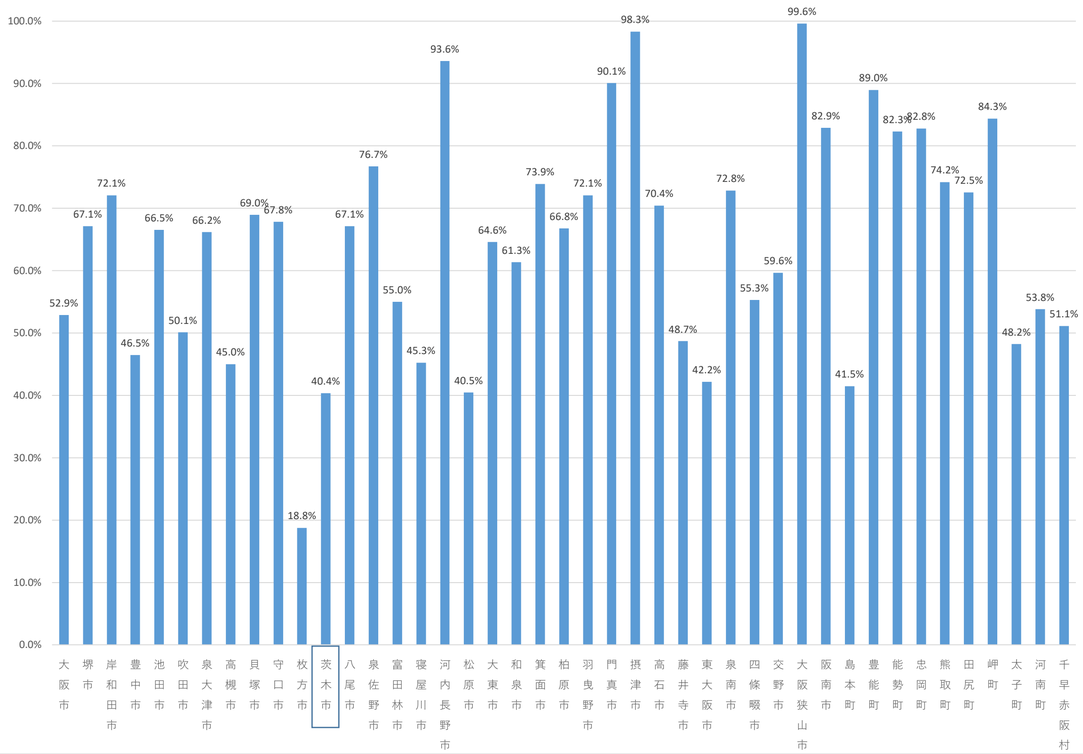
計画相談利用率平均

７市平均	31.9%	33.5%	-1.6%
北摂平均	37.7%	42.1%	-4.4%

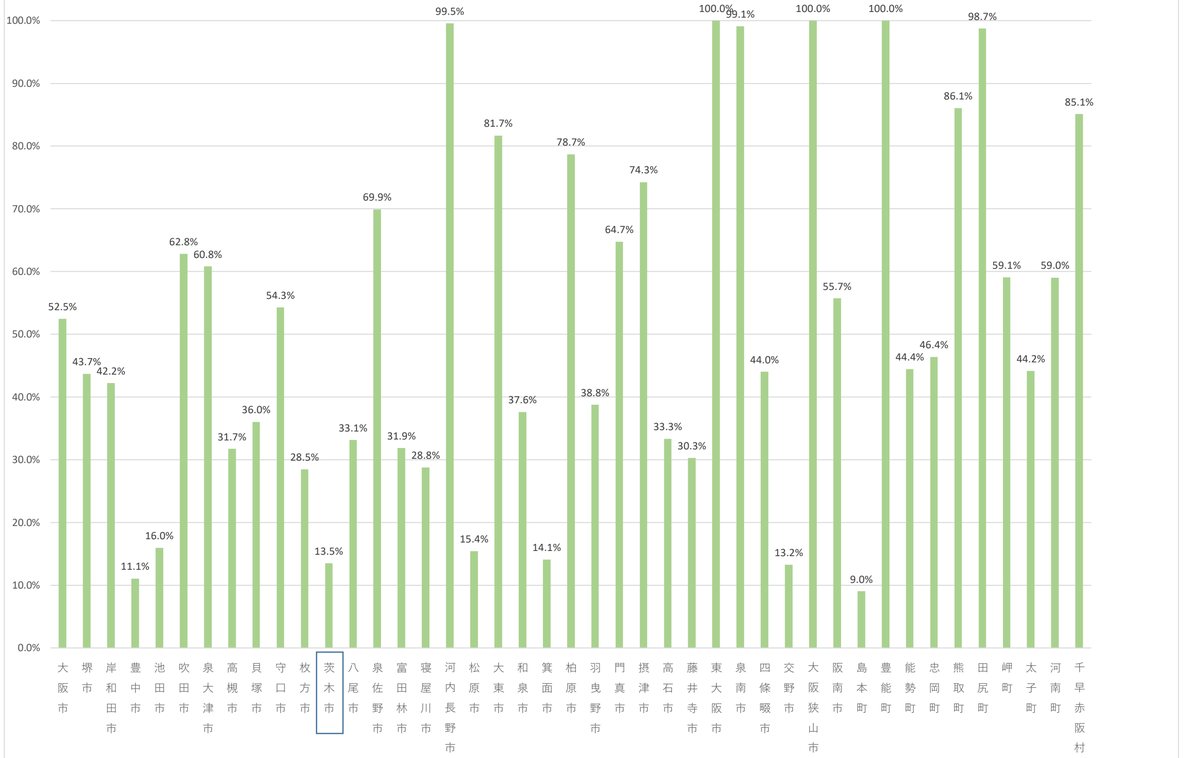
島本町	9.0%
能勢町	44.4%
豊能町	100.0%

資料4

【障害者総合支援法分】市町村別計画作成達成率（R7.3月末現在）



【児童福祉法分】市町村別計画作成達成率（R7.3月末現在）

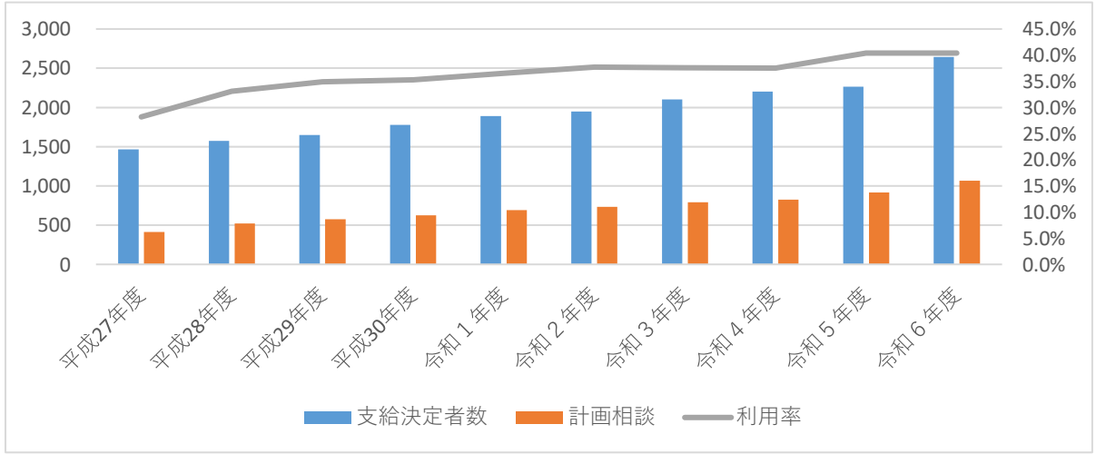


計画相談支援の推計、利用率等のシミュレーション表

資料５

年度	計画相談支給決定者数※1	支給決定者数（18歳以上）※1	特定相談利用率		支給決定者数（18歳以上）×特定相談利用率目標	必要相談支援専門員常勤換算数（100%想定）		目標達成必要相談支援専門員常勤換算数		現状の相談支援専門員数	障害福祉計画
			実績値※2	目標※3		R4調査※4	R7調査※5	R4調査※4	R7調査※5		
令和4年度	825	2,413	34.2%	37.5%	826	57	66	20	23	20.8	第6期
令和5年度	916	2,501	36.6%	39%	884	59	69	21	24	ー	
令和6年度	1,067	2,644	40.4%	40%	957	63	72	23	26	28.7	第7期
令和7年度	1,217	2,762	44.1%	45%	1,128	65	76	27	31	34	
令和8年度	1,338	2,878	46.5%	50%	1,439	68	79	34	39		
令和9年度	1,471	2,997	49.1%	54%	1,618	71	82	38	44		第8期
令和10年度	1,603	3,116	51.5%	57%	1,776	74	85	42	49		
令和11年度	1,736	3,235	53.7%	60%	1,941	77	89	46	53		

※1　計画相談支給決定者数、支給決定者数は、令和4年度～令和7年度までの実績から回帰式を算出し、試算。
※2　令和8年度から令和11年度はシミュレーション値
※3　特定相談利用率目標は、障害福祉計画第8期・障害者施策に関する第5次長期計画完了時、令和3年度北摂7市の平均値を参考として設定
※4　令和4年度実態調査により、常勤換算1あたり支援できる利用者数の上限は60とし、実際は押しなべて60の利用者支援は困難と考えられるため、90%の54で試算。
同調査より、茨木市の18歳以上に対しての支援が行われているのは79％であった。そのため、相談支援専門員常勤換算数1名あたり※1に0.79を乗じた42.2人を支援できる利用者の数として試算。
※5　令和7年度実態調査により、常勤換算1あたり支援できる利用者数の上限は50とし、実際は押しなべて50の利用者支援は困難と考えられるため、90%の45で試算。
同調査より、茨木市の18歳以上に対しての支援が行われているのは81％であった。そのため、相談支援専門員常勤換算数1名あたりに0.81を乗じた36.5人を支援できる利用者の数として試算。



（資料６）

令和7年3月末時点のセルフプラン率

都道府県名　27_大阪府

※１　令和７年３月末時点の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数
※２　令和７年３月末時点の障害児通所支援の受給者数

No.	市区町村名	障害者総合支援法分			児童福祉法分		
		障害福祉サービス等受給者数 a （※1）	aのうちセルフプラン b	セルフプラン率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c （※2）	cのうちセルフプラン d	セルフプラン率 d/c(%)
	（合計）	122,617	54,274	44.3%	58,510	30,852	52.7%
1	大阪市	49,911	23,530	47.1%	21,539	10,235	47.5%
2	堺市	11,993	3,941	32.9%	4,408	2,481	56.3%
3	岸和田市	2,788	779	27.9%	1,026	593	57.8%
4	豊中市	4,644	2,485	53.5%	2,684	2,387	88.9%
5	池田市	971	325	33.5%	746	627	84.0%
6	吹田市	3,763	1,878	49.9%	2,855	1,062	37.2%
7	泉大津市	987	334	33.8%	434	170	39.2%
8	高槻市	3,581	1,970	55.0%	2,531	1,728	68.3%
9	貝塚市	934	290	31.0%	397	254	64.0%
10	守口市	1,988	640	32.2%	1,094	500	45.7%
11	枚方市	3,975	3,229	81.2%	1,856	1,327	71.5%
12	茨木市	2,644	1,577	59.6%	2,167	1,874	86.5%
13	八尾市	3,368	1,107	32.9%	1,551	1,037	66.9%
14	泉佐野市	1,353	315	23.3%	452	136	30.1%
15	富田林市	1,400	630	45.0%	794	541	68.1%
16	寝屋川市	3,078	1,685	54.7%	1,195	851	71.2%
17	河内長野市	1,079	69	6.4%	663	3	0.5%
18	松原市	1,394	830	59.5%	719	608	84.6%
19	大東市	1,378	488	35.4%	857	157	18.3%
20	和泉市	2,217	857	38.7%	978	610	62.4%
21	箕面市	1,155	302	26.1%	1,177	1,011	85.9%
22	柏原市	722	240	33.2%	305	65	21.3%
23	羽曳野市	1,175	328	27.9%	658	403	61.2%
24	門真市	1,470	146	9.9%	658	232	35.3%
25	摂津市	775	13	1.7%	606	156	25.7%
26	高石市	710	210	29.6%	288	192	66.7%
27	藤井寺市	717	368	51.3%	409	285	69.7%
28	東大阪市	7,155	4,136	57.8%	2,245	0	0.0%
29	泉南市	799	217	27.2%	443	4	0.9%
30	四條畷市	662	296	44.7%	477	267	56.0%
31	交野市	840	339	40.4%	476	413	86.8%
32	大阪狭山市	498	2	0.4%	422	0	0.0%
33	阪南市	578	99	17.1%	271	120	44.3%
34	島本町	328	192	58.5%	277	252	91.0%
35	豊能町	127	14	11.0%	47	0	0.0%
36	能勢町	113	20	17.7%	27	15	55.6%
37	忠岡町	267	46	17.2%	153	82	53.6%
38	熊取町	399	103	25.8%	208	29	13.9%
39	田尻町	102	28	27.5%	79	1	1.3%
40	岬町	198	31	15.7%	66	27	40.9%
41	太子町	139	72	51.8%	120	67	55.8%
42	河南町	197	91	46.2%	105	43	41.0%
43	千早赤阪村	45	22	48.9%	47	7	14.9%

【参考資料②】２　適正なサービス提供基盤の整備について（就労継続支援Ｂ型、共同生活援助）

（意見聴取の経過）

令和７年12月８日の社会保障審議会障害者部会において、厚生労働省社会・援護局から、指定の在り方に係る現状の課題と対応の方向性が示されました。その中で、障害福祉サービス等の提供量が、障害福祉計画等に定める必要な量の見込みを上回り、サービス提供量が増加し続けている場合は、サービス提供体制の整備の観点からその状況を緩和する必要があるとされており、その対応策として、都道府県等が事業所等の指定をしないことができる仕組みである総量規制や市町村が意見を申し出て都道府県がその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付す仕組みである意見申出制度の活用が挙げられています。

本市としては、就労継続支援Ｂ型、共同生活援助といった２つの障害福祉サービスについて、総量規制、意見申出制度の活用を想定しており、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴取するものです。

①就労継続支援Ｂ型について

（就労継続支援Ｂ型とは）

企業等での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障害者や就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結び付かなかった障害者が対象となります。雇用契約は締結せず、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを行うものです。

(現状・課題等)

1　サービス提供体制について

市内定員数に本市の標準支給量である23日/月を乗じた値が月平均利用日数を上回っている、いわば供給過多の状況となっています。本市においては、工賃向上の阻害要因の一つと考えられるほか、充足している就労継続支援Ｂ型事業所へ障害福祉人材が雇用されることにより、不足しているサービスの提供体制の確保に支障が生じることが懸念されます。

また、新規事業者が他数参入したことにより、一部の事業者ではありますが、給付費の一部を工賃として支出し平均工賃を水増しし、より高い基本報酬の算定区分の届出を行うなどサービスの質・法令順守の観点から懸念があると考えています。このほか各事業所の経営状況への悪影響やそれに伴う不適切な利用者誘因へつながることも懸念しているところです。供給過多の状況は年々深刻化しており、市内定員数に本市の標準支給量の23日/月を乗じた値を月平均利用日数で除した値（百分率）は、令和５年度の147%から令和６年度、令和７年度の152%に増加し、令和５年度から令和７年度までの傾向を当てはめると、令和11年度には158%となる見通しとなっています。(参考図 １参照)

2　サービスの質の確保について

厚生労働省社会・援護局から、「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」（令和７年11月28日障障発1128 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健通知別紙）において、在宅支援と称して、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営が散見されており、障害者の就労能力の向上に寄与しない事業を就労継続支援サービスとして行っている事業者の参入があるといった指摘がなされている状況です。

3　近隣市の状況について

大阪市が新規指定分を令和８年８月１日から令和９年７月１日まで停止、利用定員追加分を令和８年７月１日から令和９年６月１日まで停止、東大阪市が令和８年８月１日から事業所の新規指定停止及び定員増加の停止といった総量規制を行う予定であり、北摂各市においても遠からず総量規制が行われる可能性がある状況です。

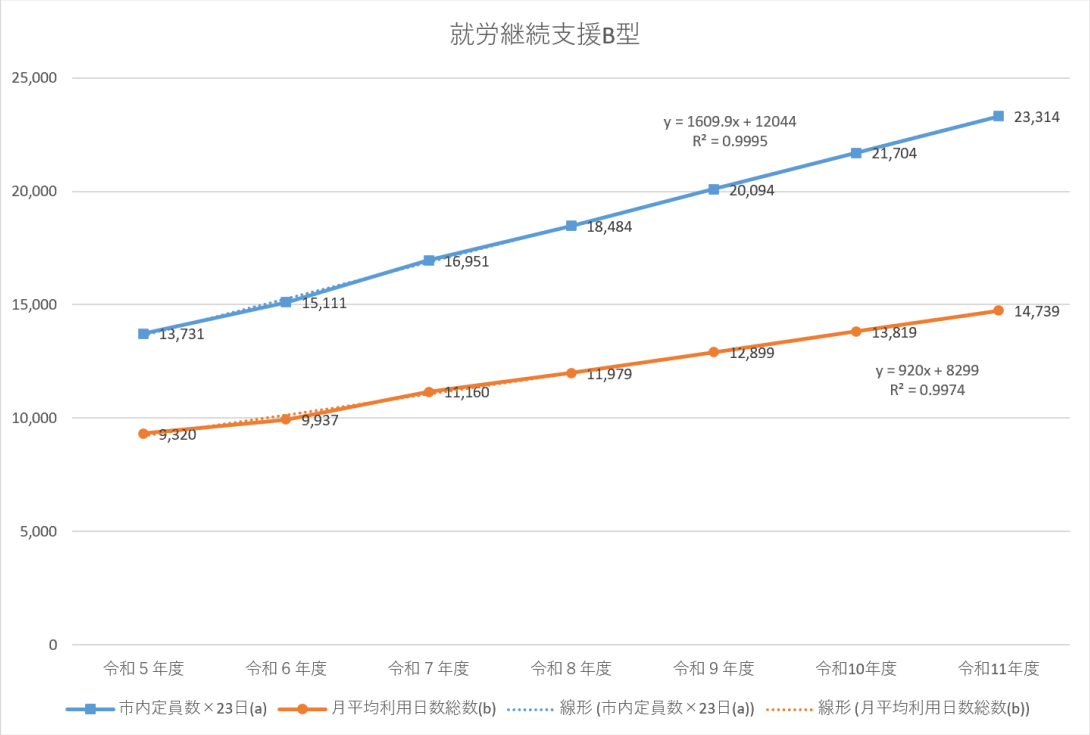
4　意見聴取について

本市としては、上記の状況を踏まえ、総量規制、意見申出制度の活用を想定しており、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴取するものです。

（参考図１）

就労継続支援B型

	市内定員数×23日(a)	月平均利用日数総数(b)	(a/b)	
令和５年度	13,731	9,320	147%	
令和６年度	15,111	9,937	152%	
令和７年度	16,951	11,160	152%	
令和８年度	18,484	11,979	154%	↓推計値
令和９年度	20,094	12,899	156%	
令和10年度	21,704	13,819	157%	
令和11年度	23,314	14,739	158%	



②共同生活援助（グループホーム）について

（共同生活援助とは）

共同生活を営む住居において、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを行うものです。

（現状・課題等）

1　サービス提供体制について

市内定員数は月平均利用者数を上回っている状況が継続しており、市内定員数を月平均利用者数で除した値（百分率）は、令和５年度108%、令和６年度、令和７年度101%となっています。（参考図２参照）

2　サービスの質の確保について

令和４年６月13日社会保障審議会障害者部会報告書において、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念されていると指摘されており、今後の取り組みとしてグループホームにおける支援に関するガイドライン、あるいは管理者や生活支援員、世話人に係る要件の整備が行われる方向性が示されています。

3　近隣市の状況について

総量規制等の予定は確認できていませんが、今後、検討が行われる可能性はあります。

4　意見聴取

本市としては、上記の状況を踏まえ、障害者計画（第５次）に記載している障害者の住まいの確保について、量的確保は引き続き求められると考えるものの、整備促進を行う方向性は見直す必要があると考えています。例えば、強度行動障害の状態にある者や身体障害と他の障害の重複等、障害特性や障害の程度によっては、利用を希望しても入居先が見つかりにくい場合があり、量的確保のみによってはこういったニーズに対する供給状況の改善は難しく、質的な側面から整備促進の方向性の検討が必要ではないかと考えています。

本市としては、上記の状況を踏まえ、意見申出制度の活用を想定しており、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴取するものです。

（参考図２）

共同生活援助（グループホーム）

	市内定員数(a)	月平均利用者数(b)	(a/b)
令和５年度	400	370	108%
令和６年度	413	408	101%
令和７年度	434	429	101%

市内定員数が市内平均利用者数を上回っている状況が継続している状況となっている。

【参考資料③】２　適正なサービス提供基盤の整備について（児童発達支援、放課後等デイサービス）

（意見聴取の経過）

令和７年12月８日の社会保障審議会障害者部会において、こども家庭庁支援局障害児支援課から、指定の在り方に係る現状の課題と対応の方向性が示されました。その中で、障害福祉サービス等の提供量が、障害福祉計画等に定める必要な量の見込みを上回り、サービス提供量が増加し続けている場合は、サービス提供体制の整備の観点からその状況を緩和する必要があるとされており、その対応策として、都道府県等が事業所等の指定をしないことができる仕組みである総量規制や市町村が意見を申し出て都道府県がその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付す仕組みである意見申出制度の活用が挙げられています。

また、地域差の是正として、一定の要件（※）の市町村に対しては、利用者数の伸び率が全国平均を上回る場合は、見込み量の設定を全国平均によって設定することを基本とするとの基本指針が示されました。

本市としては、児童発達支援と放課後等デイサービスについて、総量規制、意見申出制度を今後、活用する可能性があることから、意見聴取を行うものです。

※①かつ②の市町村が対象

①いわゆる全部過疎の市町村でないこと。

②人口に占めるサービス利用者割合が、①を満たす市町村の上位25%の市町村

③児童発達支援・放課後等デイサービスについて

（児童発達支援とは）

就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う事業です。

（放課後等デイサービスとは）

就学中の障害児に授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う事業です。

（現状・課題等）

１　サービスの提供体制について

市内事業所の定員数に標準的な開設日数である23日/月を乗じた値を、平均利用日数（月間の利用人数×1人当たりの平均利用日数）で除した値（百分率）は、令和７年度では、児童発達支援で108%、放課後等デイサービスで106%と供給が上回る状況です。見込み量においても、過去３年の伸び率で設定した場合は、令和11年度時点では、児童発達支援で106%、放課後等デイサービスで102%と同様の傾向となりますが、全国平均の伸び率を設定した場合は、児童発達支援で120%、放課後等デイサービスで109%と乖離が大きくなる見通しとなっております。（参考図１参照）

一方で、医療的ケア児や強度行動障害のある児童、重症心身障害児については、受け入れ先が少ないとの声があり、該当事業所の充実は課題であると認識しております。

２　サービスの質の確保について

令和６年度の報酬改定において、時間別の基本報酬の設定や、事業所全体の支援プログラムの作成・公表と自己評価・保護者評価の義務化により質の確保が図られています。

３　近隣市の状況について

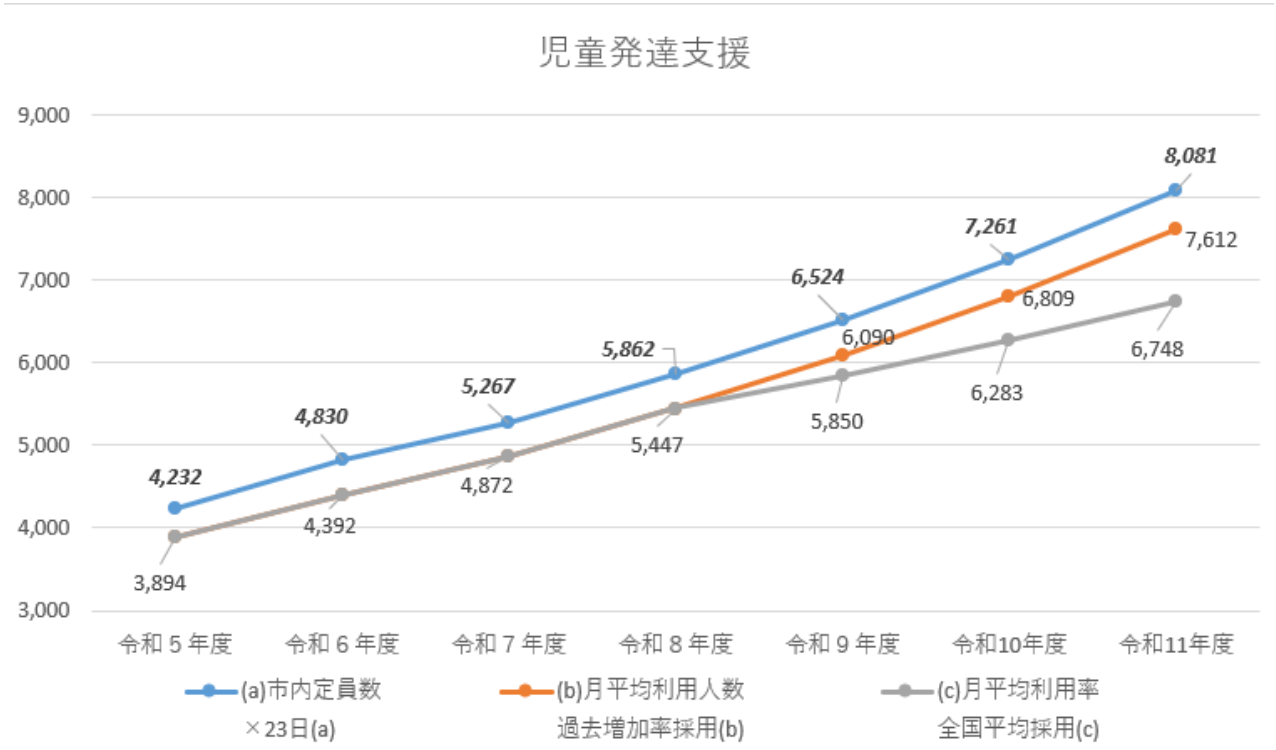
北摂では池田市、箕面市が児童発達支援について総量規制・意見申出制度を実施しています。

４　意見聴取

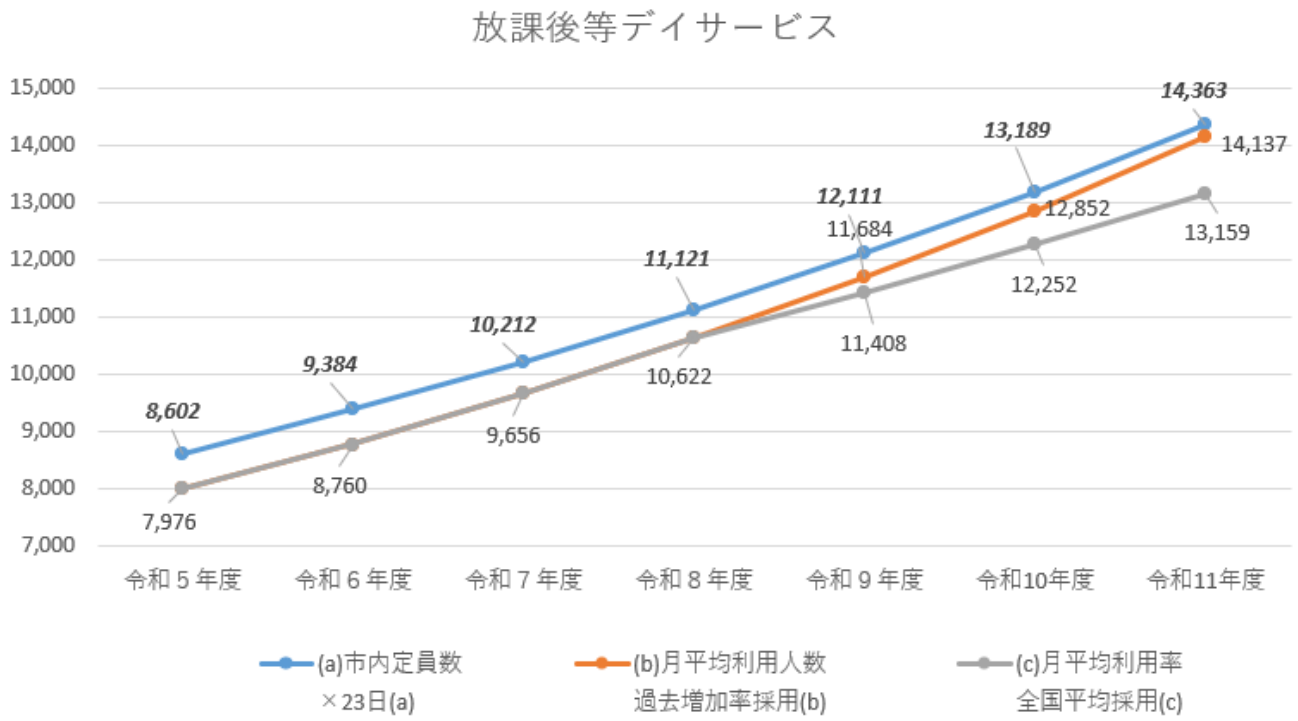
本市としては上記の状況を踏まえ、見込み量の設定によっては、総量規制、意見申出制度の活用によって提供体制の整備を検討する可能性があるため、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴取するものです。

（参考図１）

児童発達支援						
年度	(a)市内定員数 ×23日(a)	(b)月平均利用人数 過去増加率採用(b)	(c)月平均利用率 全国平均採用(c)	(a)/(b)	(a)/(c)	
令和５年度	***4,232***	3,894	3,894	109%	109%	
令和６年度	***4,830***	4,392	4,392	110%	110%	
令和７年度	***5,267***	4,872	4,872	108%	108%	
令和８年度	***5,862***	5,447	5,447	108%	108%	↓推計値
令和９年度	***6,524***	6,090	5,850	107%	112%	
令和10年度	***7,261***	6,809	6,283	107%	116%	
令和11年度	***8,081***	7,612	6,748	106%	120%	



放課後等デイサービス						
年度	(a)市内定員数 ×23日(a)	(b)月平均利用人数 過去増加率採用(b)	(c)月平均利用率 全国平均採用(c)	(a)/(b)	(a)/(c)	
令和５年度	***8,602***	7,976	7,976	108%	108%	
令和６年度	***9,384***	8,760	8,760	107%	107%	
令和７年度	***10,212***	9,656	9,656	106%	106%	
令和８年度	***11,121***	10,622	10,622	105%	105%	↓推計値
令和９年度	***12,111***	11,684	11,408	104%	106%	
令和10年度	***13,189***	12,852	12,252	103%	108%	
令和11年度	***14,363***	14,137	13,159	102%	109%	



障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る茨木市障害者地域自立支援協議会定例会構成機関からの意見　集約表

1　相談支援体制の再編について

番号	機関名	項目	ご意見をいただきたい項目	意見
1	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	現状、委託相談支援での役割自体が明確化されていない状態ではと思う。役割の明確化を行うこと自体は凄く良い。 ただ、計画相談・委託相談とのケースの橋渡し時にどこまでがどちらの役割なのか不明確である。（状況、内容によるが。）
2	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	グループホーム事業所としては、委託相談支援の実情について詳細を把握しているわけではありませんが、サービスにつながっていない方への支援や伴走支援など、本来担うべき役割へ重点化する方向性については賛成です。 一方で、計画相談支援専門員の不足については現場でも耳にしており、委託相談から計画相談へ役割を移行するためには、十分な相談支援専門員の確保や育成が前提になると考えます。
3	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	委託相談の役割は、全ての障がい者が自分の望んだ生活を継続できるよう、本人と支援者、支援機関を結ぶコーディネーター的役割と障がい者も安心して暮らせる地域作りではないでしょうか。そのための1つとして計画相談へのあっせん、調整は当然のことだと考えます。でも一定数の方は移行できない事情があるのも確かだと思います。計画相談に移行できない事情など丁寧に検証してもらいたいことと、計画相談が必要な人数と計画相談が受け入れできるキャパシティの関係から適切に計画相談へ移行させたくてもできない事情もあると読みとれました。
4	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	全体会の資料の「担当地域の特徴」を見ると、地域の課題や地域支援の難しさが伝わってきます。今後地区保健福祉センター圏域に再編するとするならば、エリア内で実施される会議体の見直しをしていかないと、月の大半が会議の出席になってしまい、その他の委託相談に期待される業務に支障が出てしまうのでないかと考えます。それに伴って各方面から批判的な意見も出てくる可能性も懸念されます。だからと言って現状の人材確保難から容易に人員を増せば良い（担当エリアが増えたから人員も増やす）というのは現実的ではないです。再編にあたっては事業者と慎重にかつ丁寧に協議を重ねていく必要があるのではないでしょうか。
5	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	圏域が5エリアに再編されれば、担当エリアが増えた分委託相談員の業務も増えると思われます。先に述べたように、その分人員を増やすのは現実的ではありませんが、業務が増えた分委託費も相応の額に増やす必要はあると思います。物価高騰、年々引きあがる人件費に合わせて委託費の増額も検討していただきたいです。
6	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	行政との協力体制は必須です。「できない」「やらない」ではなく、どうしたらやれるか。そのために、各機関（行政も含め）どのくらい譲歩できるかもっと建設的で前向きな議論が必要ではないでしょうか。
7	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	厚労省の手引きにもあるように、委託相談支援は、サービス利用前の相談支援や制度につながっていない方への伴走支援を中心的役割とし、必要に応じて計画相談へ適切につなぐことが重要であると思います。一方で、複合的課題や地域生活支援など、計画相談のみでは十分対応しきれないケースについては、委託相談との継続的な連携・役割分担が必要であり、単純な役割の切り分けではなく、双方が補完し合う体制を構築することが重要になるのではないかと思います。
8	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	委託相談の役割としていわゆる困難ケースの対応を多く担っていると思われる。このような困難ケースを計画相談が担うことは負担が大きく率先して引き受けることはできないと考えられる。市の人口規模等から委託数を減らすことに一定理解はするが、その分より委託相談の困難ケースへの対応力が求められることになる。このため1か所あたりの委託費について大幅に引き上げて事業基盤をさらに充実させる必要があると考える。また、委託専従が計画相談に携われるように運用を見直すことで、より柔軟で質の高い相談支援につながると考える。選考、評価にあたっては件数のみでなく困難ケースをどれだけ担えるのかを重視する必要がある。
9	菜の花障害者相談支援センター	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	【委託相談の役割の明確化】 委託相談支援事業所には地域相談、困難ケースへの対応、関係機関との連携、地域課題への対応など、個別支援だけでない本来担うべき役割があると考える。現状では委託相談が多様な役割を担い、業務負担が大きくなっている実状も踏まえ、まずは委託相談の役割を明確に整理する必要があると思われる。その上で、計画相談との役割分担や必要な体制について検討することが必要と考える。相談支援体制の再編を検討するにあたっては、効率性だけでなく、地域とのつながりや関係機関との顔の見える関係を維持・強化できる体制の検討を願いたい。
10	菜の花障害者相談支援センター	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	【3層構造の役割の整理】 茨木市の相談支援体制は3層構造であり、第1層の計画相談、第2層の委託相談の役割の整理とともに、第3層の基幹相談支援の役割も整理し明確にする必要があると考える。

番号	機関名	項目	ご意見をいただきたい項目	意見
11	菜の花障害者相談支援センター	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	【委託相談へ求められる役割と求められる人材の整理】 相談支援体制の再編において、委託相談の役割として個別支援への対応だけでなく、自立支援協議会への参画→個別支援からの地域課題の抽出及び地域課題への解決へのプロセスに関与することが期待される。そのことを踏まえると一定の相談支援の経験や個別支援を実施し個別課題としての整理、多職種・多機関連携（障害福祉分野以外との連携も多いに想定されるため）が求められると思われる。求められる役割とそれに応じた人材、その人材を維持できる体制の確保が必要と考える。主任相談支援専門員の配置も検討されるべきだが、そのためには、茨木市における委託相談支援における主任の役割を共通認識、主任相談がボランティアにならないような建付けの検討が必要と考える。
12	相談支援センターあい・あい	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	・既に障害福祉サービスや通所支援事業を受給している方で、継続的に委託相談支援が支援しているのは何故か？実態調査から要因考察をしっかりとされた方が良いと思います。参考資料①（背景・課題）の欄では実態について「特定相談支援事業者の不足」一つしか要因が上がってないですが、（これまで何回かされていましたが）要因分析が現場での実情と乖離すると目標に対しての改善がなかなか進まなくなるように思います。 ・現場での実感としては、なぜ委託相談が指定相談へケースワークを振ることができないか？の要因には、 「利用者とその家族の支援課題が複合的すぎることにより、報酬の見込めない支援含め相談員に掛かる負担が大きく指定相談に受けてもらいにくい」 「利用者またはその家族の障害特性や個性により、継続・定期的なサービス利用・相談が必要なケースにもかかわらず必要性を利用者・家族自身が感じないことから継続的利用ができず、何度も離れては、どうしようもない状態になってから相談が入るといったケースが指定に振れず滞留して委託に残っている。（支給決定期間は残っているが、上記の特徴からその時々の生活相談や不安解消の「点」の支援のみでその都度委託と繋がっているケースが多い）」 などが多いと委託相談現場担当としては実感しています。 ・上記のパターンの場合、指定相談が支援報酬を取りにくいためそもそも支援依頼をしづらく、サービスが切れた時点で再度委託相談にケースが戻ってくるのが目に見えているため、仕方なく継続支援になっている状況があります（コロコロ担当が変わるだけで課題が解消せず、1からまた関係作りと積み上げのない支援になるのが目に見えています）。 ・提案としては、委託相談が指定相談へのコーディネートに専念するために、このような困難ケースを基幹相談でも実状を把握し、課題を整理する場が必要ではないかと考えます。計画相談へ依頼しづらい困難ケースを循環的に関わることで、サービス定着のためのアセスメント、要因分析を多面的な視点を入れ、整理ができた後に指定相談へ適切なスーパーバイズと定着支援の下で斡旋することができるのではないでしょうか。 ・また、指定相談だけで複合的な課題がある困難ケースを抱えた場合、課題解決もサービス定着もできず右往左往してしまうことはままある話で、上記のようなバックアップの仕組みを体系化することで指定相談員がバーンアウトするようなことを防ぎ、より多くの計画相談が必要と思われるケースの安定した受け入れを可能にしていけるのではないでしょうか。 ・また、重層的に支える仕組み（後ろにはバックアップ機関があり、何かあった際に、ケースを一旦持ってもらい、課題整理やサービス提供のための取り組みを一旦受けてもらえるようなシステム）があれば、受け入れ側の指定相談の安心感にも繋がり、新規ケース受け入れのハードルも下がるのではないでしょうか。 ・上記の理由から、委託の動きとして、コーディネートを進めやすいケースは指定相談へ斡旋、困難ケースは基幹相談へケースワークを依頼、課題整理と指定相談やサービス事業所が継続的に支援できる素地作りを進めてもらい、整理出来たら再度委託へコーディネート依頼をしてもらう仕組みを作ることを提案しました。
13	相談支援センター藍野療育園	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	・計画相談員がついていない担当圏域の方のサービス利用援助を含む、生活環境の調整等。 対象者：セルフプランや障害福祉サービスを利用していない人、介護保険に移行した人。 ・計画相談員のサポート（困難ケースや計画相談が対応する範囲を超えた支援等） ・自立支援協議会の運営協力。
14	慶徳会障がい者相談支援センター	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	・委託相談支援事業が９カ所から、仮に圏域ごとの５カ所に変更された際は、１事業所当たりの担当エリアが増えると思われます。しかし、福祉人材が不足していることもあり、人員を増やすことは現実的ではありません。 自立支援協議会のみでなくセーフティネット会議や地区保健福祉センター等の会議数も増えるため、業務の負担も大きくなると思われます。委託相談支援事業所が減ることで、一つの事業所にかかる負担がかなり大きくなるのではないでしょうか。 そのため、業務量から委託相談支援事業を請け負うことがむずかしい状況も想定されます。
15	慶徳会障がい者相談支援センター	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	・地域における役割や困難事例への対応などを考えると、ベテランの相談員が望ましいと思いますが、キャリアに見合った人件費が必要になり事業運営が圧迫します。委託相談支援事業所が業務や役割を行っていけるように委託料の見直しも行う必要があります。
16	慶徳会障がい者相談支援センター	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	・９カ所の委託相談支援事業所から仮に圏域ごとの５カ所に変更されたとして、４か所が指定特定相談支援事業所になると思われますが、委託専従は相談支援専門員の資格を持っていない方もおり、委託相談員から計画相談員にスライド式に人員が増えるかどうかは不明な点もあると思います。
17	かしの木園	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	業務の範囲は決められているとは思いますが、計画相談の不足があるのであれば、本来業務と相談を継続しなければならないのが、今の茨木市の現状ではないでしょうか。 委託事業者の負担がどのぐらいあるのか、委託相談事業者が計画相談事業者へ引き継げない理由が事業者数の問題以外にあるのか意見を聞ければと思います。
18	タクト相談支援センター	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	指定事業所は小規模の事業所や一人職場が多く、緊急時の対応については単独で行うことが難しい場合も想定されます。複合的な課題のある世帯や拠点のリスト登録者など、今後緊急時の支援が想定される利用者については、計画相談がついていても、そのフォロー（年一回の担当者会議には出てもらい、一定の関係性の継続など）をしてもらえると心強いです。また委託から指定に引き継いだケースなどは、継続的にバックアップしてもらえるとありがたいです。（例：計画相談では報酬に反映されない相談や動きが過多となっているケースについてのフォローなど）

番号	機関名	項目	ご意見をいただきたい項目	意見
19	相談支援センターリーベ	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	既にサービス利用をしている障害者等へも継続的に委託相談が支援している状況について、計画相談に適切に繋げるよう改善し、委託相談で本来素早い対応を要するケースに余力を残しておくことは必要。第一層と第二層が適切に役割分担して相談支援体制を築く為には、計画相談支援事業所・相談支援専門員の数が必要だが、資料１のように委託相談から計画相談へ移行となると、その全ての事業所の運営が成り立ちプラス4～５カ所の計画相談支援事業所となり得るのか。委託事業においても業務内容や役割は大きく変わずとも、広域で対象者も増えるとなると必要な人員は確保できるのか。目指すべき形ですが、事業所の判断や準備にはもう少し期間が必要ではないかと思います
20	相談支援センターひまわり	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	委託相談の体制は他市と比べて手厚く、充実していると思うが、「まずは委託相談へ」という流れができているが故に支援困難ケースも含め、対応が委託相談支援事業所に集中していると感じる。地域担当であることから、利用者対応に苦慮するケースや特定相談支援事業所で受け入れ困難なケースも継続して対応せざるを得ず、負担が大きい。他項の議題でもあるが、相談支援専門員が足りていない以上、ケースを特定に引き継ぐことができないのが実態であり、このような状況の中で委託相談事業所を減らすことは、残る事業所へ負担が集中し、相談支援体制の維持が困難になることが予想される。また、単なる量的な問題でなく、移動範囲の広がりによる身体的負担、心的負担感の増大が懸念される。まずは委託相談支援・計画相談支援・基幹相談支援センターの役割を明確化し、支援困難ケースへの後方支援体制を強化することが必要であると考える。委託相談支援事業所の負担を軽減し、本来の役割に専念できる体制を整備した上で将来的な提供体制のあり方を検討すべきである。
21	ほくせつ２４	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	委託相談は、初期相談・一般相談を積極的に行えるようにし、計画相談に移行する。たとえば原則1年以内に指定相談に計画相談に移行できるようにしていく、など。 圏域ごとの相談対応・地域との連携など多岐にわたる業務を行う中で、人的リソースを確保しつつ、十分に対応できるための体制づくりを支えていく必要がある。そのためにも、ただ単に５圏域に減らすのではなく、まずは受け入れ先である計画相談の充実を図りつつ、地域の状況に応じて慎重に検討していくべきと考える。 再編により障害当事者への不利益・混乱が生じる場合も考えられるので、丁寧な説明やフォローアップも必要である。
22	いばらき自立支援センターぽぽんがぽん(相談支援)	1-①	今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	・初期相談のニーズ整理　・計画相談のバックアップ　・計画につながらないケースのセフルプラン申請サポート　・複合課題ケースの多領域との連携 ・サービスにつながらない人の相談支援　・レビュー会議等で共有される気になる世帯へのモニタリング　・地域とのネットワーク形成　・障害理解の推進、啓発活動　・権利擁護 ・地域自立支援協議会の運営(委託が減ったら負担も増える)についてどのように整理するのか ・困難ケースに関して、基幹相談との連携や役割分担など整理が必要ではないか。
23	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	各関係機関との連携方法や、ウェブ等のツールの強化が必須ではないかと思う。 また、ホームページ等の最新情報がリアルタイムで確認出来ると望ましい。
24	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	相談支援専門員によって役割の捉え方や支援内容に差があると感じています。 本来、相談支援専門員は利用者本人を中心に福祉サービス全体をコーディネートする役割を担うものと理解していますが、 実際には生活の場であるグループホームが、ご家族との連絡調整や他サービス事業所との調整、各種手続きの支援まで担う場面が多くあります。 また、日中活動先についても、積極的に情報共有や関係機関との連携を行う事業所と、そうではない事業所があり、連携体制に差を感じています。 相談支援専門員の役割をより明確化するとともに、グループホーム・日中活動先・相談支援専門員が役割を共有し、それぞれの専門性を活かして連携できる体制づくりを期待します。
25	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	相談支援員がすべてを抱え込むのではなく、サービス提供事業所との情報共有プラットホームの簡略化や、担当者会議のオンライン化推進など、円滑かつ負担の少ない連携を構築してほしい
26	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	各相談員のモチベーションの向上や仕事がしやすい仕組みを検討していただきたい。例えば、支給決定基準内の支給量はスムーズに認めてもえれば、交渉に時間を要することなく業務を遂行できるのではないでしょうか。
27	相談支援事業所あゆむ	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	新規でサービスを使う人は、計画相談の必要性の強弱ではなくすべての人に導入するよう働きかけることが必要。どうしても時間がかかる相談者も時間がかからない相談者もいて平均化されることが必要。

番号	機関名	項目	ご意見をいただきたい項目	意見
28	相談支援センターあい・あい	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	・支給決定の基準や支給量についての目安、これまでの検討事例を各サービス種別、障害種別ごとにガイドラインにまとめ、可視化していただきたいです。（障害福祉課では既に作成されていますが以下の通りの内容へ改変していただけたらと思いますし、発達支援課では新たに作成頂けることを希望します。） ・個別勘案となるケースももちろん多いと思いますが、これまでの事例の中で支給検討として積み上がった検討結果、支給決定の例は行政側でデータ化できていると思いますし、それらの検討例を基準として支給判断をされていると思います。 ・そういったものを可視化してもらうことで、担当課ワーカーとのやり取りを的確に的を絞ったものにでき、指定相談側、行政側双方の負担を軽減できると思います。
29	相談支援センター藍野療育園	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	・連携先の支援者も多忙で連絡が取りにくく、困難ケース程、密に連携を図り対応する必要があるが、支援機関が多い程、情報共有等の連携に多くの時間を要し、業務過多になることが課題。 ・方策としては、安全に情報共有ができる場（アプリなどのツール）があれば、時短と連携に役立てることができる。 （LINEグループ等が便利ではあるが、情報の安全面におけるリスクがあるため利用は困難）
30	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	計画相談、委託相談及び関係機関が、それぞれの役割を共有し、情報共有や引継ぎを円滑に行える体制づくりが必要と思います。また、その体制を維持・充実させるためには、相談支援専門員の確保・育成など、計画相談の受け皿を充実させることも重要と思います。
31	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	委託が5事業所になる場合、その業務量へ懸念などがあり、手を挙げる法人があるか不安です。そのためには、丁寧な説明とフォローが必要と感じます。委託でなくなる４事業所についても、人員削減や最悪の場合閉鎖する事業所も出てこないか心配です。そうならないように、運営面等でのフォローが必要と感じます。
32	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	委託相談を減らしたとしても、計画相談が増えるということにはならないと思われる。相談支援事業所の経営は難しく、各事業所の経営努力は必要であるが、市としてできること、効果的な支援をご検討いただきたい。
33	慶徳会障がい者相談支援センター	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	・自立支援協議会やセーフティネット会議、地区保健福祉センター等の会議に参加する事で地域の各関係機関と、顔の見える関係作りが出来て連携がスムーズに行く面もあります。しかし、業務負担にも繋がる為、どのような形で負担を軽減していくかが課題だと思われます。
34	かしの木園	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	現在の連携の在り方がどのような状態にあるのかがわからないです。
35	タクト相談支援センター	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	委託相談から計画相談への移行が進まない要因については、人員不足の他にも、障害福祉サービス利用者であっても、計画相談においてアセスメントやモニタリングの際に基準上必須である「自宅訪問」が難しいケースの課題などもあると認識しています。
36	相談支援センターひまわり	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	委託相談と計画相談の間の移行の際には、引継ぎのタイミングや情報共有の方法について、共通のルールがあることが望ましいと考える。現状では委託相談支援として継続的に関わっていたケースであっても、事前の連絡や情報共有がないまま計画相談支援事業所が決定していることがある。また、特定相談支援事業所が関わっていてもいつの間にか契約を終了しており、委託にその旨連絡ないことがあるとも聞く。そのため、これまでの支援経過や役割分担が十分に引き継がれず、支援の継続性が損なわれる恐れがある。移行時の調整方法や情報共有の手順をある程度明確化し切れ目ない継続的な相談支援体制の構築が望ましいと考える。
37	ほくせつ２４	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	相談支援部会と事業所連絡会との会議を不定期に開催するなど、各事業所の現況を共有できるようにする。 令和8年度からの委託仕様書変更（原則計画相談への斡旋を進めることの明確化）により、実際どの程度効果があったのか知りたい。 茨木市の相談支援体制には第３層に基幹相談がある。基幹相談も含めた三層構造の役割の整理について自立支援協議会で意見交換をしていきたい。
38	いばらき自立支援センターぽぽんがぽん(相談支援)	1-②	計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	・計画に引き継いだケースについて、どこまでその後の情報を共有してもらうか整理が必要。 ・お互いさまの心構え。 ・他分野との連携はお互いを知り、日常的にやりとりできるだけの機会と時間の確保。 ・委託が減っても計画が増えることにはならないように思われる。委託は計画に振れないからセルフプラン等の作成補助をしているのが実態。計画が増えれば委託の負担は減るという順序にはなる。

番号	機関名	項目	ご意見をいただきたい項目	意見
39	菜の花障害者相談支援センター	1-③	のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	【計画相談の斡旋、コーディネートの在り方の改善】 望まないセルフプランを解消するためには、相談支援専門員の確保と併せて、利用希望者と相談支援事業所を円滑につなぐコーディネート機能の強化が必要と考える。 受け入れ状況の把握や調整を行なう仕組みを整備し、希望する方が計画相談を利用できる体制づくりを進めて頂きたい。
40	相談支援センターあい・あい	1-③	のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	・番号12で掲げたような困難ケースに加え、強度行動障害の方や重度心身障害で医ケアの必要なケース、家族にも支援課題があり、しかも家族が支援に結び付きにくいケースなどの場合、その他のケースに比べはるかに相談支援にかかる時間と労力が大きく、そのケースを1件受けたことにより、報酬の発生しない支援の増加や他のケースへの支援に割く時間が大幅に下がることが予想されるケースが多々あります。 ・このようなケースで「のぞまないセルフプラン」を解消するためには、事業所の採算性向上のために、国の報酬規程及び加算とは別に茨木市単費での補助を行い、事業所の受け入れ負担を軽減することが必要と思います。 ・委託相談から計画相談への人的リソースの移行についても触れられていましたが、移行したものの上述のように時間と労力を掛け、且つ報酬の発生しない支援が続く状況では、事業所としての運営自体に多大な影響が発生すると思われます。 ・特に、ご指摘の通り「相談員不足」の中で、「各ケース均等の支援労力か？」というと決してそうとはいえず、事業所側で気持ち的にはケース受け入れを行いたいけど、「採算、単純な人手の不足、対応スキルのある人材の不足」の面から断らざるを得ないということが少しでも減ると思います。（国が定めている障害特性に応じた支援体制加算「行動障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算、要医療児者支援体制加算」だけでは残念ながら経営自体が成り立たず受け入れ判断をシビアにならざるを得ないです。）措置制度ではなく、契約によるサービス提供であり、提供元が民間法人や企業である以上、経営面へのインフォーマルな支えが必要なのではないでしょうか。
41	相談支援センター藍野療育園	1-③	のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	・当事者の希望や相談員の視点で、対象の方に適した相談員が見つからない。具体的には、女性の同性希望や特性の強い（感情失禁で激高したり、過敏で繊細な配慮を要する）利用者に受け入れてもらえる相談員が不足している。 ・計画相談の事業所から、対応できる人数に限りがあり、対応できない理由として、業務量の調整のため更新月（誕生月）により受けられない場合や、特性や障害種別により受けられない場合がある。 ・方策としては、更新月の事務量が多いことが課題の一つであるため、相談員が担う事務負担が軽減できれば、より多くのケースを受けることに繋がると思われる。
42	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-③	のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	隣接する市町村での相談員との連携などもあっては良いのではと思う。
43	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-③	のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	本人が希望しているにもかかわらず相談支援専門員不足によりセルフプランとなっている状況は改善すべきであり、「望まないセルフプラン」の解消については賛成します。 そのためには相談支援専門員の人数を確保するだけではなく、相談支援事業所が継続的に運営できる報酬体系や人材確保策も必要であると考えます。
44	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-③	のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	茨木市が構想している、委託を減らしてその人員を計画にまわし、計画相談の導入率をあげるというのは、そう簡単にはいかないような気がします。そもそも赤字運営必至の相談支援にベテラン人員を配置するかわかりません。
45	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-③	のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	のぞまないセルフプランの解消には、計画相談を担う相談支援専門員の確保・育成を継続し、希望する方が円滑に計画相談を利用できる体制づくりが必要と考えます。
46	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-③	のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	事業所や相談支援専門員が増えることが必要不可欠であるため、『開設等補助金制度』『計画相談等普及促進事業補助金』の継続をお願いしたいです。 『開設等補助金制度』については、「相談支援員」についても対象になれば増員もより進むかも知れません。また、委託相談と指定相談を兼務している相談支援専門員についても常勤専従として認められ、強化型基本報酬の算定や体制加算等が取得できるようにすれば、運営に対する不安も軽減されるのではと思います。また、相談支援事業所を持っていない法人に対して、市から開設の働きかけをする必要もあると思います。
47	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-③	のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	相談支援事業所はもとより、その他の障害福祉サービス事業所に対して利用者への情報提供等をしてもらうように、市が協力依頼を行う。
48	かしの木園	1-③	のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	①と同じで全体的に相談支援数が足りないなら、現状も仕方ないのではないのでしょうか。 7/30に相談事業所の方々のご意見をお聞きしたいです。 安易に計画相談支援事業者へ移行させても質の担保が出来なのではと思います。経験の少ない事業者も相談員もいる為。

番号	機関名	項目	ご意見をいただきたい項目	意見
49	相談支援センターリーベ	1-③	のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	のぞまないセルフプランは本人・家族の心的負担（孤独、孤立）から、周りとの不和も生み出しやすいように思います。本人や家族から計画相談の利用希望があり、支援者からも導入が必須であると考えられるケースについては、障害福祉課や基幹相談支援センターから優先的に計画相談支援事業所へ斡旋してもらえるような仕組みがあるといいのではないかと考えます。（委託事業所からの相談より緊急度の高いケースと認識されれば、事業所の検討も変わってくるのではないか）
50	相談支援センターひまわり	1-③	のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	望まないセルフプランを解消する必要はあると思うが、現状では計画相談支援を希望しても、相談支援専門員の不足により受け入れ先が見つからず、計画相談支援の依頼ができないケースが少なくない。委託相談支援の提供体制が計画相談支援への移行を妨げているのではなく、計画相談支援を提供できる体制そのものが不足しているために、委託相談支援事業所がその役割を担い続けざるを得ない状況にあると考える。また、利用者が求める相談支援専門員の姿や支援ニーズは一人ひとり異なることから、一律の基準で対応することは困難であり、利用者の状況に応じた相談支援体制を確保することが必要となる。市においては、相談支援専門員の確保・育成を一層推進し、研修など育成機会を充実させることで人材の増加に繋げて欲しい。
51	ほくせつ２４	1-③	のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	委託相談が初期に介入し、スムーズに計画相談に移行する流れが確立すればのぞまないセルフプランは解消できるのではないか。そのためには円滑な支給決定プロセス（1-④に記載）、相談支援事業所や相談支援専門員の増員及び受入れ可能状況の共有、業務の効率化を図る必要がある。
52	いばらき自立支援センターぽぽんがぽん(相談支援)	1-③	のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	・計画相談事業所(相談支援専門員)が増える必要がある。 ・のぞまないセルフプランもあるかと思われるが、のぞまない計画相談もあるのではないかとも思う。 ・計画相談希望者を市で集約・ストックして、計画相談事業所が希望した際に紹介。
53	菜の花障害者相談支援センター	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	【相談支援の後方支援やスーパービジョン体制】 相談支援専門員が安心して支援を継続できるよう、困難ケースに直面した際には、必要に応じてスーパービジョンをタイムリーに受けられる体制や会議への同席、利用者や支援チームとの関わりを通して状況を共有しながら助言を受けられる伴走型の後方支援体制の充実を希望する。また、市と相談支援事業所が日頃から意見交換できる場を設け、運用や制度解釈を共有することで、相談員が安心して支援できる体制を整えることが必要。 現在、相談支援専門員のバーンアウト防止の役割を障害福祉サービス事業所連絡会ソーシャルワーカー部会に期待されているとは思うが、同様の役割を基幹相談支援、主任相談支援が役割として担うことが想定される。それぞれの役割を整理することが望まれる。
54	相談支援事業所あゆむ	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	難しいケースであった場合、相談支援専門員一人または事業所のみで、抱え込むことがないよう委託相談、基幹、他のサービス事業所と共有することが必要で、その必要性を研修などで学ぶ。
55	相談支援センターあい・あい	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	・番号12、28、40をまとめた意見になりますが、以下が設問に対する回答意見です。 ①「3層構造での相談体制について、困難ケースの基幹相談による課題整理～再斡旋を含めた循環型への構造転換」 ②「支給決定基準のより明確な可視化、これまでの検討事例の可視化。（発達支援課に関してはガイドラインの策定から希望）」 →サービスを必要としている利用者さんやご家族と、支給決定を行う行政の間に挟まれてバーンアウトする相談員は多々いると思います。特に相談歴が浅い相談員ほど多いのではないでしょうか。色んな支給に纏わる相談を支給決定担当とする中で、双方の個別事案に対する造旨は深まるものと思っていますが、「支給決定の根拠、検討事例」があれば、利用者さんや家族さんにもより行政側の支給決定に関する考えを齟齬なく伝えることができ、その点での軋轢を減らし、より個別勘案が必要なケースが出た時に、ガイドラインにおける茨木市の考えや事例を踏まえて当事者や当事者家族への提案、支給決定担当との相談が出来るものと考えます。 ③「事業所及び相談員への負担軽減、人材不足解消、人材流出阻止のための報酬強化」 →計画相談支援の制度設計自体かなりシビアで、まじめにケースワークをすればするほど時間は限られ、限られた時間の中で動いた報酬を得ることになります。結果、報酬は同じでも労力がかなり生じる困難ケースが増えれば増えるほど赤字になります。（逆にそういったケースをたくさん抱えたことで身動きが取れなくなり、「あそこの事業所サインだけもらいに来て全然相談に乗ってくれへん」と利用者から言われるような事業所を他市で従事していた時に聞いたことがあります。） そのため、評価基準は検討課題となると思いますが、国の報酬規程及び加算とは別に茨木市単費での困難ケースへの相談支援の加算を新設し、事業所ひいては所属する相談員の負担を軽減する施策を検討して頂きたいです。
56	相談支援センター藍野療育園	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	参考資料①の1の通り ・計画相談の負担は利用者、支援者、市町村等、一日中対外的な対応となり、利用者に関しては、被害的に受け取られないよう言葉の選択等にも細心の注意を払う必要があり、常に精神的な負荷がかかる状態であるため、バーンアウトに至る理由は一つではないと思われます。 ・困難ケースは次々と難問が起こり、常に判断や対応を迫られ、精神的な負担が大きい中、利用者のカスタマーハラスメントも多く、威圧的・高圧的な態度を受けることもあり、強いプレッシャーを受け、精神的に追い詰められます。 ・フォロー体制としては、ケースを理解した上で共に考えてくれる存在が大きな力になると考えます。反対に、計画相談がついたことにより、機関や委託相談が関与しなくなることは、精神的な負担増につながると思います。

番号	機関名	項目	ご意見をいただきたい項目	意見
57	相談支援事業所ゆうあい	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	相談支援専門員が安心して支援を継続できるよう、スーパービジョンを継続的に受けられる体制や、ケースに関する相談に加え、支援者自身の心理的負担についても相談できる体制があることを期待します。
58	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	番号42と同じく、共有できることや相談・連絡会等本市のみではなく関わることで一人一人の相談員が困りごとや悩み事を少しでも解決出来るのではないか
59	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	相談支援専門員不足だけでなく、経験やスキルによる支援内容の差も現場では感じています。 質の向上のためには研修だけでなく、相談支援専門員同士が相談できる仕組みやスーパービジョン、困難事例を共有できる地域でのネットワークづくりが必要であると考えます。 また、グループホームでは利用者の急な体調不良や精神状態の変化など、臨時対応が日常的に発生しています。このような場面で相談支援専門員が迅速に訪問・調整・ケース会議へ参加できるような体制や、それを支える報酬・加算制度の充実も必要であると考えます。
60	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	行政側による、困難事例のバックアップ体制を具体化してほしい
61	慶徳会障がい者相談支援センター	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	・今後も自立支援協議会の相談支援部会や事業所連絡会のソーシャルワーカー部会へ参加する事で横のつながりを作っていく事や、障害福祉課や発達支援課の職員との連携も密に行っていく事で相談支援専門員がケースや業務を抱え込まない体制や関係を作っていくことも大切だと思います。
62	慶徳会障がい者相談支援センター	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	・サービス等利用計画案作成時の支給量について、支給決定基準の支給量の範囲内であれば計画相談員の意見をスムーズに通して頂くことでサービス等利用計画案作成時の事務処理も軽減され、計画相談員のモチベーションも維持されると思います。
63	慶徳会障がい者相談支援センター	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	・ICTの活用を推進したりし、業務の負担軽減を進めていく事も必要ではないでしょうか。そのためには、行政と連携し課題解決に向けた協議が必要です。
64	慶徳会障がい者相談支援センター	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	・経営が安定し収入が確保できることでストレスが軽減する面もあると思います。機能強化型体制加算の取得なども進めていく必要があるのではないでしょうか。
65	慶徳会障がい者相談支援センター	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	・委託相談支援事業所が安定して業務を行っていくには、委託相談支援事業所の土台である指定特定相談支援事業所の安定した経営も必要と思われます。委託相談支援事業所は指定特定相談支援事業所でもありますが、茨木市では委託相談を担当する相談員は非常勤扱いになるため、指定特定相談支援事業所として加算の人員配置を満たすことがむずかしいです。委託相談を担当する職員も常勤扱いにするなどの見直しも必要です。
66	慶徳会障がい者相談支援センター	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	・市役所の窓口業務時間も短縮になるため、委託相談支援業務の窓口対応時間も同様に短縮し、ケース整理等に充てる時間を増やすことができればと思います。
67	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	相談支援専門員をソーシャルワーカーと規定した場合、ソーシャルワークの領分として、ワーカーの支援はスーパービジョン体制を構築することとなると思います。 具体的には、自立支援協議会若しくは基幹相談支援センターにおいて、専門的訓練を受けたスーパーバイザーを配置し、スーパービジョンを受ける体制を作ることが王道と思います。 ②・③及び①についても、スーパービジョンを受ける中で、相談支援専門員がバイジーとして自己覚知していくこととなると思います。

番号	機関名	項目	ご意見をいただきたい項目	意見
68	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	国の制度設計では、計画相談を月35件程度実施すれば採算が取れるとされていますが、実際にその水準で十分な経営が可能であれば、計画相談へ参入する事業所は現在よりも増加しているものと考えます。現状で参入が進んでいないことから、月35件という前提が実態と乖離している可能性があると考えます。 また、緊急対応や直接対応をした場合は報酬対象になっているが、実際の支援に要する時間や労力を十分に反映した報酬体系とは言い難い状況です。利用者の障がい特性や障がいの程度によっては、訪問回数や電話相談の回数が大きく異なり、支援量にも差が生じるため、現行よりも手厚い加算制度や、実際の支援量に応じた報酬体系の検討が必要であると考えます。あわせて、一時的な加算だけでなく、継続的な支援に対して毎月安定した報酬が得られる仕組みについても検討していただきたいと考えます。 このような報酬体系や助成金が整備されることで、委託相談支援事業所への負担を軽減し、人材を計画相談支援へ円滑に配置することが可能になると考えます。また、相談支援事業所において必要な職員数を確保しやすくなり、相談支援専門員同士が互いに支え合える体制や、OJTを通じた人材育成を進めることができ、結果として相談支援の質の向上にもつながるものと考えます。
69	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	各相談員のモチベーションの向上や仕事がしやすい仕組みを検討していただきたい。例えば、支給決定基準内の支給量はスムーズに認めてもえれば、交渉に時間を要することなく業務を遂行できるのではないでしょうか。
70	かしの木園	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	質の向上については研修と事業所間の連携をどの様に深めていくかが大切かと思います。法人の問題、個人の問題もあり 地域で補うには限界もあるのではないでしょうか。 相談支援部会、事業所連絡会で出来た新しい部会にしても、先頭にたって、ネットワークを築き、継続していく人材が必要かと思います。
71	タクト相談支援センター	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	事例検討やSVなどを地域で行うための体制づくりをすすめるためには、自立支援協議会、事業所連絡会、主任相談支援専門員がその中心的役割を果たすものと考えます。特に主任相談支援専門員については、委託事業所において委託相談と指定相談を兼務している主任相談支援専門員についても常勤専従として認められ、主任相談支援専門員配置加算が取得できるようにして、その役割を十分に発揮していける仕組みづくりが必要と感じます。
72	タクト相談支援センター	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	サービス等利用計画案等の、電子媒体での提出などを認めるなどして効率化をはかってほしいです(府内では既に導入している市もあると聞きます)。
73	タクト相談支援センター	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	複数事業所による協働体制の周知・活用。
74	相談支援センターリーベ	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	相談支援専門員の質の向上やバーンアウト防止への対応は、以前から茨木市では必要なことと認識されている。自立支援協議会の相談支援部会やサービス事業所連絡会のソーシャルワーカー部会では、それぞれの役割でこの課題に取り組まれている。基幹相談支援センターも困難ケースの相談やフォローアップの関りがあり、相談支援専門員のスキルアップを目指した研修なども開催されている。（他市で外部委託している基幹相談支援センターに比べると茨木市は直営の為、外に出向いて支援をしにくい状況はあるかと感じる。第二層の委託では関りも多いが、第一層の計画相談にとってもより身近に困りを相談できると少数で支援している事業所は心強く思われるのでは。）
75	相談支援センターひまわり	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	相談支援専門員の質の向上と人材の確保・定着には、安心して働き続けられる環境整備が不可欠であり、相談員同士が気軽に相談できる体制が必要である。自立支援協議会相談支援部会が設立されているが、現在地域課題の抽出に重きを置いている感があり、相談員の抱える諸々の負担について話し合うには不十分である。事業所連絡会ソーシャルワーカー部会がその任を担うこととなっているが、あくまで任意団体であり、すべての事業所が加盟しているわけではない。人材の確保・定着のためには、他機関からのスーパーバイズ機能などフォロー体制の構築や、責任に見合った処遇についても検討することが必要ではないかと考える。 併せて、相談支援専門員の負担軽減の観点から、モニタリングの実施方法についても見直していただきたい。自宅モニタリングが原則となっているが、条件が合えば日中活動先等自宅外でのモニタリングも認めるなど、利用者の状況に応じた柔軟な運用も検討いただきたい。現状では日中活動終了後や児童の場合保護者の帰宅後の夕方以降に訪問せざるを得ないケースも多く、相談支援専門員の長時間労働やワークライフバランスの悪化に繋がっている。市役所等、市の窓口が16：30までとなることが検討されている中で、相談員に対しては善意や責任感に委ねられている状況はいかがなものか。国の基準を踏まえつつも、市の裁量で柔軟な運用が可能な範囲を検討し、相談員が持続可能な環境で専門性を発揮できる体制を構築して欲しい。
76	ほくせつ２４	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	相談支援の計画案と市の支給決定との調整のための相談支援員の負担が大きい。多くの市は、計画案を作成して基準内であれば支給決定し、非定型になった場合、相談員と市で支給決定の調整をしているが、本市は支給決定基準の範囲内の計画案であっても調整が必要になっている。基準内であれば、支給決定をスムーズにできるようにしてほしい。

番号	機関名	項目	ご意見をいただきたい項目	意見
77	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	相談支援部会の計画に主任相談支援専門員の活用が出てきていましたが、そもそも茨木市に主任相談支援専門員は何人いますか。また、その方たちは単に主任相談支援専門員の資格があるだけではなく、茨木市として報酬上の指定を認可している方なのでしょうか。茨木市としてその方たちを活用していくのであれば、きちんと報酬上で評価できるよう委託相談の兼務の取り扱いを認めていく必要があるのでないでしょうか。まずは主任相談支援専門員の地位の確立をお願いしたいです。
78	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	相談支援専門員の質の向上とバーンアウト防止のためには、研修やスーパーバイズ、適切な人員配置により一人ひとりの負担を軽減できる体制づくりが必要かと思います。
79	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	令和7年度に事業所連絡会にソーシャルワーカー部会が設置されたことで、相談員の質の向上と互助関係によるフォロー体制が期待できます。茨木市から新規参入事業者に対し、茨木市障害福祉サービス事業所連絡会に関する情報提供及び加入案内を行うなど、民間団体の活用を積極的に行ったらどうか。
80	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	市として事業所連絡会ソーシャルワーカー部会との連携等をしっかり行い方策の検討を含め取り組む。
81	いばらき自立支援センターぽぽんがぽん(相談支援)	1-④	相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	・モニタリング期間は毎月もしくは隔月を基本とする。 ・モニタリング方法の柔軟な対応。(例：自宅は最低でも半年に１回以上とし、他は通所先等でも可とする、など) ・事業所を越えたフォロー体制の構築、互助的スーパーヴァイズ関係の構築 ・利用者評価制度(例：サービス終了時に評価表を記載してもらい市に提出。満足度調査結果の市への提出) ・委託専従も指定の加算要件の人数にカウントOKとする ・円滑でスピーディな計画案提出から支給決定（負担軽減）

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る茨木市障害者地域自立支援協議会定例会構成機関からの意見　集約表

２　適正なサービス提供基盤の整備について（就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス）

番号	機関名	項目	ご意見いただきたい項目	意見
1	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-①	就労継続支援B型について	・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えられる手法について、工賃向上・就労実績の有＝サービスの質の高さとはなっていない現状があると感じている。利用者（障害者）が安全に安心してサービスを受けることが一番重要と考えている。そのため、利用者満足度を直接市に提出するようにすることが一つではないか。また、選択支援事業の充実を図り、相談支援から就B事業所へ適切に結びつけることが望まれるのではないか。
2	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-①	就労継続支援B型について	・事業所の新規指定を制限した場合、本市における影響について、すでに充足しているのであれば、だれも困らない。困るのは新規で立ち上げようとする事業所。
3	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-①	就労継続支援B型について	・事業所の新規指定の制限を行わなかった場合、本市における影響について、市の財政が圧迫される。
4	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-①	就労継続支援B型について	新規事業所への立ち上げ中や開所後にサービスの向上を目指すための取り組みとして、精査するためのチェックリスト等を用いて立ち上げ前から開所後３年は、継続して聴取する必要があるのではないかと考える。
5	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-①	就労継続支援B型について	就Bは本市内でも数が多く利用者自らが、選ぶことが有意義に出来ていると思う。ただ、沢山選択が出来るからこそ、就B事業所によって工賃設定や仕事柄がまちまちである。 ある程度のルール等を明記していも良いのではないかと思う(例：送迎は必ずある等…)
6	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-①	就労継続支援B型について	グループホームの立場から見ると、日中活動先によって支援姿勢や関係機関との連携姿勢には差があると感じています。 サービス量だけではなく、グループホームや相談支援事業所との情報共有、利用者支援への積極的な連携姿勢なども含めて、サービスの質を評価する仕組みが必要ではないかと考えます。 新規指定については、単純な総量規制だけではなく、質の高い支援を提供できる事業所については参入できるような評価の視点も必要と考えます。
7	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-①	就労継続支援B型について	だいぶ前から、まずはA型が流行りだし数が増え、１つだけ持っていても儲からないからA型をたくさん買いたいという会社の話を聞くようになり、A型の規制が厳しくなってくると次はB型が儲かるらしい、サビ管だけいればできるから素人に管理者をさせて職員だけ探すようにという話も直接聞いたことがあります。書類はお金をだせば１から１０までノウハウを教えてくれる宣伝ばかりがメールにあふれ、それこそ譲渡してくれませんかのチラシが日々送られてくる。総量規制の検討が遅すぎたと思います。ただ、総量規制するならするで、書類だけお金を出してきちんと作成し、上手くお金儲けをしようとずるいことをしている事業者と、コツコツと実績を積み上げてきた事業者の中身の違いもしっかりと判断する仕組みであってほしいと思います。A型がつぶれた時も、B型がこれからつぶれたり表面的な良さに流れた時に困るのは当事者です。しっかり守って欲しいです。
8	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-①	就労継続支援B型について	サービスの質の確保・向上をさせるための取り組みとして、運営指導の定期的な見回りだけでは見えてこないと思います。監督行政がどこまで踏み込んでチェックするのか、難しいと思いますが①工賃の把握②作業内容の把握③利用者の状況に応じた訓練・指導・支援の把握、など事業所ごとの様子を公表するような仕組みがあれば、意識の向上が図れるのではないかと思います。
9	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-①	就労継続支援B型について	事業所の新規指定の制限をすることについて、現状からは一定期間はやむを得ないと考えます。影響については期間にもよるとは思いますが、あまりないと思います。 逆に制限を行わなかった場合、今でも起こっていると思いますが既存の事業所に利用者が定員割れの現象が続いている為、経営状況の悪化が事業の閉鎖に及ぶ懸念が高まると考えます。 また、市内には少ないようですが参加型のB型事業所については、ピアスタッフの導入など取り組みが異なるため同じように考えるのは無理があると思います。これについては総量規制にそぐわないと思います。
10	菜の花障害者相談支援センター	2-①	就労継続支援B型について	利用者の定員割れの事業所と過多の事業所の現状の確認、就労継続支援B型への利用者ニーズと事業所の提供できる内容が上手くマッチしているかの整理は必要かと思われる。新規指定を一定制限して、現状の就労継続支援B型の質の向上の取り組みをサポートすることも有効かと考える。 又、利用者層も多岐に渡っていることが考えられ、当初当該月-8日での利用を想定していても、実際に利用ペースが維持できなかったり継続できなかったりすることもある。利用者の日中活動の選択にあたり、利用者が一定の情報量を得られる仕組みを整備することも必要かと思われる。

番号	機関名	項目	ご意見いただきたい項目	意見
11	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-①	就労継続支援B型について	市内において就労継続支援Ｂ型事業所が増加し、サービスの質や事業運営に課題が生じている状況については理解しております。一方で、サービスの質の確保は総量規制のみで実現できるものではなく、指定後の運営指導や実地指導の充実、職員研修や人材育成への支援など、事業所の質の向上につながる取組が重要であると考えます。また、給付費からの工賃の水増しや制度趣旨に沿わない運営など、不適切な事業所については適切な指導・監査を行い、改善を促すとともに、法令を遵守し、工賃向上や地域貢献に取り組む事業所が適正に評価される仕組みが必要です。 総量規制を実施する場合は、一律に新規指定を制限するのではなく、法令遵守状況やサービスの質、工賃向上への取組、地域ニーズへの対応などを総合的に評価し、適切に運営している事業所や地域に必要とされる事業所が不利益を受けない制度としていただくことを希望します。また、利用者一人ひとりの障がい特性や希望に応じた事業所選択ができる環境を維持するとともに、工賃向上に向けた企業とのマッチングや販路開拓や共同受注、企業との連携など、事業所への支援策についても併せて充実していただくことを要望します。
12	相談支援センターあい・あい	2-①	就労継続支援B型について	・サービスの質確保・向上については、どの事業についてもそうですが、指導監査自体が基本的に記録や既定の書類のチェックの中での評価になるため、現場での支援の様子なども含んでの質の評価が現状中々できていないのが課題と思います。（指定申請にも繋がりますが、書類だけの評価になると支援内容が適正ではない場合でも、行政書士などの力を借りて書類だけは完璧に揃える事業所も中にはいると思われます。） ・ただ、現状の指導監査では限界もあると思いますので、例えば第三者評価を定期的に実施する仕組みづくりを行い、その中での評価も指導監査の項目として組み込み、適正な運営のための為に具体的な指導を行う形でどうでしょうか？現場を見てその中で評価を行うことが必要なのではないかと思います。 ・事業所の新規指定の制限について、確かに肌感覚で「事業所が足りない」という感じはしなくなったように思います。様々な活動の中から自身が興味があるものややりがいを感じる活動を選択できる余地は留保できた方が良いのではないかと思います。制度が移り変わる中で「利用者がサービスを選ぶ権利」を得たとともに、事業所は「選ばれる努力」が必要なサービス業へと変化していったものと認識しています。競争原理の中でより良いサービスを生み出す形に制度移行した以上、そこはうまく調整が必要ではないかと考えます。 ・サービス費用は「ほぼほぼ公費」と考えると国の財源の中でやりくりが必要との認識はあるのですが、そのあたりのバランスも踏まえて、一律に総量規制ではなく、地域のニーズと新規申請してくれる事業所の支援及び活動内容などを精査した上で検討してもよいのではないでしょうか。
13	相談支援センター藍野療育園	2-①	就労継続支援B型について	（サービスの質の向上） 事業所への通所サポートや、日中に必要な身体介護等の実施。これらのサービスが就労支援事業所にないことにより、生活介護を利用している人が一定数いると思われます。 これは一般就労においても同様であり、この支援があれば、就労できる対象者は確実に増えると考えます。 （その他参考資料より） 本事業は一般の雇用が困難な方が利用する観点から、一定の身体介護や通所支援を要すると考えます。 施設内で支援者がいる下においては作業に従事する力があっても、身辺自立や、安全に屋外を移動する自力通所が困難な人は多く、事業所内での身体介護や、通所のために送迎あるいは（移動支援の対象者等には）通所のためのサポートを行うことで、生活介護から就労に移行できると考えます。
14	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-①	就労継続支援B型について	多種多様の事業所があれば、ご利用者が自分に合った事業所を選べるメリットはあります。しかしながら、茨木市の資料からこのまま新規参入事業所を受け入れ続けると既存の事業所の存続にも課題があることがわかりました。福祉的な視点で丁寧な支援をしている事業所が運営継続できる仕組みとなるよう検討してもらいたいです。そのために必要な意見の申し入れは一定必要かと思いました。
15	相談支援事業所ゆうあい	2-①	就労継続支援B型について	就労継続支援B型については、仕事内容や送迎の有無等、利用者の希望やニーズに合った事業所の選択肢が限られている状況があります。事業所数だけで判断するのではなく、現状の利用者ニーズを分析し、多様なニーズを満たせているかという視点で新規指定制限に関する検討をしていただきたいです。
16	慶徳会障がい者相談支援センター	2-①	就労継続支援B型について	・社会資源は多いほど助かる面もありますが、工賃向上の阻害要因にもなっていると利用者様の不利益にもつながるため、近隣市とも歩調を合わせながら検討していく必要があると思います。
17	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-①	就労継続支援B型について	サービスの質を確保・向上させるため、新規指定時には支援内容や運営体制、地域ニーズへの対応など適切に審査し、質の伴わない指定を制限する「質を重視した基準」での運用を求めます。特に「自立支援」や「共生社会」といった理念の体現を重視し、他市の動向を参考にしつつも、茨木市の実情や利用者ニーズを十分に踏まえた上で判断していただきたいと考えます。
18	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-①	就労継続支援B型について	新規指定を一律に制限することは、新たな発想や特色ある支援を提供しようとする事業所の参入機会を失わせるだけでなく、利用者にとっても新たな選択肢を狭めることにつながる可能性があると理解はしますが、参考資料②の茨木市の現状と課題から見受けられるように、既存の事業所で、すでに利用者の定員割れの現象が続いていることから、このままでは経営状況の悪化による事業の閉鎖に及ぶ懸念が高まると考えます。したがって事業所の新規指定の制限をすることについて、一定期間はやむを得ないと考えます。

番号	機関名	項目	ご意見いただきたい項目	意見
19	かしの木園	2-①	就労継続支援B型について	総量規制に関しては、工賃向上の実績を上げるためには総量は規制していく方が良いかと思います。 ただ、質の確保、向上については、在宅支援ばかりしている事業所など、本当にその支援が障害のある人に必要なのかを事業者も周囲も考えなければならないと思います。その面では就労系にも計画相談が付き、支援のあり方を評価していく目が必要と思います。
20	タクト相談支援センター	2-①	就労継続支援B型について	多様な特色を持った事業所が増えることは、利用者の選択肢や可能性を広げるうえでは良いかと思います。ただ、障害福祉の理念である『自立支援』『共生社会の実現』などを意識して運営をされているか、確認していく必要はあると思います。
21	相談支援センターリーベ	2-①	就労継続支援B型について	知的障害の方が主に利用するB型作業所が多かった頃に比べ、精神障害の方も利用しやすい（取組内容や利用者層）事業所が増え、本当に事業利用を必要とする方の選択肢が広がった点は良かった。しかし、どこも小規模なためスペースやトイレ（設備や数）の問題などから、ニーズに合わず選びにくい方もいる。今の時点で新規指定の制限をされると、条件に合わない事業所の中で選びようのない方もいるため、B型利用の希望があるのに繋がりにくい要因に対応できる事業所が増えてほしい。（環境面が整備されていないと特に身体障害の方は選びにくい）
22	相談支援センターひまわり	2-①	就労継続支援B型について	資料に書かれているとおり、事業者数の確保だけでなく、利用者一人ひとりの障害特性や希望に応じた質の高い支援を提供できる体制の整備が必要であるが、新規指定を制限するだけでは、利用者の選択肢が狭まり、本人に適した事業所を選びにくくなることも懸念される。事業所数の調整だけでなく、既存事業所の支援の質の向上を図るとともに、各事業所の支援内容や特色、工賃、就労支援の実績などを利用者が比較しやすい形で情報提供する仕組みを整備し、利用者が自らの希望やニーズに合わせて事業所を選択できる環境づくりを進める必要がある。そういった体制を整えることで、適切な運営ではない事業所は淘汰されていくのではないか。 B型事業所に障害福祉人材が雇用されることにより、他のサービスにおいて人材確保に支障が生じるという点は、果たして本当にそうなのか疑問はある。就労系で働きたい人が、それが叶わない場合、他市に流れるのでは？
23	ほくせつ２４	2-①	就労継続支援B型について	就Bの新規事業を制限するのではなく、在宅利用が不適切な場合が多いので、個々の状況でどうしても在宅でないと就労の支援できない人だけ在宅利用できるようにしてほしい。 月日数-８日の支給決定がある方が全員フルで通所できている訳ではないと思われるため、定員に対しての利用状況の分析や、運営状況の確認をしていく必要がある。
24	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-①	就労継続支援B型について	総量規制によって事業所数を減らしても、工賃向上や人材確保が進むとは考えにくい。まずは実態把握、現状分析をしっかりと行うことが必要ではと感じる。他市等では在宅利用と不適切な事業運営の関連があるとなっているが、茨木市の状況はどうか、まずは市の実態調査から行ってはどうか。総量規制とは別に、令和8年6月施行の応急的な報酬単価として報酬引き下げの影響も見る必要がある。よって新規事業指定の際に事業計画提出を求めることや事業所連絡会への加入を必須とするなどの条件付けをしてはどうか。
25	いばらき自立支援センターぽぽんがぽん(相談支援)	2-①	就労継続支援B型について	・B型事業所については、ニーズや対象者の幅が広いため、フィットする事業所が選択できることが望ましいため、新たなタイプの事業所が参入することは相談支援の立場としてはありがたい面もあるため、一律に規制しない方がいいと考えます。 ・施設外就労の場が、一般事業者での実践的な場ではなく運営事業者の関連事業所が設置した名ばかりな事業場になっていたり、何を目指しているのか分からない在宅支援の利用など、気になる運営実態を目にすることはある。運営側の問題だけでなく、利用者側の都合にも合致してしまっている節もある。既存利用者への選択支援事業の活用や、計画相談によるニーズの再評価など必要かと思う。
26	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-②	共同生活援助について	圧倒的ニーズに比べ空き枠がない状態である。また、一軒家タイプや団地タイプは多くあるが比較的障害軽度の方のみの利用になっている。 中重度の方が安心して利用出来るGHも就Bのように選べれる選択しがあればいいなと思う。また、本市ではサテライト型のGHが少なく、上記とは異なる回答だが、一人暮らしには不安や自立が難しい軽度障害のある方の選べれる選択もあれば良いと思う。
27	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-②	共同生活援助について	現在、グループホームでは深刻な人材不足が続いています。 弊社では未経験者も積極的に採用し、研修体制を整備しながら支援力向上に努めていますが、副業として勤務される職員も多く、勤務回数にも差があるため、職員全体の支援力を一定水準まで高めることには苦慮しています。 そのような状況の中でも、強度行動障害や支援度の高い利用者の受け入れを積極的に行っており、現場職員の負担は非常に大きいものとなっています。 重度者受け入れを指定条件や評価項目とする方向性については理解できますが、それに見合う人員配置や研修体制、報酬・加算制度など、現場を支える制度整備も併せて進めていただきたいと考えます。

番号	機関名	項目	ご意見いただきたい項目	意見
28	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-②	共同生活援助について	グループホームは空きがあるからといって、誰もが入居できるものではありません。性別や障害特性、生活環境、立地など様々な条件があり、利用者一人ひとりに適した住まいを選択できる環境を維持するためには、一定数の事業所や居室の選択肢が必要です。 そのため、現時点で総量規制を導入することは時期尚早ではないかと考えます。 また、強度行動障害のある方の受入れを新規指定の条件とする方針については、その趣旨は理解できますが、現在もグループホームでは世話人や生活支援員の確保が非常に困難な状況が続いています。このような中で受入れを義務付けることは、事業所の新規参入を妨げるだけでなく、既存事業所の運営にも大きな負担となることが懸念されます。 強度行動障害のある方の受入れを促進するためには、指定条件を設けるだけではなく、行政が主体となる、または専門機関へ委託する形で、事業所への研修体制や専門的なスーパーバイズ、マネジメント支援を提供、充実させることが重要であると考えます。そのような支援体制が整うことで、受入れ可能な事業所が増え、利用者の選択肢の確保と支援の質の向上の両立につながるものと考えます。 障害福祉サービスは、利用者本人の自己決定と選択を尊重することが基本理念であることから、総量規制の検討に当たっては、事業所数だけではなく、利用者の選択権や支援の質を十分に考慮した制度設計をお願いしたいと考えます。
29	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-②	共同生活援助について	強度行動障害や重複障害の方を一定割合入れる事は、ごちゃ混ぜになり、入居者の支援に混乱や緊張が生じることとなると思います。 それならばむしろ、対象者を特定した共同生活援助の指定の方が入居者のすみわけができると思います。但し、そうした場合、それだけのスタッフや設備を初期投資として行える事業者がいるとは思いません。
30	菜の花障害者相談支援センター	2-②	共同生活援助について	共同生活援助の利用のニーズはあるが、暮らし方、利用者同士のマッチング、日中の支援体制を確保できる人員体制などの課題。ワンルームタイプのグループホームの相談ニーズは高いため、一律に供給過多とするのは判断が難しいのではないかと考える。 新規指定に当たって強度行動障害、身体障害に対応したホームの不足確かであり、推進は必要と考える。その際には地域コンフリクトへの対応を行政も一緒に行なうことが必要であると思われる。
31	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-②	共同生活援助について	市内のグループホームについては、量的な整備だけでなく、強度行動障がいのある方や身体障がいと他の障がいを重複する方など、支援ニーズの高い方が安心して地域生活を送れる受入体制の充実が重要であると考えます。 そのため、事業所のサービスの質を確保・向上するためには、総量規制だけではなく、運営指導等の充実、管理者・生活支援員・世話人への研修、人材育成や人材確保への支援など、事業所が質の高い支援を継続できる環境整備が必要と考えます。また、新規指定に当たり、強度行動障がいのある方や重複障がいのある方、医療的ケアの受入れを一定割合で求めることは、地域の受入体制の充実につながることが期待されますが、職員配置や専門的な支援体制、人材確保などの課題もあることから、一律の条件とするのではなく、事業所の体制や専門性を踏まえた柔軟な運用が望ましいと考えます。あわせて、重度障がい者の受入れに対する加算（重度障がい者支援加算とは別）や研修、人材確保などの支援策を充実させることが重要です。 一方で、このような条件を設けない場合は、受入れやすい利用者に偏る可能性があり、支援ニーズの高い方の入居先不足が解消されないことが懸念されます。そのため、量だけでなく質を重視した整備を進めるとともに、適切な支援体制を整備している事業所が評価される制度としていただくことを要望します。
32	相談支援事業所あゆむ	2-②	共同生活援助について	本来グループホームは生まれ育ち、住み慣れた地元に住む方が良いと思うが、茨木市内は十分なＧＨがあるとは言えない。他市にしかなく仕方なく行く場合もあり、もう少し選択できるくらい供給があるほうが望ましいと思う。強度行動障害の状態にある者や身体障害と他の障害の重複のある障害者等の受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合新規参入が減り市内での選択肢が減ると思われる。
33	相談支援センターあい・あい	2-②	共同生活援助について	・サービスの質確保・向上については、番号12冒頭で記載した意見と同じです。 ・新規指定における受け入れが困難なケースの受け入れ条件を、特にサポートなく指定要件にすることは、率直に「大丈夫かな？怖いな？」といった印象があります。 ・理由としては、ただでさえ障害特性やその対応への深い知識や経験、環境調整やそのための人手も必要となる困難ケースの方を受け入れ要件にした中で、もしも「専門的なスタッフの確保もできてないのに、申請書類だけプロに任せて申請を通し現場に任せっきり」といった新規事業所が現れた場合、虐待を容易に引き起こすのではないか？と思ってしまいます。 ・もし、上記困難ケースを指定要件に上げる場合は、評価基準を設けた上で、適切な支援の支えとなるように時限的にでも良いので茨木市単費で助成金をだし、安定運営と人材育成が両立できるようにしてもらえると良いと考えます。
34	相談支援センター藍野療育園	2-②	共同生活援助について	人員不足により、職員の手を多く必要とする身体障害の方、強度行動障害の方の受け入れが困難と言われることが多いため、サービスの質を向上させるためには、人員配置を上げる必要があると考えます。そのためには、人員の確保につながる施策が必要と考えます。
35	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-②	共同生活援助について	障がい者であっても暮らし方は千差万別です。多種多様の事業所があれば、自分にあった暮らし方を選べるメリットは多いかと思います。重度障がい者等の受け入れを条件にしても、支援スキルが伴っていなければ暮らしの保証はできません。地域移行が進まないのも支援スキルの欠如と国は考えています。

番号	機関名	項目	ご意見いただきたい項目	意見
36	相談支援事業所ゆうあい	2-②	共同生活援助について	グループホームについては、支援の質を確保するため、職員研修や人材育成、支援に関する情報共有など、事業所が継続して支援力を高められる取り組みの充実が望まれます。 また、利用を希望する方が本人の状況や必要な支援内容に合った住まいへつながることが大切だと考えます。 特に身体障害のある方や強度行動障害のある方に対応できるグループホームは、地域でのニーズがある一方で、介助量や支援体制、人材確保等の面から整備が進みにくい状況があると感じています。どのような支援策や仕組みがあれば事業所が参入しやすくなるのか、市としても検討していただきたいです。
37	慶徳会障がい者相談支援センター	2-②	共同生活援助について	・5年、10年前に比べると北摂もグループホームは増えたと思いますが、まだまだ空きがなかったりして、資料の数値程ほど供給が足りている感覚はありません。質的な担保に関しても必要ではある為、障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金の周知や利用をより一層すすめていくことも必要ではないでしょうか。
38	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-②	共同生活援助について	まだまだGHの建設に難色を示す地域（住民）が多い中、強度行動障害特化型のGHもしくは、受け入れするGHの設置を条件とするならば、さらに地域（住民）の理解は難しくなるのではないでしょうか。自傷、他害等の障がい特性に対応できるような環境整備、人、さらには医療や行政も含め、多職種連携がないと受け入れは難しいと考えます。安易に条件付けしてしまうと、重度障がい者の権利侵害につながりかねないのではないでしょうか。
39	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-②	共同生活援助について	グループホームは空きがあるからといって、誰もが入居できるものではありません。性別や障害特性、生活環境、立地など様々な条件があり、利用者一人ひとりに適した住まいを選択できる環境を維持するためには、一定数の事業所や居室の選択肢が必要です。また地域移行などの推進を考えると、まだまだ足りないのではないかと思います。そのため、現時点で総量規制を導入することは時期尚早ではないかと考えます。
40	タクト相談支援センター	2-②	共同生活援助について	障害福祉の理念である『自立支援』『共生社会の実現』などを意識した運営をきちんと意識されているか、確認していく必要はあると思います。強度行動障害、身体障害(車いすユーザー)に対応したホームがないのはあきらかです。その他の対象者についても、部屋数は足りているかも知れないが、住みたい場所に必要な量が足りているかどうかは疑問です。地域移行などの推進を考えるともっと足りないのではないかと思います。
41	相談支援センターリーベ	2-②	共同生活援助について	市内定員数は月平均利用者数を上回っているが、グループホームに入居したい希望はあっても障害特性に合う事業所がなく、ご家族での介護を続けている話を耳にすることは多い。大阪南部には強度行動障害の支援を謳っている事業所も多いが、「慣れた日中事業所に通える範囲で暮らしたい」「高齢の家族では遠方の事業所はサポートが困難」と選択に至らず、茨木市で利用できる事業所が増えることは期待されている。必要としている方のニーズに合ったホームが今後増えて行くような条件づけは求められると考える。
42	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-②	共同生活援助について	入所利用者の地域移行支援を行う中で利用者が自由に選択できるように多くの事業所(GH)があるべきだと考えます。 利用者がGHを選ぶ際にどのような人がいらっしゃるのかも重要なチェックポイントになります。 また、強度行動障害の方を受け入れを条件にした場合、そのGHの入居者や入居希望者への支援に偏りが出る事も考えられます。一緒に暮らす利用者に対する支援を確保をする為にも条件付けは難しいのではないでしょうか。 まだまだ地域住民がGHの受け入れる事に難色を示すケースも多い中、強行を受け入れる事で更に地域住民の理解は難しくなる可能性が出てくると思います。 強行特化のGHを行政が主体となり設けれないでしょうか？地域住民への説明や同意を得る事が大きな壁になっていると思います。
43	相談支援センターひまわり	2-②	共同生活援助について	強度行動障害、重複障害の方の受け入れ体制を充実させることは重要だが、受入れを指定条件として一律に求めるだけでは、職員体制や支援技術、設備面が十分でない事業所では対応が困難となり、利用者・事業双方の負担につながる恐れがある。事業所には、重度の方を対象とする事業所、軽度から中等度の方を対象とする事業所など、それぞれの特色や役割があってよいと考える。事業所ごとの機能や専門性を活かしながら、多様なニーズに対応できる体制を整備することが重要であり、一律の基準で画一化することが必ずしも支援の質の向上につながるとは限らない。利用希望者がいても受け入れ先が見つからない、空きがないといった現状を踏まえると、新規参入を過度に抑制するような制度設計は、利用者の選択肢を狭めることにもなりかねない。国において資格要件等の見直しが進められている状況も踏まえ、その動向を見ながら事業所が安心して支援ニーズの高い利用者を受け入れられるよう、職員研修や専門的な支援体制の整備、人員配置や設備面への支援などを合わせて進める必要がある。受け入れにあたっては、既に入居している利用者との相性や生活環境への影響にも十分配慮し、利用者一人ひとりの状況に応じた丁寧なマッチングが行われる体制を整備していただきたいと考える。
44	ほくせつ２４	2-②	共同生活援助について	グループホームは生活の場であり、それぞれのニーズに応じた多様な事業所があり、当事者が選べる方がよいと考える。 強度行動障害の状態にある方や身体障害と他の障害の重複のある障害者等の受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、そのための環境調整や人員確保が必要となり、参入の障壁になるのではと考えられる。条件に則した方を受け入れるグループホームは明らかに不足しているが、他の状況にある方にとっても、十分にあるとは思えず、意見申出を行うことで不足状況が深刻化していくのではないかと思われる。 強度行動障害や身体・重複の対応ができるグループホームの設置・運営にかかるサポートを行うなどし、後押ししていく取り組みを検討していく方がよいのではないか。

番号	機関名	項目	ご意見いただきたい項目	意見
45	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-②	共同生活援助について	強度行動障害や医療的ケアの必要な人が利用できない課題は大きいが、中軽度の人のサービスが足りているかと言えば茨木市においては不足していると聞く。このような状況で指定の条件をつけることについては、時期尚早である。また、令和8年6月施行の応急的な報酬単価として報酬引き下げの影響も見る必要がある。共同生活援助の質の確保については、総量規制、意見申出制度の活用ではなく、別の方策を検討する必要があると考える。
46	いばらき自立支援センターぽぽんがぽん(相談支援)	2-②	共同生活援助について	・共同生活援助の事業所としてはまだまだ不足していると思われるため、規制すべきでないと考える。重度の受け入れを条件にすることで新しいグループホームが開設されなくなるのは望ましくない。単身タイプのニーズなどまだまだ社会資源が不足している。（茨木市には重度向け、軽度向け、両方不足している） ・重度の方の受け入れについては、別途強化する補助事業などの創設や、居宅介護や重度訪問介護の併用推奨、物件確保に関する助成などによる促進が現実的ではないか。
47	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-③	児童発達支援・放課後等デイサービスについて	そもそも放デイの情報などの共有が上記２点に比べ少ないように思う。近年、SNS等での情報は多くあるが、所在地不明、目的不明等。利用はしたいがどんな放デイがあるの？送迎はある？支援学校までの迎えは？等問い合わせをしないとわからない。 このあたりの情報を一目でわかるツールがあればよいかと思う。
48	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-③	児童発達支援・放課後等デイサービスについて	児童分野について詳細な意見を申し上げられる立場ではありませんが、量だけではなく、医療的ケア児や強度行動障害児 など支援が難しいケースへの対応力を評価する方向性には賛成します。 また、障害福祉サービス全体として、事業所間の連携や情報共有を積極的に行う事業所が評価される仕組みが整備される ことを期待します。
49	相談支援事業所あゆむ	2-③	児童発達支援・放課後等デイサービスについて	放デイを探すときに事業所に連絡するが、その学校には迎えに行けない、自宅の住所までは行けないなどの条件が多い。十分に足りているとは思えない。 医療的ケア児、強度行動障害の状態にある児童または重度心身障害児のいずれかの受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、新規参入が減り、今以上に通う事業所を見つけるのが困難になると思われる。
50	相談支援センターあい・あい	2-③	児童発達支援・放課後等デイサービスについて	・サービスの質確保・向上については、番号12冒頭で記載した意見と同じです。 ・医療的ケア児、強度行動障害の状態にある児童さんに対応できる放デイはまだ不足していると思います。特に強度行動障害にある児童さんの受け入れ先は喫緊の課題だと思います。 ・茨木市の現状としては「短時間個別療育の事業所」が増え、「長い利用時間の中で、時間をかけてスケジュールや見通しを持つ経験を身に着けたり、他者との関わりを繰り返し経験してコミュニケーションやソーシャルスキルを学ぶ事業所」がここ数年特に減少し、今や比率としては短時間療育事業所が半数近くになっていると思います。後者の事業所については、特に重度心身障害のお子さんや強度行動障害のお子さんの療育の中でとても貴重な資源と思います。そういった事業所ほど安定した運営と専門的なスキルを揃えた人材の確保、流出防止が難しい状況と感じているため、事業所開設補助や安定運営までの助成金の創設などで資源を育てる施策を打ち出して頂く必要もあるのではないでしょうか。また、後者のような「時間をかけて、繰り返し経験を積む中で地域で生きる力を身に着ける」事業所が減り続けると、対応困難なケースの受け入れができる事業所が無くなってしまうと危惧しています。 ・また、ケースによっては継続的な家族支援が必須且つ送迎がなければ療育に結び付きづらいご家庭もあります。前述の事業所の増減の中で、送迎をできる事業所数も減少傾向にあると実感しております。特に事業所数の少ない地域にとっては、送迎がそもそも来られないという事案も見られます。 ・総量規制を検討されるのであれば、重度心身障害や強度行動障害と障害特性に特化した事業所はもちろん、手薄になりがちな地域特性も考慮していただきたいと考えております。

番号	機関名	項目	ご意見いただきたい項目	意見
51	相談支援センター藍野療育園	2-③	児童発達支援・放課後等デイサービスについて	（サービスの質の向上） 看護師の配置がないために、重心デイに通う医ケア児がいるため、より選択の幅が広がるよう、看護師の配置がしやすい制度を創設する。保育所のように、必要な時間だけ看護師を派遣する制度など。 総量規制の影響） 特性の強さに関係なく、茨木市の児童が利用できる児童発達及び放課後等デイの事業所が不足している現状があるため、その対策と並行して実施していただきたいと思います。 特に、放課後等デイにおいては、長期休暇中は学校の代わりに週5日までデイを利用できる制度がある（その必要性が認められている）にも関わらず、受け先の事業所がないために在宅で過ごすことになり、生活リズムが乱れる等の課題があります。 代替条件・意見） 茨木市の児童の受け入れ割合を指定する。（例：茨木市の児童を50%以上は受け入れる等） 茨木支援学校を中心に、茨木市の児童が通う支援学校の児童を優先的に受け入れる。（活動の場が限られている児が多い） 強行児の受け入れに向けて、構造化やクールダウンに使える部屋の用意を要件とする。 送迎の実施を要件とする。送迎がないことにより、利用できる対象が限定される。 報酬に見合った人員配置を要件とする。1時間の利用枠で実施する事業所と放課後数時間対応するデイと差をつける。 参考資料③　2から 市内事業所の定員数に標準的な開設日数である23日/月を乗じた値を…とありますが、市内の事業所を利用する児は他市児童が含まれており、その数値を基に算出された100%を超える数値イコール児童デイサービスが多いということに繋がらないと思います。実際に、新設された南圏域の事業所から聞いた話では、利用者の7割以上は茨木市民ではないとの話もありました。背景には、茨木市は未就学の児童はこども園等他の所属の場がある場合、児童発達支援の支給日数が週1、2日が多く、対して近隣の高槻市や摂津市は週5日の支給が出ることから、茨木市内の児童発達支援の事業所は定員を満たすために、他市児童を受け入れることになり、他市の送迎ルートができたことで、茨木方面の送迎ルートが組めない、との意見を聞いたことがあります。この傾向は、放課後等デイにも引き継がれ、結果的に茨木市の児童が利用できる事業所が不足しているという現状も考慮していただきたいと思います。
52	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-③	児童発達支援・放課後等デイサービスについて	茨木市内には約60か所の放課後等デイサービスがあると聞きます。資料からも飽和状態と読み取れますが、実際は重度障がい児（特に強度行動障がいの状態にある児童）の受け入れ先がないお子さんがいることも確かです。茨木市内での受け入れが難しいので近隣他市の事業所を利用する方も少なくありません。ただ、市が総量規制や意見申出制度を利用しても、事業所を選択するのは保護者であるため、お子さんの状態像から想定される事業所を選択するかどうかは疑問です。
53	相談支援事業所ゆうあい	2-③	児童発達支援・放課後等デイサービスについて	放課後等デイサービスについては、事業所数だけでなく、利用者のニーズに合ったサービス提供体制について検討が必要だと感じます。送迎範囲によって利用できる事業所が限られる場合や、個別療育を希望しても利用枠が埋まっている状況があります。 今後の整備にあたっては、利用者がどのような支援を求めているのか、療育内容や送迎体制なども含めたニーズ分析を行い、必要なサービスにつながる体制づくりについて検討していただきたいです。
54	慶徳会障がい者相談支援センター	2-③	児童発達支援・放課後等デイサービスについて	・放課後等デイサービスは療育の事業として運営されてますが、医療的ケア児童の入浴支援や学校の長期休暇時の支給量を増やすなど、学童保育のように預かりの要素も強い面があります。強度行動障害のある児童の受け皿の確保のため、障害児の居場所の事業を新たにはじめるか、既存事業で対応できるよう利用改革をしていく必要があると思います。
55	茨木市障害福祉サービス事業所連絡会	2-③	児童発達支援・放課後等デイサービスについて	項目4と同様です。あわせて、重度(強度行動障害)の子どもを受け入れられる事業所は減っていると感じます。短時間、送迎無しの個別療育の事業所は増えたように感じますが、送迎あり、集団療育、重度の子どもの受入れができる事業所が減っていると感じます。特に山間部など地域によっては送迎のニーズも高いですが、対応できる事業所も少なく困っている保護者もおられます。
56	タクト相談支援センター	2-③	児童発達支援・放課後等デイサービスについて	番号20と同様です。あわせて、重度(強度行動障害)の子どもを受け入れられる事業所は減っていると感じます。短時間、送迎無しの個別療育の事業所は増えたように感じますが、送迎あり、集団療育、重度の子どもの受入れができる事業所が減っていると感じます。特に山間部など地域によっては送迎のニーズも高いですが、対応できる事業所も少なく困っている保護者もおられます。

番号	機関名	項目	ご意見いただきたい項目	意見
57	相談支援センターリーベ	2-③	児童発達支援・放課後等デイサービスについて	児童発達支援、放課後等デイサービスともに年々利用希望が増えており、事業所へ相談してもスポット利用や空き待ちになることも。他市に比べると支給が厳正に決定され、家族側からは希望に沿ってスムーズに決定してほしい意見もあるが、多くの児童が療育を受ける機会を持つためには必要な対応とも考える。医療的ケア児や強度行動障害の状態にある児童も等しく機会を持てるように、新規指定では一定割合での受け入れを条件とすることも必要と思うが、手狭なスペースで一緒に過ごすことが難しい場合もある。一定割合で受け入れる条件を設定するとともに、医療的ケアや強度行動障害に特化した適切な対応ができる事業所ができることも必要でないかと思います。
58	相談支援センターひまわり	2-③	児童発達支援・放課後等デイサービスについて	医療的ケア児、強度行動障害児、重症心身障害児など、専門的な支援を必要とする児童の受け入れ体制を整えることは重要だが、いずれかの受け入れを新規指定の条件として一律に求めるだけでは、専門的な知識や支援技術、人員配置、設備面などの課題から対応が困難な事業所も多く、茨木市全体の受け入れ先不足に繋がる恐れがある。上記以外の児童にとっても、事業所数は数字上充足しているように見えても、各学校（特に支援学校）への送迎が可能な事業所、送迎付の集団療育を提供する事業所は限られており、利用希望者が希望するサービスを受けられない状況が生じている。単に事業所数を指標とするのではなく、障害特性や支援内容、送迎体制を含めた実際の受け入れ状況を踏まえた基盤整備が必要である。 また、事業所探しには家族、相談支援事業所が苦慮することが多く、障害特性や支援内容など、事業所の特色が利用者や家族に分かりやすく伝わるような情報発信を充実させることも、利用者に合った事業所選び、適正な利用に繋がると考える。
59	いばらき自立支援センターぽぽんがぽん(相談支援)	2-③	児童発達支援・放課後等デイサービスについて	・重度の方の受け入れについては条件とはせず、別途強化する補助事業等の創設による促進が望ましいと考える。 ・各小中学校の校内にて放課後等デイサービス事業所を開所することを検討してはどうか。校内において教員と療育支援員の日常的な連携(保育所等訪問支援事業の活用含め)が生まれることは、双方にとって負担軽減、支援の質の向上となるのではないか。送迎負担の軽減や、学校周辺への送迎車の出入りも縮小し車両事故リスクの低下や引渡し対応の負担軽減にもなる。事業場確保の経費削減を人員配置強化にできる。放課後においては、学童保育との連携による支援力の強化や、中学においては部活動等への参加補助なども出来る可能性がある。(部活動縮小のそもそもの課題もあるが)総じてインクルーシブ教育の推進にもなるのではないか。

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る茨木市障害者地域自立支援協議会定例会構成機関からの意見　まとめ

項目		意見
1　相談支援体制の再編について	①今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について	【現状の課題と認識】 ①委託相談の役割が不明確で、計画相談との橋渡しにおける役割分担が曖昧。 ②計画相談専門員の不足により、サービスに繋がらない方や支援が困難な事例が委託相談に集中し、業務負担が非常に大きくなっている。 ③小規模な指定相談事業所は緊急時や複合的課題対応が困難な場合があり、委託相談による継続的なバックアップが必要。 ④計画相談では対応しきれない支援が困難な事例や複合的な課題に対し、補完し合う体制の構築が必要。 【期待される役割】 ①サービス利用前の相談支援や制度に繋がっていない方への伴走支援を重点的に行い、必要に応じて計画相談へ適切に繋ぐこと。 ②障害者が望む生活を継続できるよう、本人・支援者・支援機関を結ぶコーディネーター的役割。 ③地域課題の抽出と解決への関与、地域ネットワーク形成、障害理解の推進や啓発活動、権利擁護。 【課題解決に向けた提案】 ①委託相談、計画相談、基幹相談支援センターの役割を整理し、支援が困難な事例への後方支援体制を強化する必要がある。 ②支援が困難な事例については、基幹相談支援センターが実情把握・課題整理・スーパーバイズを行うなど、重層的なバックアップ体制を構築し、計画相談への円滑な移行を促進すべき。 ③行政を含む各機関が、建設的かつ前向きな議論を通じて協力体制を構築することが重要。 ④委託相談が初期・一般相談に専念できるよう、具体的な目標（原則1年以内など）をもって計画相談へ移行できるように支援すべき。 ⑤まずは委託相談支援事業所の負担を軽減し、本来の役割に専念できる体制を整備した上で、将来的な提供体制のあり方を検討すべき。
	②計画相談等、その他の関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について	【現状の課題と認識】 ①相談支援専門員による役割の捉え方や支援内容に差があり、他事業所が相談員の役割を一部担う場面がある。 ②委託相談から計画相談への移行が進みにくい要因として、人員不足や自宅訪問が困難なケースの存在が挙げられる。 【連携円滑化に向けた具体的な提案】 ①ウェブやアプリなど安全かつ負担の少ない情報共有ツール等の強化・導入を行い、円滑かつ負担の少ない連携を構築するべき。 ②相談支援専門員の役割を明確化し、関係機関と役割を共有し、専門性を活かした連携体制を構築すべき。 ③支給決定基準や支給量目安、検討事例をガイドラインとして可視化し、双方の業務負担軽減を図るべき。 ④新規サービス利用者には、計画相談の導入を積極的に働きかけ、支援の均質化を進めるべき。 ⑤委託相談から計画相談への移行時の引継ぎルールや情報共有方法を明確化し、切れ目ない支援体制を構築すべき。 ⑥相談員のモチベーション向上や業務効率化や仕事がしやすい仕組みを検討すべき。 ⑦地域の会議（自立支援協議会など）へ参加することで顔の見える関係づくりが可能であるが、業務負担軽減策も合わせて検討が必要。 ⑧相談支援部会と事業所連絡会との会議を不定期開催し、各事業所の現状を共有すべき。 ⑨基幹相談を含む茨木市の相談支援三層構造の役割整理を自立支援協議会で議論すべき。 ⑩計画に引き継いだケースの情報共有範囲の整理や、他分野連携のための機会・時間の確保も重要。 【再編への懸念と市への要望】 ①委託相談事業所の削減（5事業所への集約案）に対し、業務量や人員確保への懸念が強く、丁寧な説明とフォロー、運営面での支援を求める。 ②委託相談が減っても計画相談が増えるとは限らず、相談支援事業所の経営が困難な現状を踏まえ、市として効果的な支援策を検討すべき。 ③委託相談事業所の再編（9箇所から5箇所への集約案）は、1事業所あたりの担当エリア増加や会議増による業務負担増大を招き、人員増が困難な現状では事業運営が立ち行かなくなる懸念あり。 ④再編後、業務量増加や物価高騰、人件費上昇に見合う委託料の増額や見直しが必要。 ⑤再編を行う際は、計画相談の充実を前提とし、事業者との慎重な協議や丁寧な説明・フォローアップが求められる。

項目		意見
	③のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について	【現状と課題の認識】 ①相談支援専門員の不足により、計画相談の受け入れ先が見つからず、依頼できないケースがある。 ②特に強度行動障害、重度心身障害（医ケア）、家族支援が必要なケースなど、支援が困難な事例は相談支援に多大な時間と労力がかかり、報酬が発生しない支援が増えるため、事業所の採算性を悪化させている。 ③相談員が担う事務負担の多さや、利用者の特性（性別、障害種別、感情特性など）に合わせた相談員のマッチングが難しい。 ④市が構想する「委託相談を減らし、その人員を計画相談に回す」という方針は、計画相談の赤字運営体質により、簡単には実現しないとの懸念がある。 ⑤経験の少ない相談員や事業所が増えることによる支援の質の担保への不安も挙げられる。 【解消に向けた方策と提案】 〈人材確保・育成・定着の強化〉 ①相談支援専門員の増員、育成を継続的に推進すること。 ②「開設等補助金制度」「計画相談等普及促進事業補助金」の継続と、相談支援員そのものや兼務の相談員も対象に含めるなど、補助の拡充。 ③市から法人に対して相談支援事業所の開設への働きかけ。 〈事業所の採算性向上と負担軽減〉 ④支援が困難な事例への対応や採算性の問題を解消するため、国の報酬とは別に茨木市単独での補助金支給を検討。 ⑤相談員の事務負担を軽減し、より多くのケースを受けられるようにすべき。 ⑥継続的な事業運営が可能な報酬体系や人材確保策が必要。 〈円滑なコーディネート・連携体制の強化〉 ⑦利用希望者と相談支援事業所を円滑につなぐコーディネート機能の強化。 ⑧受け入れ状況の把握や調整を行う仕組みを整備し、ケースによっては市や基幹相談支援センターから優先的に計画相談事業所へ斡旋できる仕組みを検討。 ⑨委託相談が初期に介入し、スムーズに計画相談へ移行するプロセスを確立し、円滑な支給決定プロセスや業務効率化を図る。 ⑩茨木市が計画相談希望者を集約・ストックし、事業所の希望に応じて紹介する仕組みづくり。 ⑪その他の障害福祉サービス事業所に対しても、利用者への情報提供の協力を市が依頼するのはどうか。 ⑫隣接市町村の相談員との連携。
	④相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について	【相談支援専門員の現状・課題】 ①相談員は精神的な負荷が高く、バーンアウトの危険性があり、特に支援が困難な事例の抱え込みやカスタマーハラスメントが負担となっている。 ②支給決定に関する調整に関しての業務が相談員の負担となっている。 【質の向上に向けた方策】 ①支援が困難な事例への対応や支援継続のため、スーパービジョンや伴走型の後方支援体制を充実させるべき。 ②研修や事業所連絡会（ソーシャルワーカー部会）、地域でのネットワーク構築を通じて、相談員同士が支援が困難な事例を共有し、相談し合える仕組みを推進すべき。 ③支給決定基準や検討事例を明確に可視化することで、相談員が利用者へ説明しやすくなり、行政との調整負担も軽減される。 【負担軽減に向けた方策】 ①国の報酬とは別に、支援が困難な事例への対応や継続的な支援に対して、茨木市単独での加算や安定した報酬体系を検討すべき。 ②ICT活用（電子媒体での書類提出など）による業務負担軽減を進めるべき。 ③委託相談業務の窓口対応時間を短縮し、ケース整理等に充てる時間を増やすことも検討すべき。 【体制強化と連携のあり方】 ①基幹相談支援センターや主任相談支援専門員の役割を明確にし、専門的訓練を受けたスーパーバイザーとして活用できる体制を構築すべき。 ②市と相談支援事業所が日頃から意見交換できる場を設け、運用や制度解釈を共有し、相談員が安心して支援できる体制を整えるべき。 ③委託相談支援事業所・指定特定相談支援事業所の経営基盤の強化に繋がる施策も必要。

項目		意見
2　適正なサービス提供基盤の整備について	①就労継続支援B型について	
	・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えられる手法について	【事業者が評価される仕組みに関すること】 ①工賃向上や就労実績だけでなく、利用者満足度、事業所の支援姿勢、関係機関との連携姿勢、自立支援・共生社会の理念への意識といった多角的な質の評価やその情報を公表するような仕組み。 ②法令を遵守し、工賃向上や地域貢献に取り組む事業所が適正に評価される仕組みを整備する。 【事業所への指導・監査の強化等に関すること】 ①新規指定時から開所後3年間はチェックリスト等を用いて継続的に実態を聴取し、書面だけでなく現場での支援状況を含めた質の評価を行う。 ②不適切な運営を行う事業所（例：給付費からの工賃水増し、制度趣旨に沿わない運営、不適切な在宅利用）に対しては、適切な指導・監査を行い、改善を促す。 ③第三者評価の導入を検討し、指導監査の項目に組み込むことで、より客観的な質の評価を可能にする。 ④新規指定時には、支援内容や運営体制、地域ニーズへの対応などを適切に審査し、質の伴わない指定を制限する「質を重視した基準」での運用を求める。 ⑤指定後の運営指導や実地指導の充実、職員研修や人材育成への支援を強化し、事業所が質の高い支援を提供できる環境を整備する。 【その他】 ①利用者の多様なニーズに応えられるよう、環境面（スペース、設備など）が整備された事業所の増加も必要。
	・事業所の新規指定を制限した場合、本市における影響について	①すでに充足している状態であれば、新規参入を検討する事業所以外には大きな影響はない。 ②現状からは一定期間はやむを得ない。期間にもよるが影響はあまりないと考えられる。
	・事業所の新規指定の制限を行わなかった場合、本市における影響について	【既存事業所の経営等に関すること】 ①既存事業所での定員割れが継続し、経営状況が悪化、最悪の場合事業所閉鎖に至る懸念がある。 【その他】 ①市の財政が圧迫される。 ②福祉的視点で丁寧な支援をしている事業所が運営継続できる仕組みとなるよう検討してもらいたい。そのために必要な意見の申し入れは一定必要
	・その他参考資料を踏まえた意見について	【総量規制等に関すること】 ①単純な総量規制だけでなく、質の高い支援を提供できる事業所が参入できるような評価の視点も必要。 ②総量規制だけではサービスの質確保は実現できず、運営指導の充実、人材育成支援など、質向上に直接つながる取り組みが重要。 ③新規指定を一律に制限することは、新たな発想や特色ある支援を提供する事業所の参入機会を奪い、利用者の選択肢を狭める可能性がある。 ④茨木市の現状（定員割れ）を踏まえると、一定期間の総量規制はやむを得ないと考える。 ⑤工賃向上の阻害要因にもなるため、近隣市と歩調を合わせながら検討すべき。

項目		意見
	②共同生活援助について	
	・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えられる手法について	【人材確保・育成に関すること】 ①指定の受け入れ条件を付す前に、まずは、深刻な人材不足への対応として、未経験者や副業として勤務している職員等を含めた職員全体の支援力向上に資する研修体制の整備や充分な支援体制をとれる報酬や加算等の改定が必要。 ②総量規制を行う前に、職員への研修を充実させ、事業所が質の高い支援を継続できる環境を整備すべき。 ③人員の確保につながる施策が必要。 ④質の担保が必要であるため、障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金の周知を行い利用促進を促す必要がある。 ⑤専門的な知識・経験を持つスタッフの確保支援や、安定運営・人材育成のための助成金（市単費も含む）の検討が必要。 【評価の仕組みや体制整備に関すること】 ①指定要件を付すのであれば、評価基準を設ける必要がある。 ②現入居者との相性や生活環境への影響に十分配慮し、利用者一人ひとりの状況に応じた丁寧なマッチングが行われる体制の整備が重要。） ③「自立支援」「共生社会の実現」といった障害福祉の理念を意識した運営がされているか、確認していく必要がある。
	・事業所の新規指定にあたって、強度行動障害の状態にある者や身体障害と他の障害の重複のある障害者等の受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、本市における影響について	【新規参入の阻害や地域の理解等に関すること】 ①現状、強度行動障害や重度心身障害に対応した受け入れ先が不足しているとは認識している。 ②強度行動障害のある方の受け入れを義務付けることは、世話人や生活支援員の確保がより困難になため、事業所の新規参入を妨げ、既存事業所の運営に大きな負担となると懸念される。 ③地域住民がGHの受け入れる事に難色を示すケースも多い中、強行を受け入れる事で更に地域住民の理解は難しくなる可能性が出てくることが懸念されるのではないか。 【選択肢の減少等に関すること】 ①新規参入が減ることで、市内でのGHの選択肢がさらに減少する。 ②利用者一人ひとりに適した住まいを選択できる環境を維持するためには、一定数の選択肢が必要なことから、新規参入の減少は望ましくない。 ③既存のGHが不足している状況で特定ニーズの受け入れを条件とすることは、時期尚早である。 【質確保の課題に関すること】 ①受け入れ条件を設けても、支援スキルが伴っていなければ適切な暮らしの保証はできない。 ②一律の基準で画一化することは、必ずしも支援の質の向上につながるとは限らない。
	・上記の制限を行わなかった場合、本市における影響について	【特定ニーズの受け入れ先不足に関すること】 ①重度障害者の受け入れが進まず、支援ニーズの高い方の入居先不足が解消されない。 ②受入れやすい利用者に偏る可能性があり、強度行動障害がある方等の入居先の不足が解消されない状況が続く。 ③茨木市内はGHが十分とは言えず、他市利用を余儀なくされるケースが多い。この状況が続けば、地域移行も進まない。総量規制は時期尚早。 【供給不足の深刻化に関すること】 ①総量規制を行わなかったとしても、現状の供給量では「地域移行」を推進するには不足している。 ②「空きがない」「ニーズに合う事業所がない」という状況が継続し、利用希望者の受け皿不足が深刻化する可能性がある。

項目		意見
	・代替の条件・意見について	【人員配置・研修・経済的支援の強化に関すること】 ①特定ニーズの対応を条件とするのではなく、重度障害者等受け入れに見合う人員配置強化、研修体制、報酬・加算制度（重度障害者支援加算とは別の加算）などの制度整備を並行して進めるべき。 ②障害福祉サービス事業者等従業者研修費用補助金の周知と利用促進を一層進めるべき。 ③事業所への研修体制や専門的なスーパーバイズ、マネジメント支援を行政主体か、専門機関へ委託する形で提供・充実させるべき。 ④事業所が安心して支援ニーズの高い利用者を受け入れられるよう、職員研修や専門的な支援体制の整備、人員配置や設備面への支援などを合わせて進めるべき。 【多様な専門特化型GHの推進】 ①特定ニーズ対応を新規指定の条件とするのではなく、対象者を特定したGHの指定を行い利用者一人ひとりの状況に応じた丁寧なマッチングが行われる体制の整備を推進すべき。 ②強度行動障害に特化したGHを行政が主体となり設置することも検討すべき。 ③強度行動障害や身体・重複の対応ができるGHの設置・運営にかかるサポートを行うなど、後押ししていく取り組みを検討すべきでないか。 【運営における柔軟な運用】 ①地域の受入体制の充実につながることが期待されますが、職員配置や専門的な支援体制、人材確保などの課題もあることから、一律の条件とするのではなく、事業所の体制や専門性を踏まえた柔軟な運用が望ましい。
	・その他参考資料を踏まえた意見について	【総量規制等への懸念や事業所の整備状況に関すること】 ①資料の数値からは足りているように見えても、現場ではGHの空きがなく供給不足の感覚がある。 ②利用者の自己決定と選択を尊重するという障害福祉サービスの基本理念に立ち返り、総量規制の検討にあたっては、事業所数だけでなく、利用者の選択権や支援の質を十分に考慮した制度設計が必要。 ③地域移行などの推進を考えると、まだまだ足りていないのではないか。そのため、現時点で総量規制を導入することは時期尚早と考える。 ④強度行動障害のある方や医療的ケアの必要な人が利用できない課題は大きいが、中軽度の人のサービスが足りているかと言えば茨木市においては不足していると聞く。このような状況で指定の条件をつけることについては、時期尚早である。 ⑤共同生活援助の質の確保については、総量規制や意見申出制度の活用ではなく、別の方法を検討すべき。 ⑥事業所ごとの機能や専門性を活かしながら、多様なニーズに対応できる体制を整備することが重要であり、一律の基準で画一化することが必ずしも支援の質の向上につながるとは限らないのではないか。 【事業者が評価される仕組みに関すること】 ①量だけでなく質を重視した整備を進め、適切な支援体制を整備している事業所が評価される制度が必要。

項目		意見
	③児童発達支援・放課後等デイサービスについて	
	・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えらえる手法について	【多様な支援形態の確保と質の評価に関すること】 ①医療的ケア児や強度行動障害児など、支援が難しいケースへの対応力を評価する方向性は賛成されるべき。 ②短時間・個別療育中心の事業所が増加している一方で、長時間利用や集団療育を通じてスケジュールや見通しを持つ経験、他者との関わりを学ぶ機会を提供する事業所が減少傾向にある。これらの事業所の安定運営と専門スキルを持つ人材の確保・流出防止のために、資源を育てる施策が必要。 【情報提供の充実に関すること】 ①放課後等デイサービスに関する情報共有が少ない現状がある。療育内容や送迎の有無、支援学校までの迎えなど、問い合わせなしで一目でわかるツールの整備が望ましい。 ②事業所を選択するのは保護者であるため、児童の状態像から適した事業所を選択できることが必要。 ③事業所探しには家族、相談支援事業所が苦慮することが多く、障害特性や支援内容など、事業所の特色が利用者や家族に分かりやすく伝わるような情報発信を充実させることも、利用者に合った事業所選び、適正な利用に繋がると考える。 【運営指導と評価基準の強化に関すること】 ①サービスの質確保・向上には、書類チェックだけでなく、現場での支援の様子も含んだ質の評価が課題。第三者評価を定期的に実施する仕組みを導入し、その評価を指導監査の項目に組み込むことで、より具体的な指導を行うべき。 ②障害福祉サービス全体として、事業所間の連携や情報共有を積極的に行う事業所が評価される仕組みの整備を期待する。
	・事業所の新規指定にあたって、医療的ケア児、強度行動障害の状態にある児童または重度心身障害児のいずれかの受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、本市における影響について	【新規参入の阻害と利用困難者の増加に関すること】 ①専門的な知識や経験、人手が必要となる困難ケースの受け入れを条件とすることは、事業所の新規参入を妨げ、結果的に今以上に通う事業所を見つけることが困難になる恐れがある。 ②もし専門スタッフが確保できていない事業所が条件を満たそうと申請を通した場合、現場に任せきりとなり、虐待を引き起こす可能性が懸念される。 ③専門的な知識、支援技術、人員配置、設備面などの課題から対応が困難な事業所が多く、茨木市全体の受け入れ先不足につながる可能性がある。 ④手狭なスペースでは、医療的ケア児や強度行動障害児と他の児童が一緒に過ごすことが難しい場合がある。
	・上記の制限を行わなかった場合、本市における影響について	【特定ニーズ対応事業所の不足の継続に関すること】 ①医療的ケア児、強度行動障害の状態にある児童への対応が不足している状況が続く。 ②特に強度行動障害の児童の受け入れ先は喫緊の課題であり、この状況が続けば近隣他市の事業所を利用するケースが増加する。
	・代替の条件・意見について	【専門的支援への経済的・人的支援に関すること】 ①強度行動障害のある児童の受け皿確保のため、障害児の居場所の事業を新たにはじめるか、既存事業で対応できるよう利用改革をしていく必要がある。 ②一定割合で受け入れる条件を設定するとともに、医療的ケアや強度行動障害に特化した適切な対応ができる事業所ができることも必要。 【地域ニーズに合わせた受け入れ条件の設定に関すること】 ①茨木市の児童の受け入れ割合を指定する（例：茨木市の児童を50%以上受け入れる等）。 ②茨木支援学校を中心に、茨木市の児童が通う支援学校の児童を優先的に受け入れる。（活動の場が限られている児童が多いため） 【設備・送迎体制の要件化に関すること】 ①強度行動障害の児童の受け入れに向けて、構造化やクールダウンに使える部屋の用意を要件とすべき。 ②送迎の実施を要件とすべき。 【報酬・人員配置の適正化に関すること】 ①報酬に見合った人員配置を要件とし、1時間の利用枠で実施する事業所と放課後数時間対応するデイとで差をつけるべき。

項目		意見
	・その他参考資料を踏まえた意見について	【地域的な偏りと送迎問題の深刻化に関すること】 ①送迎ができる事業所数が減少傾向にあり、特に事業所数の少ない地域では送迎ができない事案が見られる。 ②これにより、送迎範囲によって利用できる事業所が限られ、利用希望者が希望するサービスを受けられない状況が続く。 【供給不足感の継続に関すること】 ①事業所数としては飽和状態と読み取れる資料もあるが、現場では依然として「十分に足りているとは思えない」と感じられており、利用希望者が増え、スポット利用や空き待ちになる状況が続く。 【総量規制の検討における多角的視点に関すること】 ①総量規制を検討するのであれば、重度心身障害や強度行動障害といった障害特性に特化した事業所だけでなく、手薄になりがちな地域特性も考慮すべき。 ②事業所数だけでなく、利用者のニーズに合ったサービス提供体制について検討が必要。療育内容や送迎体制なども含めたニーズ分析を行い、必要なサービスにつながる体制づくりについて検討すべき。 ③市内の事業所数を指標とする場合、他市児童の利用が含まれるため、単に定員数が多いからといって供給が十分とは言えない現状を考慮すべき。

自立支援協議会 7月定例会（R8.7.30）において
各構成機関から出されたご意見

Ⅰ 相談支援体制の再編について

【ご意見伺った内容】

①今後の委託相談支援が担うべき業務範囲や役割のあり方について

②計画相談等、その他関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策について

③のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について

④相談支援専門員の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方について

【定例会構成機関からいただいたご意見】

・事業所連絡会では、委託相談支援の事業所を減らすことはやむを得ないと考える。一方、委託事業所数を減らすことで直ちに計画相談が増えることにはならないのではないか。相談支援員の意見をしっかり聞いて欲しい。

・障害者についてサービス利用者を計画相談支援に繋ぐべきことは当然だと考えるが、サービス利用をしている障害児の計画相談支援（児童相談支援）について、今後の方針はどうするのか。

・障害者、児とも、支給決定の基準や計画相談支援の流れ等について、可視化できるようなガイドラインがあればよいのではないか。

・委託事業所の再編にあたって、まずは計画相談の業務がスムーズに行える状況を構築していくべきではないか。セルフプランの人へのアプローチの仕方も改善が要る。

・委託相談、基幹相談、計画相談の役割をより明確化すべきではないか。

・委託の業務内容や仕様をもう少し具体的にすべきではないか。

・委託の協議会での役割についても考えておくべきではないか。

・人員配置を考えていく必要があり、それに基づいて委託費も変わってくるのではないか。

・バーンアウトを防ぐバックアップについても考えていくにあたって、主任相談支援専門員の役割も明確化すべきではないか。障害者計画に記載できないか。

・委託事業所が5圏域ごととなると、地域包括支援センターのような圏域の基幹的な役割を担うイメージを持つ。虐待等への対応も担うのか？具体的な業務内容がどうなるのかプロポーザルの時に具体的に示してほしい。

・委託の経営も考えると、経営が傾かないような委託費、事務量の簡略化等、工夫すべきことを考えていくべきではないか。

・福祉人材が不足しており、人員を増やすのは当法人では難しい現状にある。ベテランを配置するしかなく、人件費がかかるので、委託料について検討して欲しい。

2 適正なサービス基盤の整備について

①就労継続支援B型について

【ご意見伺った内容】

・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えられる手法について

・事業所の新規指定を制限した場合、本市における影響について

・事業所の新規指定の制限を行わなかった場合、本市における影響について

・その他参考資料を踏まえた意見について

【定例会構成機関からいただいたご意見】

・事業所連絡会としては、規制を行うにあたって、条件付けを慎重に考えていく必要があるのではないかと考える。

・事業所の指導監査の強化を行ったとしても、書面だけを整えて不適切な運営が見えないようにする事業所も出てくる可能性があるため、その点を検討してほしい。

・支援学校としては、就Ｂが増えたとしても、進路の選択上、困ることはなく、むしろ増えた方が支援としてはありがたい。一方で、関係機関の懸念も理解できる。

・就Ｂについて、定年退職後のセカンドライフとして利用するケースもある。他市では事業者が高齢者を複数連れて申請させるなど不適切な例があり、制限している例があると聞く。就Ｂによっては、本来の目的から外れている事業所もあるため、見極める必要があるのではないか。

・不適切な事業所等があった場合、事業所の様子を見る機会の多い相談支援事業所からの情報や声を集約し、実態チェックを行う体制があると、悪質な事業所の増加を抑えられるのではないか。相談支援事業者からの情報を指導監督に活かせないか。

・就労支援を行うにあたって、ライフステージに合った支援が必要であり、事業所ごとに特色にある現状は良い。個別支援を行うにあたって、本人に合った就Ｂを選択していく必要がある。

・就Ｂに関する情報を集約できるシステムがあれば、質の担保につながるのではないか。

・事業者が増えるほど平均工賃は下がっていく傾向にある。就Ｂの平均工賃を向上していくにあたっては、総量規制も検討するのがよいと考える。

・収益をあげようとすることが全部だめだとは言えない。事業者は利用者に選ばれる事業所とする努力が要る。経営を考えながら福祉の質を考えるのは難しさがあるが、福祉としての質は高める努力をしたい。

・就労系サービスについては、就労移行支援が適すと思われる人が就Ａを利用したり、

就Bが適していると思われる人が就Aを利用したりなど、利用者とサービスのミスマッチが多い。行政のチェックにも限界がある。サービスの質が良くないと考えられるところに、本人が通いたいと言ったらどうするか、意思決定支援のあり方としても難しい。

②共同生活援助について

【ご意見伺った内容】

・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えられる手法について

・事業所の新規指定にあたって、強度行動障害の状態にある者や身体障害と他の障害の重複のある障害者等の受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、本市における影響について

・上記の制限を行わなかった場合、本市における影響について

・代替の条件・意見について

・その他参考資料を踏まえた意見について

【定例会構成機関からいただいたご意見】

・事業所連絡会としては、共同生活援助について、強度行動障害や医療的ケア児の受け入れが困難であるという課題がある中、中軽度の障害者が利用するにあたっても不足している状況であると考えている。

・また、条件を付けることでうまくいくとは限らない等、総合的に見ても、現時点では総量規制及び意見申出制度の活用については、時期尚早ではないか。

〈障害福祉課 補足〉

○井本係長

意見申出制度の国の例について紹介。
特定ニーズの障害者の受け入れを指定の条件とすることだけが意見申出制度の活用ではなく、支援の質の向上の部分についても、意見申出制度を活用できる。
例えば、「強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講して、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。」といった内容も意見申出制度を活用した方法の1つとなる。
こういった視点でもご意見を頂戴できればと考えている。

○井上課長

条件を付けるとなると、これができないと指定しないといった強い条件付けをイメージされると思うが、前向きな条件も加えることができる。
また、行政指導するというレベルの条件付けもできる。
例えば、日中活動系の事業所の様子を把握しにくいという意見も出たと思うが、他事業所との連携をするように努めるといった内容も条件に付けることができる。
このように、広い範囲で条件付けが可能であることをイメージいただいた上で、ご意見いただけたらと思う。

・グループホームを利用したくても利用できていない方も多いのではないかと感じている。

・送迎等、利用できる条件がそろわないケースも多いこともあり、総量規制及び意見申出制度の活用に関しては時期尚早ではないか。

・入所施設について、定員減を国から推奨されているため、地域移行としてグループホームに移るケースが多いこともあり、まだまだ足りていないのではないかと感じる。

・入所施設は定員減を求められている。地域移行や定員減に伴う行き先はグループホ

ームが選択肢となることを考えると、まだまだ不足しているのではないか。質の向上も必要である。グループホームと入所施設の連携の仕組みについても検討していく必要があるのではないかと感じる。

・グループホームそれぞれが専門性を持って、選択肢を増やしていく仕組みが必要ではないか。

・グループホームに行きたいが日中の支援がない事業所が多く、日中活動先がない、または休む際などにグループホーム内にいることが難しいいため、入所施設を選ばれることが多い現状にある。

③児童発達支援・放課後等デイサービスについて

【ご意見伺った内容】

・事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えられる手法について

・事業所の新規指定にあたって、医療的ケア児、強度行動障害の状態にある児童または重症心身障害児のいずれかの受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、本市における影響について

・上記の制限を行わなかった場合、本市における影響について

・代替の条件・意見について

・その他参考資料を踏まえた意見について

【定例会構成機関からいただいたご意見】

・事業所自体はたくさんあるが、強度行動障害等重度の方の受け入れ先がないことが悩みである。

・中学生・高校生から入ることのできる放課後等デイサービスは見つかりにくい現状にある。

・放課後等デイサービスの利用希望者は多いが、定員が埋まっており、利用できないことが多い。

・放課後等デイサービスの人員不足についても検討すべきである。

・放課後等デイサービスが足りていないのではないか。

・茨木市では支給決定量が出ないので、定員を埋めるために他市の利用者の受け入れが多く、送迎も他市へのルートがメインとなっていることがある。

・放課後等デイサービスだけでなく、福祉人材が全体的に不足している現状にある。福祉の業務に関する魅力を発信する必要もあるのではないか。

・福祉の雇用条件を上げると人材の確保につながると思うが、結局はお金がないと難しいのではないか。

・放課後等デイサービスは、障害児が地域から分離されてしまうことが課題であり、インクルーシブな観点から学校の校内で放課後等デイサービスを実施したらどうか。

・本人や家族が望んでいる事業所に行けないという話をよく聞く。事業所の所在の偏りや送迎ができないことが原因では。特に北部では送迎が難しいと聞く。

・放課後等デイサービスは、ニーズに合った多様な特徴を持つ事業所が増えることで選択肢も増えるのではないかと感じる。そのため、総量規制についてはまだ早く、現状では不足している段階ではないか。

障害福祉課 井上課長より

非常に充実したご意見をいただけた。

「相談支援体制の再編について」に関して、様々なご指摘があったと思うが、委託の相談支援事業所の数のみの話ではない。1層2層3層とそれぞれつながりがあって、少しずつ重なり合っている状況の中で、相談支援体制全体を調整していく必要がある。

現在の体制は、委託相談の事業所の方が計画を立てる相談支援事業所の方より多

いという状況で始まっており、委託の相談に関して、その状態を前提にした業務内容となっている。どのような相談でも、とりあえず委託相談で受け止めるという形でやることがよかった段階から、やり方を調整していかなければならない段階にきている。全体像を見ながら、今回いただいたご意見を踏まえて調整していきたい。

就Bに関しても、たくさんのご意見をいただけた。

グループホームにつきましても、意見申出制度を必ず使うことを前提としたものではなく、様々なお話が出てきた中で、他の施策へどう反映させていくかについてもイメージしながら話を伺った。

人員不足の問題についても、各議題から出てきたと思うが、こちらについては、去年、専門性や定着率を高めることをイメージしながら、研修の補助金を創設したが、それで十分とは思っていない。仕事の魅力についてのお話もしていただいた。人員確保についても、施策としてどう展開していくのかということについても、構想しながら話を伺っていた。

本日非常に充実した議論いただき、ありがとうございました。

発達支援課　中坂課長より

児童発達支援・放課後等デイサービスについても、たくさんのご意見いただきありがとうございます。

幼少期には保護者が「育てにくさ」や「わが子がみんなと違う」と感じ、療育を受けることが多いのではないかと思う。その後、障害福祉サービスにつながる方、そうでない方がいると思うが、早期に療育につながることで、保護者の育てづらさが軽減されることが理想であると考える。また、本人は療育を受けて成長する中で、自分との向き合い方や、特性に応じた対処の仕方を早い段階で理解していれば、生きづらさが少しでも解消されるのではないかと考える。これらのことから、本人に合った療育が早い段階で見つかるような手だてが打てたらと思っている。

障害福祉サービスについてもたくさんご意見を聞かせていただいた。障害児は一定の年齢に達すると障害者に移行することになるので、全体として考える必要があり、大変参考になった。

別紙２

会 議 録

会議の名称	茨木市障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る意見答申検討委員会
開 催 日 時	令和8年8月17日（月曜日） 午後2時から午後3時36分まで
開 催 場 所	茨木市役所 本館6階 第1会議室
議　　長	加藤会長
出　席　者	石原委員、森川委員、辻委員、政森委員、山口委員、山本愛委員
事務局職員	井上障害福祉課長、中坂発達支援課長、佐原障害福祉課参事、刈込障害福祉課課長代理兼認定給付2グループ長、角谷発達支援課課長代理兼推進グループ長、山田障害福祉課主幹兼障害相談支援グループ長、井本障害福祉課計画推進係長、村上障害福祉課認定給付1グループ長、高岡障害福祉課職員、沖田障害福祉課職員、伊東障害福祉課職員
議題（案件）	茨木市障害福祉計画及び障害児福祉計画策定に係る自立支援協議会の意見について
資　　料	次第 資料 参考資料1 参考資料2 参考資料3 参考資料4 配席図

議　　事　　の　　経　　過	
発　言　者	発 言 の 要 旨
事務局 （井本）	定刻前ですが、皆様揃われておりますので、始めさせていただきたいと思います。 本日はお忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。 それでは、障害福祉計画、障害児福祉計画策定に係る意見答申検討委員会を始めさせていただきます。 私、本日の司会を務めさせていただきます、障害福祉課の井本と申します。よろしくお願いいたします。 では、まず本日の議事についてですが、正確な記録を行うために、音声を録音させていただいておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。 （会議資料の確認） それでは、まず開会に際しまして、障害福祉課長の井上より挨拶を申し上げます。
事務局 （井上）	茨木市障害福祉課長の井上です。 本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。 意見答申検討委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。 皆様におかれましては平素より本市障害福祉行政にご理解、ご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。 本日は本年度改定の障害福祉計画及び障害児福祉計画に含まれる相談支援体制の再編、それと適正なサービス提供基盤の整備についてご協議をいただきます。 本市におきましてはご承知の通り、計画相談、児童相談支援の利用率が大阪府内でも特に低くなっております。 こういうような状況から利用率の向上を成果目標に掲げて改正に取り組んでいるところでございます。 次期計画では、国からのぞまないセルフプランの解消が達成するべき目標として示されるなど、希望する障害者児に対し、さらに計画相談、障害児相談支援の提供体制の構築が求められております。 本市では、これまで補助金制度、その他の取組によりまして、計画相談支

援、児童相談支援を行う事業所や、従業者の増加を図っておりまして、引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

また、本市特有の課題といたしまして、本来、計画相談や児童相談支援で行うのが、障害者障害児にとって望ましい支援を、ずっと委託相談が行い続けざるをえないと、こういう状況が当たり前のようになってしまっておりますので、まずはそれを近年中に改善をし、業務の流れそのものを変えていく準備を進めることが重要だと、こういうふうに考えております。

その上で、計画相談、委託相談、基幹相談支援センターの役割を整理して、それぞれが効果的に業務に取り組みやすいようにしたいというふうに考えております。

あわせて、委託相談支援事業所の数を減らしまして、計画相談、児童相談支援への人材、財源の移行を促すことで、計画相談、児童相談支援の体制をさらに強化し、日常的な支援を要する障害者障害児が、適切な支援を受けられる相談支援体制への再編を図って参りたいと考えているところです。

また、就労継続支援や共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスにつきましては、国において、障害者総合支援法に基づく意見申出制度及び、いわゆる総量規制制度の活用によって、特定のサービス種別について、供給が一定の需要量を超える場合は、事業所指定に条件を設けることや指定を行わないことを強く、すすめております。

本市におきましては、とりわけ就労継続支援B型で供給が需要を超える状況にございまして、平均工賃及び伸び悩みの要因等になっている他、すでに総量規制を行っている大阪市等の近隣市の動向によりまして、率直に申し上げれば不適正な質のサービスを提供する事業者が本市の事業活動の場を求めてくる、それによって利用者の皆様にご迷惑がかかると、こういうことを非常に懸念していると、こういうような状況でございまして、いわゆる総量規制や意見申出制度の活用を検討せざるをえないと、こういう状況だと考えております。

共同生活援助につきましては、グループホームですね、事業所数は増加しているものの、実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられるということで、国の方からは、サービスの質に課題があると、こういうような懸念の提示をされております。本地域におきましては、強度行動障害の状態にある人や身体障害と他の障害の重複など、障害特性や障害の程度によっては、入居先が見つかりにくいなどの課題がございます。グループホームに関しま

	しては総量規制というところは考えておりませんけれども、どうすれば、様々な状況の方が入居しやすくなるのか、どうすればサービスの質が確保できるのか。そのために何かしら事業者に要件をつけたり、事業者による取組を促進したりする市としての意見がつけられないかと、こういうことを検討している状況です。 　児童発達支援、放課後等デイサービスにおいては利用者数と連動し、事業所数も増加傾向が続いており、供給が需要を上回る可能性があるなど、様々な課題がございます。 　これらの課題につきまして、自立支援協議会において意見をいただくため、7月の全体会にて諮問させていただき、その後定例会にて多くの意見をいただきました。 　本日お集まりいただいた皆様には、定例会のご意見をご参考の上、意見交換をお願いいたします。 　この場は、皆様にご意見を伺う場でございますので、限られた時間は可能な限り、市との質疑応答ではなく、委員間での意見交換にご活用いただきたいと考えておりますが、資料への疑義や、本市の現状についてお答えするなど、円滑なご協議のお手伝いをするため、事務局も控えております。 　皆様から、できるだけ多くのご意見を伺いたいと存じますので、活発なご協議のほどよろしくお願いいたします。 　以上、挨拶とさせていただきます。
事務局 （井本）	それでは、議題に入らせていただきます。会議の議事進行につきましては、加藤会長にお願いいたします。
加藤会長	こんにちは。加藤と申します。本日はよろしくお願いいたします。 　それでは、障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る意見答申検討委員会を始めて参ります。よろしくお願いいたします。 　意見交換を進めるうえで、事前に資料を送付しておりますが、内容についてまず事務局の方より説明をお願いしたいと思います。 　まず初めに、「（1） 相談支援体制の再編について」の説明の方お願いいたします。

事務局 （山田）	障害福祉課の山田です。 「Ⅰ 相談支援体制の再編について」ご説明をいたします。 参考資料①の4枚目をご覧ください。 相談支援体制の再編についてご意見をいただきたい項目①今後の委託相談支援が担うべき業務範囲が役割のあり方について、②計画相談等、その他関係機関との連携を円滑に進めるにあたっての課題や方策についてですが、先ほど障害福祉課長、井上からのご挨拶でも触れられておりましたが、本市におきましては、計画相談、障害児相談支援の利用率が大阪府内でも低い状況であります。 その背景といたしまして、本市では、特定相談支援事業者へ障害者相談支援事業を委託して、相談体制の充実について、他市と比較しても、注力して参りました。 一方で、特定相談支援事業所の不足により、本来、計画相談、障害児相談支援で行うことが望ましい支援を、委託相談支援が継続している実態があり、本来業務に支障をきたし、結果として、計画的かつ継続的なマネジメントを必要とする利用者が利用しにくい状況となっております。 今期障害福祉計画におきましても、計画相談等の提供体制等充実の推進を重点的に行ってきたところであります。 本市独自の補助制度を行う等の結果、計画相談利用率の増加等、着実に成果を上げていますが、地域の人的資源には限りがあり、持続可能で適切な相談支援体制の構築には、なお取組が必要な状況であります。 そのため、委託相談支援の本来業務の整理と、計画相談、障害児相談支援への人的リソースの移行を行い、相談支援体制の最適化を促進する必要があると考えております。 次に参考資料①の5枚目になります。 ご意見いただきたい項目③のぞまないセルフプランの解消に向けた課題と方策について。 のぞまないセルフプランの説明については、記載の通りです。 国から、「のぞまないセルフプランの解消」が達成すべき目標として示されており、計画相談・障害児相談支援のさらなる提供体制の構築が求められる中、先ほどの項目①②に関連して、サービス等利用計画を作成する専門職である相談支援専門員も不足しており、計画作成の依頼に応じられない、または待機が生じるということが起こっております。 相談支援専門員に依頼できないため、やむを得ずセルフプランを選択せざるを得ない、または委託相談支援がその支援を行っている状況であります。 加えて、委託相談はまだサービスに至っていない人への援助等の本来業務もあるため、現状の委託相談支援の提供体制の維持が「計画的かつ継

続的な相談支援」を必要量提供できない要因になっている側面があります。

ご意見いただきたい項目の④番、相談支援専門の質の向上及び負担軽減・バーンアウト防止等のフォロー体制のあり方についてですが、先ほど相談支援専門員が不足しているとお話させていただきましたが、その理由の1つとして、相談支援専門員の業務における精神的負担が大きいことが挙げられます。

相談内容が複雑化、多様化していること、配置人数が少なく、同一法人内や、同一業務を行う専門職が少ないこと、従業員同士の相互フォローやスーパーバイズ等の所属法人からのフォローも受けにくいといった現状から、バーンアウトのリスクが高い職種と考えられます。各法人や地域で行える、バーンアウト防止策やフォロー体制の構築が必要であり、障害者・児への継続的な支援を提供するためには、相談支援専門員が心身ともに健康に働ける、かつ、技術向上を図れる環境が不可欠であると考えております。

以上の背景・課題につきまして、7月の全体会にて諮問をさせていただき、定例会構成機関からのご意見をすべて記載したものが、先ほどの説明にありました参考資料②となっております。

そのいただいた意見を集約したのが参考資料③、自立支援協議会7月定例会において、各構成機関からいただいたご意見が参考資料④になります。

そして、右上に「資料」と記載のあるものが、これらの意見をまとめさせていただいたものとなっております。

項目①への主な意見といたしましては、「（1） 委託相談、基幹相談の役割を明確化する必要がある。」「（2） 委託業務の内容をより具体的にする必要がある」とのご意見をいただいております。

項目②の主な意見といたしましては、「（1） 計画相談（児童相談支援）の方針について検討する必要がある。」「（2） 委託相談から計画相談への移行の際、引継ぎのタイミングや情報共有の方法について、共通のルールを整理する必要がある」とのご意見をいただいております。

項目③の主な意見といたしましては、「（1） のぞまないセルフプランの方へのアプローチの仕方について改善する必要がある。」「（2） 計画相談が円滑に行える体制の構築が必要である」とのご意見をいただいております。

項目④の主な意見といたしましては、「（1） 主任相談支援専門員の役割を明確化する必要がある。」「（2） 研修や事業所連絡会（ソーシャルワーカー部会）、地域でのネットワーク構築を通じて、相談員同士が困難な事例を共有し、相談し合える仕組みを推進する必要がある」とのご意見をいただいております。

以上のことを踏まえまして、相談支援体制の再編について、本日議論いただきたい内容といたしましては、「（1） 委託相談と計画相談の本来の役割を果たすために必要なことについて」「（2） 計画相談等、その他関係機関と

	の連携を円滑に進めるための方策について」「（3） その他資料を踏まえてのご意見」をいただければと思っております。 よろしくお願いいたします。
加藤会長	どうもありがとうございました。 それでは、ただ今のご説明についてご意見等がございましたが、挙手をお願いいたします。 いかがでしょうか。
石原委員	石原です。 今たくさんの言葉が出てきたのですが、そもそも、特定相談支援というところでしか、相談ができないということになっているのでしょうか。
加藤会長	確かに委員おっしゃるように、市民からすれば色々な相談があって、どこがどういうことをしているかは、なかなかわかりづらいところかなとは思います。このあたりについて、簡単に説明をお願いいたします。
事務局 （井上）	事務局です。 まず特定相談支援事業所っていうのは、すべての相談支援を行うための基盤となる事業だと思ってください。 この特定相談支援事業所というのは、ざっくり言いますと、サービスを受けている人に計画を立てるための事業所です。 話の中で出た障害児相談支援も計画相談支援も特定相談支援事業所がサービスを使っている人に対して計画を立てる業務です。 これが、一番数がたくさん必要なベーシックな相談支援事業所です。 この特定相談支援事業所に対して、市の職員がいわゆるケースワークとして行う相談支援の業務をお願いしている、これが委託の相談支援事業所となります。 その数が今まで多くなりすぎていて、逆に計画を立てられるところが少なくなってしまっていました。市からお願いをしている委託相談支援事業所の箇所数を少し減らす。そのマンパワーも活用して、多くのサービスを利用している方への計画を立てる従業者を増やしたい考えです。 基幹相談支援センターというのは、市が直接行っています。 以上の3つとなります。

	計画を立てる特定の相談支援、そこに市が行うべき一般的な相談をお願いしている委託相談、その2つをサポートする役割である基幹相談支援を市が直接行っています。
加藤会長	それが3層になっているところ、一番下に特定があってその中から委託されているということですね。 ありがとうございます。 今回その真ん中の委託のところを今現在9ヶ所で、それを次の計画では5ヶ所していき、ただ単に数減らすだけじゃなくって、そのことによって計画相談が増えていくということをどうやって進めていけばいいかということかなと思いますが、それはなかなか簡単なことではありません。 まず、今期の計画でも、そこまで踏み込んだものではなかったかもわかりませんが、計画相談の一定の増加はあるのですが、まだまだ大阪府下では低い数字ではあるので、より計画相談利用率の増加を目指して、次期の計画に反映していくために考えられている1つが、委託相談支援事業所の数を減らすとともに体制を整備していくということかなと思います。他、石原委員でも結構ですし、他の委員の方でも、忌憚のないご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。
石原委員	すみません。その数が増えているのに、相談は増えてないんですね。
加藤会長	相談がっていうよりも、その計画相談というものが増えていない状況です。
石原委員	それはちゃんと周知ができてないということなのか、何か繋がっているところがおかしいのか、何なんでしょう。
加藤会長	相談先は増えているのに、なぜ計画相談という枠組みは増えてないのか。 この計画相談というのも市民の方にとってなかなか理解が難しいところではあります。
石原委員	今初めて聞きました。
事務局 （井上）	事務局です。 介護保険で言えば、ケアマネジャーの仕事です。 これが今茨木市では4割強、北摂の平均は50%以上で、介護保険でい

	えばほぼ全員が利用しています。 　幾つかの要因がありまして、まずはその計画相談をやっている従業者と事業所の数が足りない、これは補助金等で増やしてきました。 　このほか要因と我々が考えているものの1つは、これまで委託の相談の方が多くて、計画立てる相談事業所が少なかったことです。 　そうなると、おのずと委託相談は、計画相談にお願いができないので、委託相談がサービスを受けている方への支援を引き続き行っている状況です。あるべき姿ではありませんが、その業務の流れは当たり前になってしまっています。 　本来であれば、国のマニュアルによると、委託の相談支援はサービスの利用意向がある利用者は計画相談へ引き継いでいく、その後は計画の方でずっとお付き合いしていくというつくりになっているのですが、つなぐ先がすくなく、委託相談支援事業所でずっと支援をやらなければならないという状況が長らく続きました。 　その結果として、すでにサービスに繋がっている人も委託相談支援の対象としてかなりたくさんいらっしゃいます。一方、つなぐ先も増えてはきましたが、まだ足りない状況です。 　委託相談が計画的かつ継続的な支援を十分し切れないまま抱えている方々を、計画相談の方にうまくつないでいくという動きと、受け皿の方を広げる動きを両方同時にやっていかなくてはならない。 　少なくとも、受け皿を広げるというやり方だけでは、スピード的に間に合わないというのは、この3年間の評価です。
石原委員	その結果、9事業所あったものを5事業所にすることになったんですね。 　わかりました。
加藤会長	他いかがでしょうか。
山口委員	まさに、その計画相談を仕事でやっております。 　まず、数の問題というところですが、私の感覚で言うと、やはり「大変ですよね」と事業所さんとかにも言われることが多いです。簡単な仕事ではもちろんないですが、「大変ですよね」と言われることも多くて、なりたい仕事になっておらず、大変だからしたくないという雰囲気が蔓延しているのではない

	かというところがあります。 　いろいろな意見を定例会でもお聞きして、私も意見をさせていただいた中で、続けられるというところで、現状で補助金、開設補助であったり、人件費補助等、新規の普及促進事業の補助金であったりというところは、私も相談支援事業所だけで運営していますので、すごく今助かっています。その辺は、新たに参入をされてきたところも活用できると思うのでぜひ継続していただきたいと思います。 　あとはこちらもソフトの問題になってくると、やはりフォロー体制、新たに相談支援専門員になられた方、1人事業所や、経験が浅い方に対するフォロー体制はすごく重要だなというふうに思います。 　協議会の中の相談支援部会や、事業所連絡会のソーシャルワーカー部会、あとは私もそうですが主任相談支援専門員の役割というのは、今連絡会を立ち上げているので、そこで役割の整理を一定できてきたとは思います。その辺も、皆さんが続けられるように何かあったら、相談支援専門員が相談できる先として、我々がいるのではないかと思います。あとは相談支援部会や、事業所連絡会のソーシャルワーカー部会が、担ってくるのかなと思います。
加藤会長	ありがとうございます。他の委員いかがでしょうか。
山本委員	障がい者サポートセンターしみずの山本です。 　よろしくお願いします。 　しみずでは委託相談支援と計画相談支援の2つの相談支援事業をしているんですけれども、市内の計画相談支援事業所さんでも、相談員が1人の事業所が多いです。 　社会福祉法人が計画相談を運営していても、相談員の数というのは1人や2人になるので、やはり相談員1人で抱えてしまうっていうのもすごく大きいと感じます。それをどうしていくかとなったときに、私自身は、大阪府下の団体の役員をしていまして、その中で年に何回か相談員が集まる部会をしており、府下の全域ですが、30から40人の相談員がそれぞれ集まります。各市町村の相談員にとっては、ケースで自分自身の困ったことなどを話し合う機会になり、お互いの話を聞くなどしています。やはり茨木市内でも、相談支援部会であるとか、事業所連絡会のソーシャルワーカー部会であるとか、いろ

	んな団体がありますので、そういったところも活用していただいて、バーンアウトしないっていうのが大事かと思います。 あと委託相談と計画相談業務の役割のあり方についてというところで、この資料の中で、定例会の議事録（参考資料4）を読んだときに、井上課長が3層構造の話をされている中で、それぞれ重なり合いがあるというところをおっしゃっていて、私もそのグラデーションはすごく大事ではないかと思っています。確かに役割分担、役割を明確にすることも大事かもしれませんが、線引きできるようなものではないと思います。ある程度、グラデーションというのも大事なのかなと、議事録を読んで改めて感じました。 やはり計画相談が増えるべきであると私も思っていて、障害福祉サービスを利用されている方が、スムーズにサービスを利用できて、しかも自分の暮らしたいところで暮らしを継続するために、必要な知識や方法をサポートしてくれる人がいるというのは大事だと思います。 委託相談に関しては、やはりそういったところの後方支援をぜひやってもらえるような体制になったら、計画相談もどんどん増えてくるし、相談員のバーンアウトというのも少し低減できるのではないかと思いました。 以上です。
加藤会長	どうもありがとうございます。 他いかがでしょうか。
辻委員	当事者部会の辻です。よろしくお願いします。 計画相談と委託相談の違いがまだはっきりわからなくて、計画相談はケアマネさんとか何ですかね。 計画相談が公立で委託相談が私立みたいな感じですかね。
事務局 （井上）	事務局です。 特定相談支援事業所は公的にやっているところもありますけれども、ほとんど民間の事業所です。 市が以前行っていたケースワークの役割をお願いしているというのが委託相談となります。委託相談の業務を簡単に言えば、地域で困っておられる方をサービスやその人が求める支援につなげるところまでが、一番大きな役割となります。

	計画相談はサービスに繋がった人が安定して利用し続けるための支援や、心身の状況が変化したとき、人生の節目に来たときに、うまく必要な支援内容を調整するというのを、定期的にお会いしながらおこなっていく、というのが計画相談の非常にざっくりとした役割です。
加藤会長	よろしいでしょうか。 他いかがでしょか。 限られたお時間なので、この件について、後お一人くらいしか、ご意見いただけません。
山口委員	すみません。先ほど少し言い忘れたところなのですが、相談支援専門員になられた方が続けていくというところで、先ほど言った1つはお金のこと、しっかりフォローがあるというところ。 定例会でも言わせていただいたんですけれども、市としてガイドラインのような、これを見れば計画相談の進め方がわかるもの、先ほど、議論に出ていたような委託と、指定特定の違いや、まず何をやったらいいのか、何の書類を出せばいいのか、書類を提出する先の市の職員であるワーカーさんと一緒に見て、お互い活用していけるような、何かマニュアルのようなものが1つあればいいなと思います。そういうツールがあれば、円滑に進めることができるのではないかというふうに思います。 都度、ケースバイケースで、障害福祉課の方に電話して、やりとりが続いていたところを、そういったツールを活用して、少しスムーズに双方でやっていけたらいいかなと思いました。
加藤会長	どうもありがとうございます。他はよろしいでしょうか。 ご意見いろいろとありがとうございました。 山口委員がおっしゃっていた、大変そうだというところで、本当に大変だと思います。 それがやはり山本委員がおっしゃっていたように、1人や2人でやったというところで、そこにまた新規で入って専門員になられるというのはすごく大変だと思います。計画を立てていくというのは大事ですが、やはりそれを達成するために、また働きやすくしていくためには、いろんなツールが必要かなというのも思いました。

	ですので、いろんなご意見で、読ましていただいた中でも、例えば見えない業務であるとか、それから小さな緊張が続いて、いつどういう対応を迫られるかわからない中で、そういった計画相談全体の相談業務をどうしていくかというのもあるかと思います。例えば支給決定の目安ですとか、或いはどういう経路で進めていけばいいかというマニュアルということをおっしゃっていましたが、具体的なツール、それから、石原委員からご意見出たように私自身もやはり計画相談、委託相談についてなかなかわかるようでわかりづらいところがあって、高齢者と比べてケアマネ業務の中で考えたりもしつつですが、制度として少し我々もわかりにくい部分というのはあると思うので、それを市の方で共有できる、よりわかりやすいものにしていっていただければいいのかなと思います。 それでは、いろいろとご意見あろうと思いますけれども、次に移らせていただきたいと思います。 続いて、「（2）－① 適正なサービス提供基盤の整備について（就労継続支援B型）」について事務局から説明をお願いします。
事務局 （村上）	障害福祉課の村上と申します。 よろしくお願いいたします。 続きましての案件である、②番、適正なサービス提供基盤の整備についての就労継続支援B型についてご説明をさせていただきます。 まず、今回の意見聴取につきましては、先ほどご覧いただきました参考資料①というものの中に、ページ数で言うと12ページ目になるんですけども、紙ベースで6枚目の裏側になります。 こちらに就労継続支援B型のことが書かれているところがあります。 こちらに記載されている内容ですね、こちらに今回の意見聴取の経過であるとか、現状・課題、それから定員数と月平均利用日数に係るグラフなどを記載させていただいているという構成になっております。 まず、こちらの記載の内容全部読んだら時間がないので要約をさせていただきたいと思います。 まず、茨木市において、就労継続支援B型いわゆる就Bについては、現状、全体においては、利用できる上限の人数、これが実際に利用されている方の数よりもかなり多くなっているような状況でございます。 それぞれ事業所ごとに、一定差はあるとは思うんですけれども、実際定員

割れを起こしている事業所が多くあることが危惧されるような状況でございます。

今後もここ数年のペースのままでいきますと、この差が少しずつ大きくなっていくのではないかと予想しているのが、そちらに記載のグラフとなっております。

その理由としましては、就Bにおいては、新規の事業者が多数参入してきているという業態であるということが大きく挙げられると考えております。

また、一部の事業者ではありますが、利用者を確保するために不適切な利用者誘引、うちの事業所を使わないかというような声かけを行っていたり、法令遵守という観点からいうと、すごい懸念があるサービス提供体制をとる事業者が存在するということも、課題としては考えております。

あと、国からも、この就労継続支援B型というのが、在宅でも就労支援ができるという業態なのですが、在宅での就労支援という枠組みの中で、就労支援に適さない可能性のある活動や、就労に必要な知識や能力の向上に寄与しない自習とかを行わせているような、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営を行う事業者が参入されているといった指摘が国からもなされているような状況でございます。

このように就Bにおいては、国は今申し上げたようにサービスの質の確保が必要であるとの認識とともに、サービスの提供量、実際に使われる方の量が増加し続けているサービスの1つだということで、対策を打つ必要があるというふうに考えられております。国の方では、指定のあり方、新しい事業所を指定するときのやり方について、対応の方向性というのが具体的に2つ示されているような状況です。

1つ目が、新規、新しく事業所をやりたいという、事業所を一律にこの期間はだめですと、制限をかける、いわゆる総量規制、総量をここまでと決めてしまうという意味で総量規制と呼ばれるものになります。

2つ目が、総量規制をするわけではないですが、市町村が都道府県に対して、新規指定の際にこういう条件をつけて欲しいというような意見を申し出て、都道府県がそういう条件を付して、指定を認めましょうという形で条件を付す意見申出制度という、この2つが国としては、具体的に活用して欲しい制度として挙げられております。

近隣市が今どんな状況かというところでご説明させていただきますと、大阪市と東大阪市がいわゆる総量規制、今後、一応1年間ですけれども、今

月、この8月から実施している状況であります。

北摂の各市においては、今現状のところ、総量規制を行っているような市町村というのはないですけれども、議論の中で遠からず総量規制が実施される可能性はあるような状況でございます。

以上のような状況がございまして、先日、意見照会という形で、定例会の構成メンバーの皆様から各項目についてのご意見をいただいたというものが、先ほどご説明した参考資料2、3、4ということですけれども、まとめとしてこの資料、A3縦長の資料の方でご説明をさせていただければと思います。

こちらも集約した内容になりますので、全件ご紹介できるわけではないですけれども、いただいているご意見というのを読み上げさせていただくので、目で追っていただけたらなと思います。

2段目の、①就労継続支援B型についての1つ目の項目としまして、事業所のサービスの質を確保、向上させるための取組として考えられる手法についてという項目については、主な意見として、「（1） 事業所への指導・監査を強化するとともに、事業所が適正に評価される仕組みを整備する必要がある。」「（2） 各事業所の支援内容や特色、工賃、就労支援の実績などを利用者が比較しやすい形で情報提供する仕組みを整備することにより、利用者が自らの希望やニーズに合わせて事業所を選択できる環境づくりを進める必要がある。」といったご意見がありました。

2点目、事業所の新規指定を制限した場合、先ほどの総量規制をした場合について、本市における影響についてという項目につきましては、主な意見として、「（1） 利用者一人ひとりの障害特性や希望に応じた事業所の選択に影響が出る可能性がある。」といったもの。「（2） 平均工賃につきましては向上が期待できるのではないか。」というところの意見がございました。

3点目、事業所の新規指定の制限を行わなかった場合、本市における影響についてという項目です。こちらにつきましては、「（1） 既存の指定事業所において、定員割れが起こっている現状が継続することとなり、経営状況が悪化した事業所が閉鎖となる懸念がある。」といった意見がございました。

最後に、その他参考資料等を踏まえた意見についてというところです。「（1）事業所の現状や、平均工賃向上のことを踏まえると新規指定の制限を検討するのがよいと思う。」「（2） 一律に新規指定の制限を行うのではなく、法令遵守状況やサービスの質、工賃向上への取組、地域ニーズへの対

	応などを総合的に評価し、適切に運営している事業所や地域に必要とされる事業所が、不利益を受けない制度とするなど、指定にかかる条件付けを慎重に考える必要がある。」といったような意見がございました。 ここで国が、意見申出制度としてどういう意見を付することを、例として挙げているかというところを何点かご紹介させていただけたらと思います。 例えば、「医療的ケアや重症心身障害者、強度行動障害などの積極的な受け入れに努めること。」就Bの場合は少し違うかもしれないですけども、そういったことや、「事業者が事業所のネットワークや協議会に事業者が連携協力または参加するようなこと。」「強度行動障害者の支援者養成研修などを積極的に受講し、専門的な対応ができる職員の養成に努めること。」など研修事項に関するようなことを条件として付けてはどうかということで挙げられています。これは例なので、これに縛られるわけではないですが、そういったところが例として挙げられているような状況でございます。 では、本日議論いただきたい内容という項目が資料一番下のところに書かれている就労継続支援B型についてというところに3点記載させていただいております。この3点についてのご意見、ご議論いただけたらと思います。 1点目が、「事業所のサービスの質を確保、向上させるための方策について」、2点目が、「事業所の新規指定を制限することについて」、3点目が「その他資料を踏まえた意見について」をお願いできたらというふうに考えております。 事務局からは以上です。ありがとうございました。
加藤会長	どうもありがとうございます。 それでは、ただいまのご説明についてご意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。
森川委員	事業所の指定する目的でいうと、新しい受給証を申請するのをやめるという意味で受けとめてもいいですか。 新規指定を全くしないということでいいですか。
事務局 （村上）	総量規制と呼ばれるものは、おっしゃったように新規指定を制限するのですが、これは期間を定めてすることになります。 例えば、この1年間は新規の指定を制限します。

	そのあとの1年間はまたするかどうかは検討して進めていくという形になります。
事務局 （井上）	補足です。 あくまで事業所の数が増えることを制限するだけであって、使いたい人に対する支給決定を制限するものではありません。 事業所が余っているような状態ですから、受給者の方が申請すれば、使える事業所は市内も市外にも十分あるという状態だと考えております。
森川委員	事業所が余っているという状況は、私たちがもっと、使えたらいいっていう意味ですか。 重度障害者とか医療的ケアが必要な方も使えるという意味ですか。
事務局 （井上）	就労継続支援B型につきましては、利用者さんの心身の状況や、その方のご希望に応じて支給決定をさせていただいております。 就労継続支援B型については、重度の方のご利用の希望は少ないですけれども、中には使っておられる方もいらっしゃいます。 就労継続支援B型というサービス種別で提供するサービスや、実際にサービスを提供する社会資源の状況とが、本人さんの必要性が合っていれば、そこはこちらとして支給をしているという状態です。
森川委員	利用している例はありますか。 重度障害者が実際に使える事業所というのはあるのでしょうか。
事務局 （井上）	どういう状況でも受け入れられるというわけではないですけれども、事業所の体制によって受け入れされている事業所もあります。 実際に利用されている方もいらっしゃいます。
森川委員	障害者が本当に使いたいときに条件に合う事業所があるかどうかというのは、現状に合っているかどうかになろうかと思いますし、やはり定員が割れているのに使えない障害者がいるというのは合わないのかなと私は思っているのですけど、実際に、地域移行支援する障害者は、スムーズに働ける環境が必要なので、やはりスムーズにそういった制度を使えないとひきこもりになるのではないかということも考えています。

	B型という事業所は、私たちがやはりそういうことを考えると必要な、大切な面があるかなと思っています。 単に事業所があるではなしに、障害者が使えるかどうかっていう面が私たちはわかりにくいかなと思っています。 工賃を上げるというあたりに何かこだわっているというのも私たちは不安を感じています。
加藤会長	ありがとうございます。 今回も、利用者がより適切に選択ができるための情報の整備だとか、提供というのが今後、より適切なB型のあり方を進めていく上では大切ではないかという意見がいくつか出ておりました。 障害のある方々が非常に使いやすい、選択しやすいというような情報提供が必要なのかなと思います。よろしいでしょうか。 それでは他の委員の方、いかがでしょうか。
辻委員	辻です。総量規制とは関係ないんですけども、不適切な事業運用をされている事業所さん、あまり障害者のためを思っていない事業所さんがあるとすれば、その事業所さんに「もっとこうしてください。」「こうした方がいいのではないでしょうか。」等、何か言うことができるのでしょうか。 それとあまり悪質な事業所さんがいれば、もう極端な話、やめてもらうことはできますか。
加藤会長	指導・監督等についてですね。
事務局 （井上）	それがまさに指導・監督ということで、本市で言えば福祉指導監査課という課が所管をしています。 資料の中にもありましたが、自分たちが高い報酬をもらうために工賃の会計をごまかしているような事業所がある、市内の事例です。 実際にそういうことが運営指導や、監査の中でそういった指摘がなされる。お金の返還をしないといけない、或いは事業所の指定の取り消しをするという事案も実際にあります。これは事後的な対処になるので、そのとき、そういう事業所があるという時点でもうすでに利用者さんに大分迷惑がかかってしまっているような状態なので、指導・監督はどちらかというと、起こってし

	まったことへの対処で、指定の規制というのは、あらかじめそれを予防するためのものと考えるとわかりやすいと思います。
加藤会長	質の確保、向上の取組というところにも関連する部分があると思うんですけども、他いかがでしょうか。
山本委員	指導・監査のお話ですけども、おそらく茨木市は、他市と比べてすごく細かく、慎重に指導・監査をされているのかなと私は思っております。そこの部分では非常にきちっとされていると思うのですけども、その前段階の部分のところで、昨今すごく私が感じるのは、事業所によって、SNSで宣伝をし、利用者さんを誘引するようなこともすごく溢れていると感じます。どうしてもSNSの露出というのは非常に目にもつきますし、いいように映るので、そこで良いところだなと思って実際に利用したら、本来、一般就労に向けてその人の社会参加のために福祉的な就労を支援する事業所であるのにも関わらず、基本報酬をとるためだけに利用者さんをうまく使うとか、それで合わなかったらやめてくださいと言って、また一から探さなきゃいけないっていうところがすごく増えていると思います。そういったところがやはり問題と思っていて、もちろん茨木市内にはすごく丁寧な支援をされている事業所さんも実際にあります。例えば精神障害のある方だったら、毎日通所できなかったり、仕事に行きたくても事情があって会社に行けなかったり、それでも丁寧に支援をして、その方が、仕事ができるように生活面も含めてサポートするという事業所さんもありますが、そういったところはなかなかやっぱり報酬に繋がらないところがあります。そういったところをどうしていくのか、どう見極めていくのかというのはすごく感じております。 そのため、指導・監査の強化というよりも、指定のときに、そういったところで意見をある程度行政側が伝えるという部分では必要なことなのかなと思います。
加藤会長	ありがとうございます。 他、いかがでしょうか。
政森委員	茨木・摂津就業・生活支援センターの政森と申します。 この就業・生活支援センターというのは、一般企業への就職を目指される

	方が主に使われるセンターになります。就Bを使われている方が、一般企業に働きたいという思いを持って、センターに何名かご相談に来られている場合もあるんですけれども、やはりすごく少ないのかなというところを実際肌で感じている部分ではあります。ただ、事業所さんの職員さんにも就職活動お手伝いしてもらえないのかという話をすると、やはり事業所運営でいっぱいいっぱいで、なかなか就職活動、個人へのフォローっていうのは難しいというようなお話もよく聞きます。 ただ、事業所を経営的にも安定させるためにも、いろいろ頑張っておられる事業所さんもあるというのはよくわかるんですけど、やはり営利目的立ち上げた事業所もあり、実際、実地指導では事務所として住所が記載されているところに何もないという話も大阪市内では多々あるというふうに聞いております。やはり監査に行っておられるという話は聞くんですけど、行くときだけきちんとしているようなところもあるとは思うので、やはり地域のネットワークにも入ってきてもらう必要があるのかなと思っております。 今回、日中活動の部会の山本委員もいらっしゃるので、新規の就Bさんが事業所連絡会に加入されているのかどうか、現状がすごく気になっていたので、ぜひ教えてもらえたらなと思っております。 お願いいたします。
山本委員	事業所連絡会の加入ですけども、就Bは割と多く加入していただいています。 なので、事業所連絡会の方でもいろいろな部会活動や研修は、就Bの職員さん事業所さんにも案内はしていますが、やはりお仕事と重なり、どうしても日中の研修会や部会の集まりの参加率は圧倒的に少ないです。 もっと少ないのが就Aで、加入はほぼないです。おそらくネットワークもあまり必要とされていないのかなと感じます。 就Bについては、一定の事業所さんは横の繋がりを必要と感じているけれども、なかなかお仕事をする時間帯に出てくるのが難しいという感じなので、連絡会としてもやはり活動の時間帯であるとかも考えていかなければならないという課題はあります。
加藤会長	ありがとうございました。 ちょっと時間が迫って参りましたので、あと1件ぐらいどうしてもという方は

	いらっしゃいますか。 私自身もこれまでの拙い経験で、以前は就A、だいぶ前ですけど放デイとかは、やはり不適切な事業所がみられたというのを思い出しました。 総量規制を、例えば1年やってみるとしても、障害ある人にとって非常に有用な、ユニークな取組をするB型というのが新規で出てくるということが今後はあろうと思います。1年、まずやっていくということであればやってみた上で、既存のところは全部OKだという訳ではなく、やっぱり今不適切なところがあるのであれば、やはりそれをどうしていくかということが課題だと思います。 そういう意味では業務が増えたりはするかもわかりませんが、いろんな評価、常に第三者評価、それも事業所が恣意的に選ぶ委員ではなく、市が一定のルールを設けた上での第三者による評価、それから当事者評価、当事者含めた公聴会だとかをやっている事業所なんかもありますし、そういった仕組みなんかも考えながら、利用者にとって、より良い事業所が増えてくれたらなということを願っております。 それでは、この件につきましては、これで終わりたいと思います。 続いて、「(2)－② 適正なサービス提供基盤の整備について(共同生活援助)」について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局 (村上)	続いても説明をさせていただきます。 共同生活援助についてです。 先ほどご確認いただきました参考資料①の就労継続支援B型のグラフの絵があったと思いますが、その次のページとなります。 そのページからが、共同生活援助に係る説明資料のページになっておりますので、ご覧いただきたいと思います。 こちらに記載の内容について、要約させていただきますと、共同生活援助、これがグループホームのことになります。グループホームについては、先ほどの就Bと同じように、市内定員数や、月平均利用者数の表を載せさせていただいているんですけれども、そちらご覧いただきますと、一定市内の定員数は、月平均利用者数を少し上回っている状況になります。 先ほど、もちろん就Bほど大きな乖離が起こっているというわけでなく、何とか満たしているというような状況ではございます。 そういった状況である中、国から、近年、グループホームにおいては、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者が参入してくるというようなこと

が多く見受けられており、障害特性や障害程度などを踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念されている、というような指摘があるところでございます。

近隣市の状況については、現状、総量規制等の予定は確認できていませんが、今後検討が行われるような可能性はあるものと考えております。

茨木市としては、現状、グループホームの量を確保していくということは、引き続き必要であると考えるものの、特に特定のニーズ、例えば、強度行動障害の状態にある方や、身体障害と他の障害の重複がある方などは、利用を希望していてもなかなか入居先が見つかりにくいといった現状があることから、何か質的な側面で整備をすることができないかというふうに考えており、先ほど申し上げた、国が示しているような意見申出制度の活用を今検討しているといったところです。

以上のような状況でございまして、先日定例会の構成メンバーの方からいただきましたご意見について、A3縦長資料のこの表の中を目で追っていただけたらと思います。

こちらの真ん中あたり②番、共同生活援助についてというところでございます。

1点目が、事業所のサービスの質を確保、向上させるための取組として考えられる手法についてという項目につきまして、主な意見というところです。

「(1)事業所への指導・監査を強化するとともに、事業所が適正に評価される仕組みを整備する必要がある。」

「(2)現場では深刻な人材不足が生じており、人材確保や人材育成の取組を行う必要がある。」

2点目、事業所の新規指定にあたって、強度行動障害の状態にある者や身体障害と他の障害の重複のある障害者等の受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合、本市における影響についてという項目についての主な意見でございます。

「(1) グループホームについては、量が現状充足しているとは言えない状況の中、条件に対応できる世話人や生活支援員の確保の目途が立たず、新規参入が妨げられることにより、事業所不足が継続する可能性がある。」

「(2) 強度行動障害や身体障害と他の障害の重複のある方を一定割合受け入れることは、利用者支援に混乱や緊張が生じる可能性があること

	に加え、新規設置にあたり、地域住民の理解が難しくなる可能性がある。」 3点目、上記の制限を行わなかった場合、本市における影響についてという項目です。 「（1） 受け入れやすい中軽度の利用者に偏る可能性があり、強度行動障害のある方など、支援ニーズの高い利用者の入居先の不足が解消されない状況が続く。」といったご意見です。 4点目、それに代わる条件や意見についてという項目でございます。 「（1） 特定ニーズの対応を条件とするのではなく、重度障害者等の受け入れに見合う人員配置強化、研修体制、報酬・加算制度などの整備を並行して進めるべき。」 「（2） 強度行動障害や身体障害と他の障害の重複のある方の対応ができるグループホームの設置・運営に係るサポートを行うなど、後押ししていく取組が必要である。」そういったご意見がございました。 最後、その他参考資料を踏まえた意見についてということでございます。 「（1） 強度行動障害がある方や医療的ケアが必要な方などが利用できない課題は大きいが、中軽度の人向けのグループホームも茨木市においては不足している状況。指定の条件をつけることについては時期尚早である」 「（2） 量だけではなく、質を重視した整備を進め、適切な支援体制を整備している事業所が評価される必要がある」といったものが主な意見ということ出ておりました。 本日、下の方に書かせていただいています議論いただきたい内容についてというところは、記載の3点でございます。 「（1） 事業所のサービスの質を確保、向上させるための方策について」 「（2） 事業所の新規指定にあたり、本市の状況を踏まえ、付与することが望ましい条件・意見について」 「（3） その他資料を踏まえた意見について」という3点お願いしたいと思います。 以上事務局からの説明となります。 よろしくお願いいたします。
加藤会長	どうもありがとうございました。 それでは、ただいまのご説明について、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

辻委員	辻です。私も枚方のグループホームで調理をしていますが、世話人さんが足りないので、もう70代・80代の方が来られていて、高齢だけれどもしっかりされていますが、やはり若い方がグループホームの世話人さんをなかなかやっておられません。 少子化がこの先ずっと続くと思うので、ここの業界に限らず、特に人材が足らなくなります。 そして事業所のサービスの質の向上について、職員さんの毎月研修や勉強会があるので、質向上とかはやはり研修で培われていくものではないかと思います。
加藤会長	どうもありがとうございました。 他いかがでしょうか。
山本委員	グループホームに関しては、自分が住むところ、暮らすところは制限されるべきではなく、どんな重度の障害のある方でも、自分の住みたいところで暮らしをするというのが、当たり前、大前提だと思います。グループホームについて茨木市の現状、充足していない、もしくはトントンの状態であるというのであれば、やはり、もう少しグループホームが選べるというのはすごく大事だと思っています。 私のところでも日中の事業所を運営させてもらっているんですけども、やはりグループホームに住みながら、しみずに通うとなったときに、グループホームが見つからないからしみずに通えないという事例も結構たくさんありますし、逆にしみずに通おうと思ったらグループホームがないので、在宅を続けるしかないというのが実際にありますので、そういったところを考えるとまだグループホームは足りていないのではないかと思います。
加藤会長	どうもありがとうございます。 他いかがでしょうか。
石原委員	石原です。 強度行動障害の方や、重複の障害の方の受け入れができるグループホ

	ームが茨木市で少ないと聞いたんですけど、そういう方が入れるグループホームっては実際茨木市にありますか。
加藤会長	この点いかがでしょう。
事務局 （村上）	全くないわけではないと思います。実際にグループホームで強度行動障害の方や、身体障害、その他重複障害がある方がいらっしゃると思いますが、新たに探そうと思うと、なかなか空きがなくて見つからないというのが現状なのかなと思います。 新たに探して見つからないというのが、例えば人員不足なのか、人がいるけれどもスキルがないから受け入れられないとか、そういったところの問題が複合的に絡んでいるのではないかというふうに認識しています。
石原委員	入ってらっしゃる方は気持ちよく暮らしてらっしゃるのでしょうか。慣れなどもあると思いますが。
事務局 （村上）	そうですね。 グループホームの中で、うまく合わなければ、他の施設を探すであるとかということはあろうかと思いますので、その事例がたくさんあるというふうには認識しておりません。
山口委員	世話人さん不足について、先ほどお話あったと思うんですけれども、逆にソフトな面であってそのハード面での、例えば身体障害の方、例えば車椅子ユーザーの方だと、おそらくグループホーム通うにあたってとてもハード面ネックになるのではないかというところで、例えばバリアフリー工事の助成や、すでにあったら、その辺少し勉強不足でわからないですが、そういった、改修工事にあたっての助成であったりとか、強度行動障害の方に関しても、クールダウンできるスペースを設けるであるとか、そういった支援ツールをそろえるにあたっての、何か補助みたいな制度があれば、少し参入のハードルは下がるのではないかと思いました。

加藤会長	どうもありがとうございます。 他いかがでしょうか。
辻委員	何回もすみません。 私のところのグループホームだけの話ですけども、車椅子の方が1人、すごくヒステリーに「わっ」とか「ぎゃっ」とか言う人が1人います。 そういう方の受け入れ、うちとかは特別かもわかりません。 こんなこと言うと少し語弊がありますけど、扱いにくい方はやはり世話人さんもすごく体力、気力がいるのと、地域住民の理解が難しくなって、重度の方の理解が難しいというのは、気持ち悪いとか怖いとか思う方がいるということで、やはりちょっと悲しいことだなと思っていました。
加藤会長	貴重なご意見ありがとうございます。 強度行動障害の人はいますけども、なかなか行き先がなくて、在宅で見ざるをえない状況であったり、また、辻委員おっしゃったように、世話人さんやタッフが高齢化していて、いろいろなグループホームでもその利用者の方も高齢化していき、そうすると日々、介助をやる方も変わっていきますし、大変になっていっている中で、私の知っている人でもやはり、仕事続けていきたいけど自分の体力では、もうこの方々の介助をすると事故に繋がるんじゃないか、続けるべきじゃないと判断された、という例もありまして、なかなか大きな課題だというふうには思います。 そういう意味でいくと、今回の、A3の資料の方につけていただいている代替の条件のところも、特定人数の対応を条件としてしまうとますます参入が増えないかもわからない。 なので、強度行動障害だとか重度の受け入れに見合うような、人員配置強化や、研修体制等、やはりそういったところで、「私も働いてみようか」と思っていただける方を、どう増やしていくか。計画を立てていくし、こうしていきたいというのはあるんですけど、それをどうやったら実現するかという非常に難しく、ハウの部分というのは、有意義な意見もあって、そういうのを考えながら集約していただいたものを、今回のこの会議だけに使うのではなく、今後よりよくするために、ぜひ活用していっていただきたい。 それから次の児童のところとも関連するんですけど、山口委員おっしゃったように障害特性だとか、例えばクールダウン部屋や視覚支援、そういったノウハウ、人的なサポートだけじゃなくて物理的なところの見直しみたいなことも必要であるのかなと感じます。

	私見ですけども、意見させていただきました。 それでは、この件につきましては、これで終えさせていただき、次に「（2）－③ 適正なサービス提供基盤の整備について（児童発達支援・放課後等デイサービス）」について事務局の方からご説明お願いします。
事務局 （角谷）	発達支援課の角谷と申します。よろしくお願いいたします。 こちらも同じように、資料のほうまず参考資料①、こちらがページで言いますと17ページ、枚数で言いますと9枚目の表側からご説明をさせていただきます。 意見聴取の経過とさせていただいているところを簡単にまとめてご説明させていただきますと、国としましては児童発達支援や放課後等デイサービスについても、利用者が増加しておりまして、サービスの質の確保ですとか、地域の是正のためには、先ほどご説明がありました総量規制、事業所の新規の指定を、一定期間認めないでありますとか、意見申出制度、一定の条件をつけて、その事業所の新規指定を認めるということを市が都道府県に求める制度の活用を求めているということを背景として述べています。 現状としては、次のページに書かれております。 本市の現状といたしましては、児童発達支援、放課後等デイサービスでは、利用者、事業所数ともに、増加傾向が続いておりまして、供給、事業所数が需要、利用者数を若干上回る状況で推移が続いております。 この伸び率の傾向が続く場合は、令和11年度までは、同様な傾向が続くというふうに見込んでおります。 一方、国の計画の考え方、基本指針では、一定の条件である場合には、この計画上の利用者伸び率というのを全国平均に抑えるというようなことが示されておりますので、そのような場合には需要と供給の乖離が大きくなる可能性がございます。 需要供給のバランスの他にも、児童の方でも医療的ケアが必要な方や強度行動障害の状態にある児童、または重症心身障害の児童についてはやはり受け入れ先が少ないということがありますので、その充実は課題であるというふうに考えております。 このような課題・背景を示した上で、定例会の方でいただきました意見をまとめたものがこちらの資料になりまして、真ん中の下側ぐらいで、③児童発達支援、放課後等デイサービスについてという部分となっております。 こちら、まずいろいろご意見いただきました1つ目の項目といたしまして、事業所のサービスの質を確保・向上させるための取組として考えられる手段について、ということにつきましては、困難なケースに対応する事業所を評価することや、実地指導、監査等について、療育の内容、仕組みの質についても

	指導することが検討できないかというようなご意見をいただいております。 2つ目は、事業所の新規指定にあたって、先ほど申し上げました、受け入れ先も少し不足しているという認識をしています、医療的ケア児や強度行動障害の状態にある児童または重症心身障害児のいずれかの受け入れを一定割合で行うことを条件とした場合の影響について、ご意見をいただいております。 いただいたご意見としましては、事業所の数が十分ではないという状況のもとでは、医療的ケア児等以外の児童の方についても受け入れ先が不足するということや、人員配置や設備面で質が低下することを懸念するようなご意見をいただいております。 3つ目としまして、先ほど申し上げたような医療的ケア児の受け入れについて制限を行わなかった場合の影響につきましては、医療的ケア児等、特に強度行動障害児の受け入れ先の不足というのが解消されないということのご意見をいただいております。 4つ目としまして、この医療的ケア児等を受け入れる以外に、事業所を新規指定する場合の条件についてご意見をいただいたものとしましては、支援学校の児童や市内在住の児童を受け入れることを条件とすることや、構造化やクールダウン室等を設けること等、設備面での条件をつけてはどうかというご意見をいただいております。 その他、参考資料踏まえたご意見といたしましては、サービスの提供体制を考えるにあたっては、事業所の所在ですとか、茨木市民以外の方が茨木の事業所を利用されておられる状況等を考慮したり、保護者が適切な事業所を選択したりできるような情報提供体制が必要であるというようなご意見をいただいております。 次に、皆様にご議論をいただきたい内容としましては、資料の一番下のところの項目として挙げた3つ、同じように書かせていただいております。 障害児通所支援、放課後等デイサービス、児童発達支援についての質の向上のための方策について、2つ目が、事業所の新規指定を制限することについて、3つ目がその他資料を踏まえたご意見についてとなっております。 それでは皆様よろしくお願いいたします。
加藤会長	どうもありがとうございました。 それではただいまのご説明についてご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。

山本委員	放課後等デイサービスと児童発達支援ですけれども、実はうちで放課後等デイサービスを運営しております。 質の担保というところになるんですけれども、ここについては今まで話し合ってきた事業に比べたら、国の公表の制度があって、利用している各保護者の方に必ず年1回はアンケート調査をして、それを大阪府に提出して、それはワムネットを通して情報公開しないといけないという制度がございます。そこに関しては、もちろんうちの放デイでもしておりまして、かなり忌憚のないご意見をいただくというところでは、非常に質の担保にはなっていますし、自己評価というところでは非常に活用させていただいております。 重度の方の受け入れなんですけども、これについても少しいろいろと感じるところもありまして、ここ数年、放課後等デイサービスの特に新1年生の申し込みの競争率、もうすでに来年3月に卒園するお子さんの放課後等デイサービスの放活と言うんですかね、就活みたいな、それがもうすでに始まっております。より良いところを、自分のお子さんに合ったところを必死になって、家族さんが探して、年内には事業所を決めないといけないと思っておられて、必死になって保護者の皆さんが活動されています。 その中で、資料の数を見ていると、事業所数は飽和状態になりつつあると言いながらも、見つからないというお子さんが出てきていて、やはりその方達は重度の知的障害の方であったり、医ケア児であったり、重症心身障害児であったりします。医ケアの方とか重心の方は、おそらく受け入れに特化した事業所さんが、茨木市でもあると思いますが、特に重度の知的障害の方、強度行動障害と言われる方の行き先が本当になくて皆さん困っている状況です。 相談を受けることも多いですので、何とかそういう子どもたちが、きちんと療育を受けて生活できるようなスキームを見つける機会を得るっていうのはすごく大事なことではないかなと思っています。そこの部分を思うと、一律に総量規制ではなく、一定条件をつけてきちっとやったりするところを増やしていくというのも大事なのかなと、資料をみて感じました。
加藤会長	どうもありがとうございます。他いかがでしょうか。

山口委員	私も山本委員と同じような意見にはなるんですけれども、やはり重度の知的障害のあるお子様の行き先がなかなか見つけられないというような状況が続いています。例えば、特に茨木支援学校に行けないという、送迎に行けない利用者さんも多いので、今回高等部、高槻支援学校の中学部に入っていたお子さんが高等部に上がるにあたって、その事業所に行けなくなってしまうこともあったりして、定例会の資料にも書かれている通り、年齢が中高生になってくると、より見つかりにくいという現状もあります。親御さんが送迎して通って、1時間療育をして帰るっていう事務所がすごく増えてきているんですけれども、送迎が必要なお子さん、ご家族で送迎できないような状況にあるお子さんが利用できるところが、だんだん減ってきたと感じております。 そういったところがどんどん占められて個別療育のところがすごく増えてきたというのが印象なので、送迎のある、例えば重度のお子さんが利用できる事業所がもう少し増えてくれたらいいなと思います。
加藤会長	どうもありがとうございます。 他、どうしてもという方いらっしゃいますでしょうか。 私も今山本委員・山口委員がおっしゃったことがうまく進んでいけばというふうに思いますし、特に強度行動障害の場合は、早期療育をしないと、やはり家族でも、例えば親子関係の悪化につながったり、虐待のリスクの1つに挙げられているので、早く解決していくべき課題だなっていうふうに思います。 また山口委員がおっしゃっていたように、特別支援学校を利用していた場合に、中学部から高等部でいくときに茨木支援に移るというのは、そこでの切り換えがうまくいかないという問題もあるので、その辺も整理していく必要があるのかなということも思いました。 つたない議事進行で申し訳なかったですけど、お集まりの皆様にはいろいろご意見いただきありがとうございました。 今のご意見等をできるだけ反映していただいて、計画の方に、参考にしていただければと思います。 私の方はこれで事務局にお返ししたいと思います。 どうもご協力ありがとうございました。

事務局 （井本）	皆様本当にありがとうございました。貴重なご意見をいただけたと思います。 それでは、今後の流れでございますけれども、本日、皆様からいただきましたご意見につきましては、事務局の方で、ご意見などをまとめるなど整理を行い、最後、加藤会長のご承認を得まして、9月頃をめどに、自立支援協議会のご意見として、市へ答申いただく予定としております。 そのご意見を踏まえまして、作成いたします、障害福祉計画と障害児福祉計画の案につきまして、本市障害者施策推進分科会で審議しまして、11月にはその内容を固めて参りたいと思っております。 それではこれをもちまして、障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る意見答申検討委員会を終了させていただきます。 本日は誠にありがとうございました。 （終了）